731
106

0007213000

0007213-000

７３１－１０６

関東局施政三十年史

関東局・編

関東局

昭１１

ABH

工4L100

關東局施政三十年史

發行所寄贈本

昭和十二年 帝國 一

大業

恢弘

溥吉題

731
1064

序

昭和十一年九月一日は關東局の一の前身たる關東都督府設置三十年の記念日である。卽ち關東州及南滿洲鐵道附屬地に對する民政實施以來恰も所謂一時代を經過した譯である。

顧みれば帝國が此の地域に對する租借權乃至行政權を露國より繼承するに至りたる目的は、八紘一宇の精神に依り東洋永遠の平和を確立し住民の福祉を增進するに在つた。其の爲我國は多數の國民と巨額の資本とを送り、拮据經營遂に今日の成果を收むるに至つたのである。

今日の狀態を露國より繼承の當時に比較すれば人口は四倍强、內地人人口は二十二倍となり、貿易總額は十三倍となり、殆ど皆文盲であつた滿洲人は三〇パーセントの就學率を示し、猖獗を極めた匪賊は全く跡を斷ち、道路は四通發達し、水道は完備し、岩石疊々たりし禿山は綠林に變じ、農民は齊しく擊壤鼓腹して皇道の治を讃へ、名もなき一漁村は一躍して上海の壘を摩する近代的貿易港大連と爲るに至つた。其の他行政各般の事業悉く成功を以て目せられ、文化は普及し產業は興隆し諸

族安居し、東亞の一角に嶸然たる光彩を放つ一箇の樂土を現出したのである。

併しながら其の間には支那側の幾多の妨礙があり、殊に張家の東北政權は露骨に排日侮日の政策を採り我が在滿權益を蹂躙するの擧措枚擧に遑なく、當局先輩の苦心も慘澹たるものがあつたのである。

昭和六年遂に暴虐膺懲の滿洲事變が勃發し、滿蒙の地に滿洲國の生誕を見、次いで帝制確立せられ我國と不可分一體、一德一心、共存共榮の關係に立ち王道樂土、五族協和の平和鄕の建設に精進するに至つた。是に於て當局は滿洲國の健全なる發達を希求し、其の人員と技能と經驗とを傾けて之に協力し來つたのである。今や滿洲に於ける治外法權の全面的撤廢及附屬地行政權の移讓も將に斷行せられんとして居る。

此の秋に當り施政三十年記念日を迎へ此の一卷の歷史を編纂するは畏くも列聖宏謨の偉大を仰望し、歷代爲政者の功業を追想感謝し、將來の計を樹つるの資とせんとするものであるが、又同時に盟邦滿洲國に對して好箇の參考資料を提供する所以と竊かに確信する次第である。

本日我が滿蒙經營發祥の地たる旅順に於て關東局施政三十年記念式典を擧行せらるるに際し本書を世の識者に頒つことを得るは最も欣懷とする所である。

昭和十一年十月一日

關東局總長　武部六藏

凡例

一、本書は最近十箇年の事實を主とし、夫れ以前の事實に關しては其の關係を知る程度に止めた。

二、從つて始政後二十年の事實に就いては關東局施政二十年史の參照を得ば幸甚である。尤も其の中法規命令の公布、施行年月日及び番號等に付ては本書に於て特に正確を期したのである。

三、滿鐵又は滿鐵會社とあるは南滿洲鐵道株式會社のことである。

四、滿鐵附屬地とあるは當局管轄區域內たる南滿洲鐵道附屬地のことである。

五、州內とあるは關東州內、州外とあるは關東州外、卽ち南滿洲鐵道附屬地を指すものなるも、時に依り當局管轄區域外の鐵道附屬地をも包含するものである。

六、法規命令の公布、施行年月日及び番號等は概して法規命令の件名下に、又改正若は一部改正の文字下に括弧を以て表示したが、修辭の關係上場合に依り件名の冠頭に記載したものもある。

七、命令は概して命令者名を冠したが、府令とあるは關東都督府令、廳令とあるは關東廳令、局令とあるは關東局令のことである。又訓令とあるは其の當時の訓令、卽ち關東都督府訓令、關東廳訓令、關東局訓令のことである。

八、本文中に挿入すべき統計數字は便宜上卷尾に附表として一括收錄した。

九、管内事情及び施設事業の情勢並びに變遷等を一覽に資する爲卷末に寫眞版を添付した。

一〇、關東州全圖及滿洲國地圖は製本の關係上、特に帙入別冊として添付した。

關東局・大使館

關東軍司令部

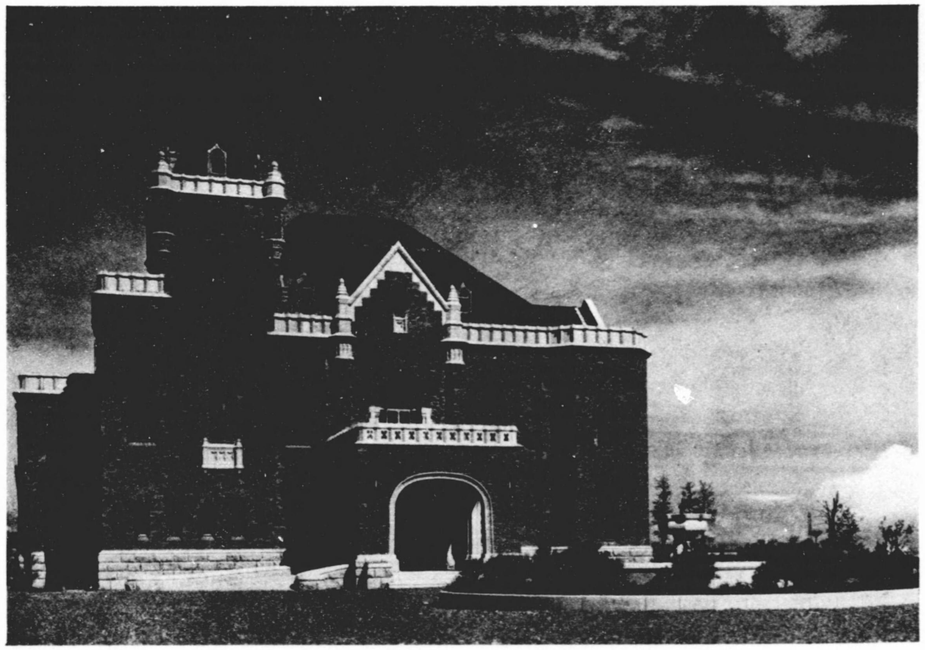

大使官邸

關東局分館

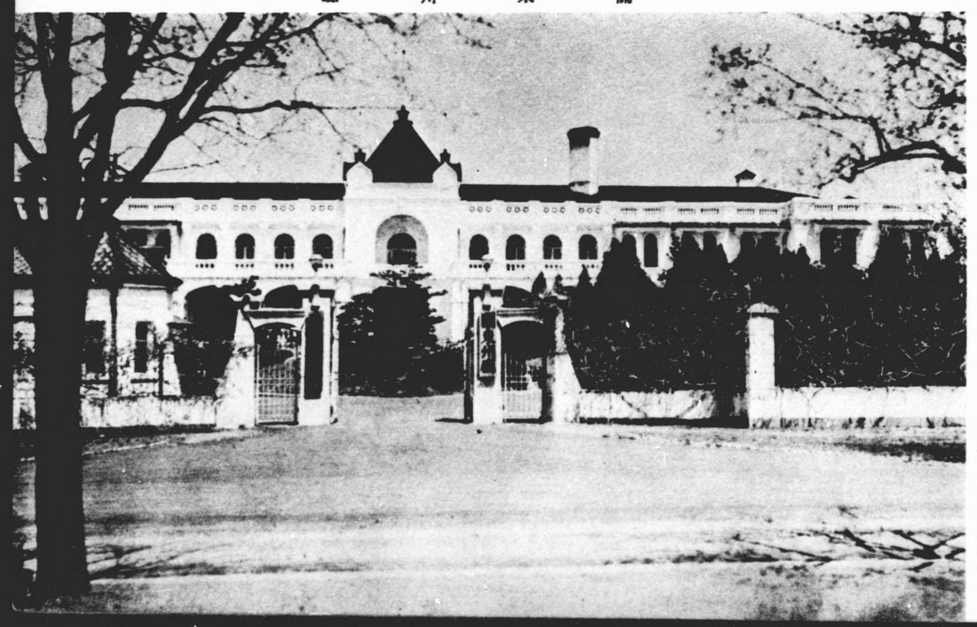

關東州廳

旅順要塞司令部檢閱濟

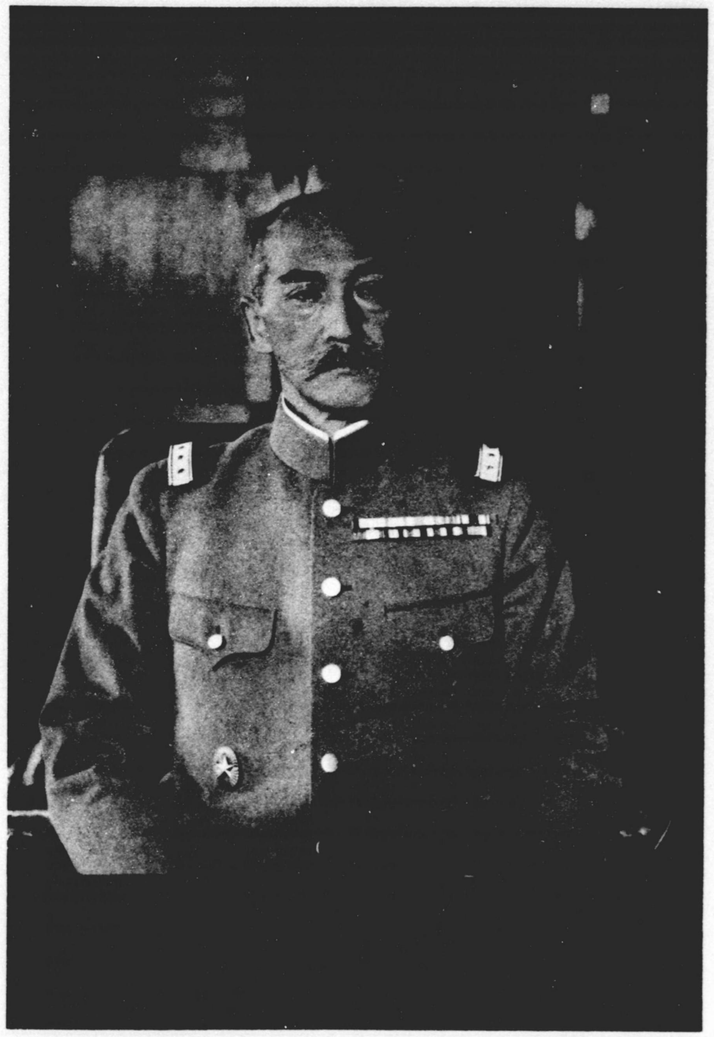

滿洲國駐剳特命全權大使
吉　謙　田　植

關東局總長
武部六藏

關東州廳長官
御影池辰雄

歷代都督

關東都督
大島義昌

關東都督
福島安正

關東都督
中村覺

關東都督
中村雄次郎

歷代長官

關東長官
山縣伊三郎

關東長官
林權助

關東長官
兒玉秀雄

關東長官
伊集院彥吉

歷代長官

關東長官
木下謙次郎

關東長官
太田政弘

關東長官
塚本清治

關東長官
山岡萬之助

歷代長官・大使

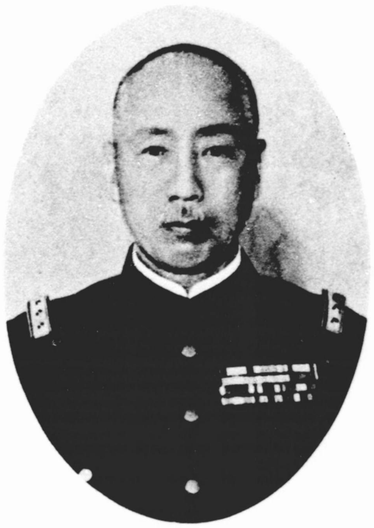

關東長官
武藤信義

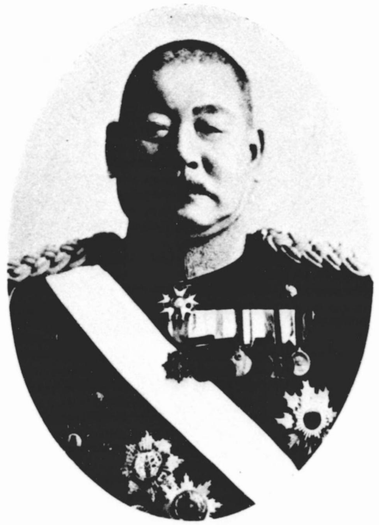

滿洲國駐劄特命全權大使
南次郎

關東長官
菱刈隆

歷代總長・州廳長官

關東局總長
大野綠一郎

關東局總長
長岡隆一郎

關東州廳長官
竹下豐次

關東州廳長官
大場鑑次郎

關東局施政三十年史

目次

第一章 總說……一
第一節 概說……二
第二節 地誌……一一
滿洲國……(二) 關東州……(三) 南滿洲鐵道附屬地……(一三)
第三節 關東州の土地……一三
概說……(一三) 關東州土地調查事業……(一四)
第四節 氣象……一七
氣象觀測事業の沿革……(一七) 氣象……(一九)
第五節 人口……二一
概說……(二三) 靜態調查……(二三) 動態調查……(二四) 國勢調查……(二九)
第六節 機構……四三
第七節 職員……四五
主なる諸官……(四五) 職員定員現員對照表……(四七)
第八節 施政沿革……五一

第二章　地方行政……六一

第一節　關東州の地方行政……六一

概說……（六一）　現行制度……（六六）

第二節　滿鐵附屬地の地方行政……七八

概說……（七八）　經費……（八二）　地方委員會……（八四）　土木……（八五）　社會施設……（九一）

第三章　外事……九三

第一節　概說……九三

緒言……（九三）　日露戰爭及び講和條約……（九三）　滿洲に於ける日支關係……（九七）

關東州に關する案件……（一〇二）　中立地帶に關する案件……（一〇四）

第二節　關東州租借地及び中立地帶……一〇六

關東州租借地の由來及び對外關係……（一〇六）　關東州租借地及び中立地帶の範圍……（一〇八）

第三節　南滿洲鐵道及び安奉鐵道……一一一

南滿洲鐵道……（一一一）　安奉鐵道……（一一一）　南滿洲鐵道及び安奉鐵道に關する期限……（一一三）

第四節　華府會議と滿蒙問題……一一五

緒言（一一五）……支那に關する九國條約……（一一五）　支那の關稅に關する條約……（一一六）

治外法權撤廢問題……（一一七）　租借地還付問題……（一一八）　所謂二十一箇條問題……

（一一九）　在支外國郵便局撤廢に關する決議……（一二二）　在支外國無線電信局撤廢に關する決議……（一二四）　在支外國軍隊撤退に關する決議……（一二四）　極東問題諮議院に關する決議……（一二六）　支那國の又は支那國に關する現存容諾に關する決議……（一二六）

第五節　滿洲國との關係……一二七

滿洲事變前の滿洲……（一二七）　滿洲事變勃發……（一二七）　滿洲事變に關する帝國政府の聲明書……（一二八）　國際聯盟の調査團派遣……（一二九）　滿洲國の建國宣言……（一三一）　滿洲國承認に關する帝國政府の聲明……（一三五）　日滿議定書の締結……（一三六）　秩父宮殿下の御渡滿……（一三八）　滿洲國皇帝陛下の御訪日……（一三九）　滿洲國に於ける日本帝國の治外法權撤廢竝びに附屬地行政權の調整乃至移讓に關する問題……（一四〇）

第六節　關東州內の外國機關……一四四

關東州內の外國領事館……（一四四）　駐大連滿洲帝國外交部辦事處の設立……（一四四）

第七節　稅關……一四五

關稅制度……（一四五）　大連稅關……（一四六）　關稅法規……（一五〇）

第四章　兵事……一六三

第一節　概說……一六三

第二節　兵事事務……一六四

第五章　教育……一六七

第一節　概說……一六七

始政以前の教育……(一七七)　始政以後の教育……(一七八)　現行教育制度……(一七七)
第二節　日本人教育……一八五
小學教育……(一八五)　中學教育……(一八七)　女子中等學校教育……(一八八)　實業教育……(一九〇)　師範教育……(一九一)　各種私立學校……(一九二)　幼稚教育……(一九三)
第三節　滿洲人教育……一九四
初等教育……(一九四)　中等教育……(二〇〇)　實業教育……(二〇一)　師範教育……(二〇二)
第四節　專門學校及び大學……二〇三
專門學校……(二〇三)　大學……(二〇四)
第五節　青年教育及び補習教育……二〇六
青年教育……(二〇六)　補習教育……(二〇七)
第六節　社會教育……二〇八
關東體育研究所……(二〇八)　旅順博物館……(二〇九)　滿洲資源館……(二一〇)　工業博物館……(二一一)　圖書館……(二一一)　少年訓練……(二一三)　青年團體及び婦人團體……(二一三)　其の他教育團體……(二一四)
第七節　滿洲事變と教育……二一四
概說……(二一四)　學校の活動……(二一五)　滿人教育の刷新……(二一六)　學校教練……(二一六)　滿洲國建國と我が滿人教育の寄與……(二一七)　南滿洲教育會の活動……(二一八)　大連中等學校滿蒙研究會の活動……(二一九)　南滿洲中等教育研究會の活動……(二二〇)
第六章　神社及び宗教……二二一
第一節　神社……二二一
概說……(二二一)　概況……(二二二)
第二節　宗教……二二二
緒言……(二二六)　新宗教……(二二六)　在來宗教……(二三〇)
第七章　司法……二三三
第一節　法務……二三三
沿革……(二三三)　現行制度(二三七)
第二節　刑務……二四九
沿革……(二四九)　現況……(二五一)
第八章　土木……二五五
第一節　市街經營……二五五
大連……(二五五)　旅順……(二六一)　金州……(二六二)
第二節　道路橋梁……二六五
大連……(二六五)　旅順……(二六九)　其の他一般……(二七一)
普蘭店、雞子窩及び城子疃……(二六四)

第三節　上水道……二七五
大連水道……（二七五）　旅順水道……（二七五）　金州水道……（二七八）　龍子窩水道……（二七九）
普蘭店水道……（二七九）
第四節　下水道……二九二
大連下水道……（二九二）　旅順下水道……（三〇〇）　金州下水道……（三〇一）
第五節　建築……三〇二
官行建築……（三〇二）　一般建築……（三〇四）
第六節　水源水利調査……三〇八
概説……（三〇八）　水源調査概要……（三一二）　附錄……（三一六）
第九章　社會施設……三一一
第一節　概説……三一一
沿革……（三一一）　行政機關……（三一二）　聯絡統制機關……（三一五）
第二節　救護及び救療……三一六
救護……（三一六）　救療……（三一九）
第三節　保護……三二三
兒童保護……（三二三）　勞働保護……（三二四）　經濟保護……（三二六）　司法保護……（三二八）
第四節　社會敎化事業……三二八
矯風事業……（三二八）　精神修養……（三二九）　團體敎化……（三三〇）
第十章　農業……三三四
第一節　農業……三三四
概説……（三三四）　耕地及び農業戶數……（三三四）　作物……（三三五）　水田……（三三六）　蠶業……（三三七）　農業移民……（三三八）　農業施設……（三三九）　滿鐵會社の農業施設……（三四六）
第二節　畜產業……三七〇
概説……（三七〇）　各家畜の改良事業……（三七三）　畜產獎勵施設……（三八一）　競馬事業……（三八六）　滿鐵附屬地に於ける畜產……（三八八）
第三節　林業……三九〇
概説……（三九〇）　造林施設……（三九〇）
第十一章　水產業……三九七
第一節　漁業……三九七
概説……（三九七）　漁業……（三九九）　水產製造業……（四〇五）　養殖業……（四〇七）　水產團體……（四〇七）　漁獲物販賣機關……（四一〇）　漁業協定……（四一二）　水產試驗場……（四一三）
第二節　鹽業……四一七

概說……（四一七）　生產及販路……（四三一）　獎勵及助長施設……（四三四）

第十二章　鑛業……四一九
第一節　概說……四一九
第二節　關東州の鑛業……四二九
第三節　鐵鑛業……四三三
鞍兒溝鐵山……（四三六）　鞍山鐵山……（四三八）
第四節　炭礦業……四四〇
本溪湖炭礦……（四四〇）　撫順炭礦……（四四三）

第十三章　工業……四四七
第一節　概說……四四七
第二節　各種工業……四五〇
柞蠶絲工業……（四五〇）　綿絲布工業……（四五三）　麻袋工業……（四五三）　毛織物工業……（四五五）
特殊鋼製造業……（四五六）　金屬及び機械器具工業……（四五七）　陶磁器工業……（四五八）　板
硝子工業……（四六〇）　硝子器工業……（四六一）　耐火煉瓦工業……（四六二）　セメント工業……
……（四六四）　油坊工業……（四六五）　顏料及び塗料工業……（四六八）　硬化油工業……（四六八）　窒
素工業……（四七〇）　混合飼料工業……（四七〇）　製材工業……（四七一）　マッチ工業……（四七二）

日本酒釀造業……（四七四）　製紙及びパルプ工業……（四七五）　石炭
乾溜工業……（四八六）　高粱酒釀造業……（四八七）　染料工業……（四八九）　製糖工業……（四九〇）
セール油工業……（四九二）　石油工業……（四九四）　製革工業……（四九四）　骨粉工業附製膠工
業……（四九五）　マグネサイト及びドロマイト工業……（四九六）　煙草工業……（四九九）

第十四章　商業……五〇三
第一節　概說……五〇三
滿洲に於ける商業の發達過程……（五〇三）　我が施政後に於ける滿洲商業界の趨勢……（五〇四）
第二節　貿易……五一四
南滿洲貿易の概況……（五一四）　大連港貿易……（五一九）　重要輸出入品の狀況……（五三一）
再輸出貿易……（五三九）
第三節　保險……五四一
保險事業の沿革……（五四二）　保險協會……（五四五）
第四節　取引所……五四六
概說……（五四六）　官營取引所……（五四二）　民營取引所……（五五四）
第五節　商工團體……五七三
邦人團體……（五七五）　滿人團體……（五八〇）

第十五章　度量衡……五八三

第一節　概　說……五八三
取締制度實施前……（五八三）　取締制度の實施……（五八七）　取締規則實施の指導及び宣傳……（五八八）
第二節　現　況……五八九
現行取締規則の概要……（五八九）　取締機關……（五九二）　計器營業者の狀況……（五九三）　計器販賣狀況……（五九四）　計器の檢定成績……（五九四）　計器の取締成績……（五九五）
第十六章　產業に關する諸調査……五九七
第一節　經濟調査會……五九七
經濟調査會の沿革……（五九七）　第一回經濟調査會……（五九八）　第二回經濟調査會……（六〇三）　第三回經濟調査會……（六〇六）　第四回經濟調査會……（六一〇）　第五回經濟調査會……（六一二）　第六回經濟調査會……（六二四）
第二節　業態調査……六二九
調査の趣旨……（六二九）　調査の概要……（六三〇）
第三節　物價調査……六五四
概要……（六五四）　物價の趨勢……（六五四）
第四節　勞働調査竝びに賃銀調査……六五八
調査の趣旨……（六五八）　勞働調査の概要……（六五九）　賃銀調査の概要……（六七二）

第五節　軍需工業動員及び資源調査……六七三
第十七章　財　政……六八七
第一節　概　說……六八七
會計の所管……（六八七）　會計機關……（六八八）　租稅……（六九〇）　官有財產及び專賣……（六九一）
第二節　歲　計……六九一
特別會計……（六九一）　地方費會計……（六九五）
第三節　租　稅……六九八
特別會計に屬する租稅……（六九八）　地方費に屬する租稅……（七〇八）　租稅制度調査……（七一八）
第四節　官有財產……七一九
概說……（七一九）　官有財產の管理……（七二〇）　官有財產の處分……（七二一）　官有杯野及雜種地整理……（七二三）　公用に供する土地建物の借上……（七二五）
第五節　專　賣……七二六
第十八章　通貨及び金融……七二九
第一節　通　貨……七二九
固有通貨……（七二九）　外國通貨……（七三四）　本邦通貨の變遷……（七三四）　現況……（七三七）

第二節　金融……（七二九）
金融機關……（七二九）　金融……（七三八）
第三節　外國爲替管理……（七三五）
外國爲替管理規則施行の經過……（七三五）　外國爲替管理實施の狀況……（七三七）
第四節　彩票……（七四一）
第十九章　警察組織……（七四三）
第一節　概說……（七四三）
第二節　現行警察機構……（七四九）
組織及び權限……（七四九）　警察官署……（七五一）
第三節　警察官の任用、待遇及び動務……（七五三）
任用……（七五三）　待遇……（七五五）　動務……（七五六）
第四節　警察官の教養……（七六七）
警察官練習所に於ける教養……（七六九）　一般教養……（七八四）
第二十章　保安警察……（七八七）
第一節　概說……（七八七）
第二節　諸營業……（七八八）
第三節　安寧警察……（七九〇）
原動機取締……（七九二）　銃砲火藥類取締……（七九二）　危險物取締……（七九三）　工場取締……（七九四）　建築取締……（七九四）　煙突取締……（七九五）　密輸出入取締……（七九六）　暴利取締……（七九九）
第四節　風俗警察……（七九九）
特種婦女取締……（七九九）　射倖行爲取締……（八〇三）　興行取締……（八〇四）
第五節　交通警察……（八〇五）
第六節　消防……（八〇七）
第二十一章　司法警察……（八一一）
第一節　犯罪の趨勢……（八一一）
第二節　犯罪の檢擧……（八一一）
第三節　防犯……（八一二）
第四節　鑑識施設……（八一三）
第五節　犯罪卽決及び拘留、科料處分……（八一四）
第二十二章　高等警察……（八一六）
第一節　概論……（八一九）
緒論……（八一九）　情報事務……（八二〇）　在留者其の他の取締……（八二〇）　船舶警乘……（八二三）

第二節　思想運動……（八三）
國家主義……（八三）　共産主義其の他……（八三）　反滿抗日……（八三六）
第三節　勞働運動……（八三〇）
勞働爭議……（八三〇）　勞働統制……（八三二）
第四節　朝鮮人……（八三三）
移住鮮人の狀況……（八三三）　日滿の施政に對する一般的感想……（八三四）　民族主義不逞鮮人……（八三五）
第五節　外國人……（八三六）
來往の狀況……（八三六）　官公衙……（八三七）　保護取締……（八三八）
第六節　出版警察……（八四四）
沿革……（八四四）　新聞雜誌……（八四六）　蓄音機レコード取締……（八四七）　出版物取締法規……（八四八）
第二十三章　警備警察……（八五一）
第一節　概說……（八五一）
第二節　匪賊の概況……（八五一）
總說……（八五二）　滿洲事變前に於ける匪賊の概況……（八五二）　滿洲事變後に於ける匪賊の概況……（八五六）

第三節　警備諸制度……（八五九）
保甲制度……（八五九）　治安維持會……（八六〇）　警務連絡委員會……（八六七）　防空協會及び防護團……（八六八）　鐵路愛護村……（八七〇）
第四節　警備概要……（八七〇）
匪勢概況……（八七〇）　治安肅正工作の概況……（八七三）　討伐概況……（八七三）　本溪湖附近に於ける剿匪行動……（八七四）　防空演習……（八七六）
第二十四章　滿洲事變と關東局警察官……（八七九）
第一節　概說……（八七九）
第二節　非常警備對策……（八七九）
特殊警察隊の編成……（八八三）　應援警察官……（八八三）　自警團……（八八五）　警察官の增員……（八八六）　匪賊討伐……（八八七）　警察官の奥地進出……（八八九）　武器彈藥の充實……（八九〇）
第三節　在留邦人の保護……（八九一）
在留邦人の救出……（八九二）　鮮農の現地保護……（八九三）
第四節　軍事行動への協力……（八九五）
支那軍警の武裝解除……（八九五）　出動部隊に對する援助……（八九六）　軍事徵發……（八九七）
第五節　反滿抗日分子の檢擧及び宣撫工作……（八九八）
反滿抗日分子の檢擧……（八九八）　宣撫工作……（八九五）

第二十五章　衛生……九七

第一節　衛生行政機關……九七

第二節　醫務……九九

診療機關……(九九)　特殊衛生機關……(九八)　藥品及び賣藥取締……(九九)

第三節　保健……九三

衛生試驗……(九三)　保健所……(九三)　藥劑業取締……(九三)　飲食物其の他の物品取締……(九三)　乳肉取締……(九七)　墓地及び火葬場……(九三)　汚物掃除……(九三)　出生、死亡及び疾病……(九三)

第四節　豫防及び防疫……九四

花柳病豫防……(九四)　結核豫防……(九五)　急性傳染病豫防及び檢疫……(九五)

第五節　阿片及び麻藥取締……九四

第六節　移民衛生調査……九四

第七節　獸畜衛生……九八

家畜傳染病……(九八)　畜牛結核病豫防……(九九)　畜犬取締……(九九)

第二十六章　鐵道……九五

第一節　概說……九五

第二節　南滿洲鐵道……九五

總說……(九五)　南滿洲鐵道……(九五)

第三節　金剛鐵道……九七

建設の趣旨……(九七)　建設の經過……(九八)　鐵道……(九八)　會社の內容……(九九)　營業の狀況……(一〇一)

第四節　滿洲諸鐵道……九九

總說……(九九)

第二十七章　水運……一〇〇

第一節　概說……一〇〇

第二節　南滿五港……一〇〇

大連……(一〇〇)　旅順……(一〇〇)　羊圈店……(一〇一)　營口……(一〇一)　安東……(一〇一)

第三節　出入船舶……一〇一

汽船……(一〇一)　帆船……(一〇一)　航路標識……(一〇一)

第四節　海事諸制度……一〇一

船籍……(一〇一)　船舶檢査……(一〇一)　船員……(一〇一)　水先……(一〇一)　海事審判……(一〇一)　港則……(一〇一)　海港檢疫……(一〇一)

第五節　航路……一〇一

定期航路……(一〇一)　不定期航路……(一〇一)　補助航路……(一〇一)

第二十八章　航空其の他運輸事業……一〇三七
第一節　航空……一〇三七
概說……(一〇三七)　航空略……(一〇三八)　航空氣象通報……(一〇四〇)　航空機登錄……(一〇四〇)　航空機乘組員登錄……(一〇四一)
第二節　軌道……一〇四一
第三節　自動車運輸……一〇四三
第二十九章　遞信……一〇四七
第一節　概說……一〇四七
第二節　郵便……一〇四八
第三節　爲替、貯金……一〇五三
郵便爲替……(一〇五三)　郵便貯金……(一〇五四)　郵便振替貯金……(一〇五五)　年金恩給支給……(一〇五六)
第四節　簡易生命保險及び郵便年金……一〇五六
簡易生命保險……(一〇五六)　郵便年金……(一〇五七)
第五節　電信及び電話……一〇五八
概說……(一〇五八)　電信……(一〇五九)　電話……(一〇六二)
第三十章　電氣及び瓦斯事業……一〇六五
第一節　電氣事業……一〇六五
概說……(一〇六五)　官營電氣事業……(一〇六七)　民營電氣事業……(一〇七一)　其の他の電氣事業者……(一〇七二)
第二節　瓦斯事業……一〇七四
第三十一章　滿洲事變以來の施政概觀……一〇七七
滿洲事變勃發當時……(一〇七七)　滿洲國建國以後……(一〇七九)　滿洲國帝政實施以後……(一〇八五)　在滿行政機構改革以後……(一〇八八)　關東局施設の現況……(一〇九一)

關東局施政三十年史目次　終

年表
附表
寫眞
別冊附圖

關東局施政三十年史

第一章　總　說

第一節　概　說

帝國が關東州及び南滿洲鐵道附屬地を我が統治下に置くに至つたのは日露戰爭の結果である。卽ち明治三十八年の日露條約に依り關東州の租借權及び南滿洲鐵道の經營權を露國より繼承したるに基くのである。元々露國が此の地に進出したのは東洋に於ける不凍港を設置し東方經略の根據地に充てんとしたものにして、主として軍事上の目的を達成するにあつたが、帝國が露國に代りて此の地に臨むや、皇道を恢弘擴充して東洋永遠の平和を確立し人類福祉の增進を念願したのである。

從つて帝國は此の聖業を具現せんが爲過去三十年間、文化、經濟、國防等各般の施設に全力を傾注した。換言すれば明治三十九年關東都督府設置以來都督四代に及び、其の後大正八年四月關東廳官制の實施により國防は關東軍に移り、文化及び經濟等一般行政に專念して長官の迭はること十一代、更に友邦滿洲國の建設に伴ひ其の後の情勢に對應せんが爲、在滿行政機構の改革に依り昭和九年十二月關東局が設置せられて大使二代の今日に至るまで、其の施政方針は終始一貫して微動だもせず、拮据國策の遂行を執掌して遂に模範的外地行政の基礎を確立し、諸族安居の平和鄉建設に成功するに至つ

たのである。卽ち今や管內の人口は百六十二萬餘人を算して、始政當時の四倍に增加し、就中日本人は三十九萬人に達して、施政三十年間の增加は實に三十六萬八千餘人の多數で、其の增加の割合は二十二倍强である。又文化方面に於ては近代科學の粹による教育、衞生、交通、司法、警察、土木等各般の施設は完備し、產業經濟方面に於ては農林、畜產、漁業、鹽業、商工、金融等悉く最新の技術と知識とを應用して目覺ましき成績を擧げてゐる。

今其の現況を概觀すれば教育制度は幼稚教育より大學教育に至る迄其の施設は完備し、學校數約八百、園兒兒童生徒學生數十六萬を算してゐる。其の內滿支人の普通學堂、公學堂、公學校、中學堂、實業學校、實業補習學校、滿洲醫科大學、旅順工科大學等に在學するものは約六萬の多數である。又衞生施設に在りては當局は新京に保健所を設置して局職員の診療並びに一般在住者の保健上の相談に應せしめ、一面又一般公衆衞生の指導に當らしむる外、旅順に旅順醫院を始め主要各都市に三十三の官私立病院があり、關東州內地方農漁村には二十一の公醫を配置してゐる。右の內官設五病院及び十三公醫に依る昭和十年中の治療延患者數は實に三十七萬二千餘人の多數であるが、昭和九年の人口千に對する死亡率は僅かに一二·一四となり、如何に保健衞生上の施設が向上完備せるかを實證するものである。

交通通信機關としては鐵道、電車、乘合自動車等都鄙に通じ、その延長千八百餘粁である。大阪商船會社の內地·大連間定期航路は優秀船八隻が每月二十五回往復する外、大連汽船會社の大連·內地線、遼東·青島·上海線、大連·臺灣線、大連·龍口線があり、又滿洲事變以來各地より大連に來往集散する旅客及貨物の增加に伴ひ大連·新潟線、大連·羅津線が增設され、今や文字通り四通八達の現狀である。又通信施設としては二百六十一の郵便局所が各所に散在し、其の最近一箇年の取扱數は通常郵便物三億四百萬通、小包郵便物二百六十三萬箇で、之を施設當初に比すれば前者は十二倍强、後者は十一倍强の增加である。電信電話事業は滿洲國建國後滿蒙開發及び軍事上の必要に基き、昭和八年八月日滿合辦に依る特殊法人の滿洲電信電話株式會社を設立し、從來當局主管たりし公衆通信用電信、電話、無線電信及び放送無線電話の設備一切を現物出資して電氣通信業務を統一經營せしむることゝなつたが、昭和九年度に於ける內外電信の取扱數は千二百七十三萬千通の多數である。

土木事業に在りては初代福島都督が在任僅かに二年五箇月で、延長五百里の道路を改修して關東州內產業の開發に貢獻し、山縣長官が東亞大陸の誇りたる旅大自動車道路を新設したるを初めとし、爾來其の改設補修に意を用ひ現在の延長は市街地道路四百三十一粁餘、村落道路二千三百七十四粁である。都市計畫に在りては普蘭店は市街區域を定めたのみで、未だ市街計畫を決定しないが、大連、旅順、貔子窩及び城子疃には市區計畫を決定してゐる。大連市街は元來露治時代の大廣場を中心とする二十五萬坪の市區計畫を踏襲したに過ぎないが、今や未指定地區を合して千四百萬坪に達し、目下綜合的都市計畫の樹立中である。旅順市は大體露治時代の市區計畫を踏襲したが、現在市區計畫の面積は六百四十六萬坪に達してゐる。貔子窩及び城子疃の市區計畫面積は前者は五十二萬坪で、後者は約三十九萬坪である。

水が軍事、產業、工業又は都市經營上等凡有方面に必要缺くべからざるは贅言を要しないが、乾燥地帶の滿洲特に關東州は水に乏しく、曾て大連市に於て飮料水の缺乏を來し市民の心膽を震撼せしめたことは吾人の未だ記憶に新なる處である。水利水源調查は大正十三年以降續行中で、當局は既に五

十餘萬圓を投じてゐるが、其の結果關東州内各地に豐滿なる地下水を發見し、又河水の利用方法も研究せられて宿年の難問題は解決せられ、滿洲井戸の發明、複式貯水池の案出等は共に其の貴重なる所産である。滿鐵附屬地の上水道は滿鐵會社の施設經營に係るが、關東州は當局の施設にして、大連、旅順、金州、貔子窩、普蘭店の五箇所に敷設してゐる。大連市上水道の給水人口は現在三十五萬六千餘人で、其の普及率は九〇％である。一日の給水能力は四萬四千五百立方米で、其の敷設費總額は千六百四十二萬餘圓の多額である。旅順市上水道は給水普及率六六％、一日給水能力四千立方米内外で其の敷設費總額は九十一萬五千餘圓である。又大連、旅順、金州及び普蘭店の各市街には官設に依る下水道を敷設してゐるが、其の延長大連市七十七萬六千二百七十米、旅順市五萬二千百五米、金州三千八百二十一米である。就中大連は始政以來漸次擴張して全市限なく網狀を呈するに至り、之等幹線下水道に私設下水道の附設を許し公衆衞生上萬全を期してゐる。

司法制度に至りては高等、地方の二法院を置き、高等法院を覆審、上告の二部に分ちて、完全なる三審制度に依り民事、刑事の裁判を行つてゐる。警察行政に在りては關東州に八警察署、一消防署、百七十六警察官派出所、滿鐵附屬地に十七警察署、二百二十六警察官派出所を置き、五千百餘人の警察官を配置して警務、刑事、保安、高等、警備、衞生等の警察事務を執行せしめてゐるが、就中警備警察の如きは内地及び他の外地警察に類例を見ない處である。昭和七年九月には約二十五萬と稱せられた匪數は爾來日滿軍警の討匪及び宣撫工作に依つて、本年六月末には約二萬と稱へられてゐる。刑事警察に在りては昭和十年の犯罪檢擧件數は一萬五千百二十件を算して、犯罪件數に對し七一・五％の成績を擧げてゐる。又管内には取締營業者、料理飲食店營業者、藝酌婦、俳優、雇婦其他等一萬五千

人、工場千六百二十三、工場勞働者十六萬三千餘人、自動車、乘用馬車、人力車等十萬五千餘車が所在し、一面反滿抗日思想匪の取締、鮮農保護、入滿苦力の統制等保安警察及び高等警察は何れも其の職司を完全に遂行してゐる。衞生警察に在りては一般診療機關の指導取締は勿論、阿片其の他麻醉劑の取締、人畜傳染病の檢診及び家畜衞生の取締を勵行するの外、滿蒙移民事業の一助として移民衞生調査會を設け衣食住、地方病、飮料水其の他保健衞生上の諸問題に付き詳細なる調査施行中である。

更に產業經濟方面に於ては當局は夙に滿洲の豐富なる資源を開發することの急務なるを認め、鋭意其の促進に努めた結果各種產業の發達は特に著しく、施政當初に比し全く面目を一新するに至つた。

卽ち農業は關東州重要產業の一であるが、始政以來在來作物の改良增產に、新作物の栽培普及に、農業經營の合理化に凡有る角度より其の進歩改善に努めた結果、農產物は年々增加して昭和九年の穀菽、蔬菜類及果樹類の產額は二千六百餘萬圓に上り、收量は始政當時に比し穀菽類約七倍、蔬菜類約二十九倍となり、品質亦著しく改善せられ、果樹、棉花、落花生等の新作物の栽培面積は州内耕地總面積の約二割二分に上り主要農產物となつたのである。助長機關たる農事試驗場、植物檢查所及び輸出農產物檢查所は當局管理の下に、又民間の各農會、果樹組合、棉花栽培協會及び滿洲農業團體中央會等は當局の指導補助奬勵の下に各其の機能を發揮してゐる。林業に在りては初め殆ど見るべきものがなかつたが、施政以來官設三苗圃と三十の地方苗圃を設置し、鋭意官行造林の實施と公私有造林の奬勵に努めた結果、今や官有林一萬千六百二十三陌、公有林一萬九千四百十二陌、私有林四萬八千八百八十五陌に達してゐる。

畜產に在りては家畜の飼育は州民の慣習上普及徹底してゐるが、從來の品種は所謂滿洲在來種で性

能資質共に劣り、經濟的價値に乏しい。依つて當局は軍事上、産業上の重要性に鑑み農事試驗場に畜産部を特設し、金州に種馬所を設くる等專ら各家畜の品種改良に努力し、又産馬改良竝に馬事思想の普及を圖る爲大正十二年大連競馬倶樂部を公認し、毎年二回抽籤馬として海拉爾、洮南地方より百頭以上の優良牝馬を輸入せしめ、競馬出場後之を各地に分布し以て蕃殖用牝馬として活用させてゐる等各家畜の品種改良增殖に專念してゐるが、昭和九年末現在の牛、馬、驢、緬羊、山羊、豚、鷄等の總數は五十八萬三千五百餘である。

漁業の改善發達に付いては水産試驗場を設置して各種の試驗研究に努むると共に、關東州水産會をして魚市場の經營、遭難救濟、漁業資金の融通、漁獲物の販路開拓其の他漁業者の指導保護事業に當らしめてゐるが、昭和九年末の關東州漁業者數は二萬四千人を算し水揚高五百二萬圓の多額である。鹽業に付いても鹽業試驗所を設け、諸種の研究調査及び指導に當らしむると共に、奬勵金を交付する等保護共助に努めた結果、昭和十年の鹽田面積は七千陌、産額五十餘萬磅に達してゐる。現に開設工事中の二千六百陌及び殘地の開田が完成すれば既成鹽田の改良と相俟つて年産額九十萬磅に達する盛況で、今や關東州内主要産業の一である。

關東州内の鑛業は苦灰石の外見るべきものもないが、南滿洲は鐵、石炭、金、油母頁岩、菱苦土鑛等重要鑛物の埋藏量頗る豐富で、就中撫順炭礦の埋藏量は九億六千五百餘萬磅、鞍山及び本溪湖附近の鐵鑛埋藏量は七億五千萬磅と稱せられ、最近一箇年の出炭量は八百九十二萬磅を、銑鐵産額は百二十九萬磅を算してゐる。

之等天然資源の豐富と勞力の低廉とにより諸工業は勃興し、昭和九年の工場數は千百八十二、就業

勞働者數六萬人を算し、資本總額二億千三百萬餘圓に達してゐる。其の年産額は一億四千六百萬圓に上り始政當時に比すれば工場數に於て約八倍、資本總額に於て約十三倍、産額に於て二十四倍の驚異的增大である。之等工業の主なるものは油房、製粉、銑鐵、紡績、精米、製材、機械製作、窯業、製麻、畜産加工、電氣、瓦斯、製鹽、塗料及び食料品等であるが、滿洲國建國後は新規工業會社設立の氣運旺盛となり、最近株式會社昭和製鋼所、滿洲化學工業株式會社、滿洲石油株式會社等の大會社を初め、管内に於て公稱資本金五十萬圓以上の會社二十餘社の設立を見るに至り、其の新たに投下したる資本金は約六千萬圓に達せんとする情勢である。

如斯各種産業の發展は必然的に商業の隆盛を招來し、昭和九年末現在に於ける物品販賣、貿易、倉庫、金融、保險等の商業會社數は八百十二、其の拂込資本金又は出資金は九千三百萬圓の多額を算してゐる。又昭和九年十二月末現在に於ける管内及び之に接壤せる僅少の市街地に在る日本人の個人經營に係る物品販賣業、製造業、問屋仲買業、仲介業、代理業、兩替業、土木建築請負業、貸金業等十八營業者數は九千十八の多數に及び、現住日本人戶數の一割一分に當つてゐる。其の投資總額は一億四千八百餘萬圓の多額を算し、昭和二年の調査に比較すれば三割一分六厘の激增である。

又貿易に在りては大連、安東、營口、山海關、哈爾濱、龍井村、圖們及び承德の各稅關の取扱に係る昭和九年の滿洲國貿易の總額は輸出四億五千萬圓、輸入五億九千餘萬圓、合計十億四千餘萬圓を算し、滿洲國建國の年たる昭和七年に比し一億二千五百萬圓の增加である。主要輸入品は綿織物、鐵、鋼鐵、機械類、麥粉、棉花、綿織絲、木材、麻袋等で、輸出品は大豆、豆粕、石炭、粟、石油、落花生等である。更に關東州貿易は滿洲事變後滿洲國の建國に伴ひ急激に增加し、昭和十年の總額は輸出

入合計八億九千五百萬圓で、一億四千萬圓の輸入超過である。

金融機關としては各主要地に特種機關たる朝鮮銀行、橫濱正金銀行及び東洋拓殖株式會社等の各支店がある外、普通銀行の本支店、派出所等各地に散在し其の數七十七に及んでゐる。其の預り金合計は三十億二千萬圓で、貸出金總額は三十二億二千二百萬圓の多額である。又昭和二年七月關東州無盡業令施行以來大連、旅順、木溪湖、撫順、奉天、新京、安東等に無盡會社の設立を見たが、昭和十年十二月末現在にて口數七千二百二十四、給付金契約高千六十七萬圓、掛金契約高千八十八萬圓の盛況である。これより先當局は中小商工業者の小口金融梗塞を緩和する爲相互扶助を精神として、五民政署管內に各一の村落金融組合を設置せしめて、各組合に資金一萬圓宛を下附したる外、經費の全部若は一部を補助して助成に努めたが、其の成績甚だ良好なるに鑑み昭和三年十月一日より都市中小商工業者にも此の制度を及ぼすことゝし、昭和三年十月大連、沙河口、旅順、奉天の四箇所に金融組合を設立せしめた。翌四年以降には更に滿鐵附屬地の市街地たる新京、安東、營口其の他九箇所に之を設立せしめ、國費及地方費より金百萬圓を貸下ぐると共に、每年度經費の一部又は全部を補助する等極力其の助成に努めたる結果、之等組合の拂込濟出資金九十三萬千八百七十六圓、預り金六百四十五萬圓、貸出金七百八十四萬圓の多額を算し其の成績良好である。

尙中小商工業者に對する資金融通に關しては昭和七年內地に於て中小商工業者救濟の爲、預金部低利資金融通の制度認められるゝや、管內に於ても其の必要を認め中央政府に對し要望したる結果、昭和八年三月都市金融組合及び輸入組合に對し二百五十萬圓の低利資金の融通を受くることゝなつたのである。更に昭和七年非常財界の應急對策の一として不動產融資及損失補償法が施行せらるゝや、又當局管內に於ても同樣の必要を認め、昭和八年七月拓務、大藏兩大臣に對し朝鮮銀行經由預金部資金千萬圓の融通方を申請し、同時に經由銀行の融通損失を二割を限度として政府に於て補償する爲、二百萬圓の豫算外國庫の負擔となる契約を爲すの件を、第六十四回帝國議會に提案承認を得たのである。此の結果昭和八年九月取敢へず三百萬圓を預金部より融資せらるゝことゝなり、十一月二十日より關東州及南滿洲鐵道附屬地不動產融資損失補償規則を施行して不動產に對する金融の疏通を圖り、果樹業者、在滿邦人の企業甦生に便したるのみならず爾後の發展に尠からず寄與したのである。

管內に於ける日本の通貨は朝鮮銀行券、橫濱正金銀行券(鈔票)及び內地の補助貨である。其の流通高は朝鮮銀行券一億二千五百萬圓と推算され、正金銀行券は三百四十萬圓である。又滿洲の通貨は從來甚だ錯雜を極めたが、滿洲國の成立に依つて滿洲中央銀行發行の國幣に統一せられた。國幣發行高は一億三千三百萬圓で、其の滿鐵附屬地內其の他の流通に就いては常に當局は惜まざる援助を與へてゐる。尙從來關東州では滿人間の日常取引には多く小洋錢が使用されてゐたが、法定通貨でないこと及び銀相場の騰落に因る物價變動の多いこと等に依り、昭和十年十二月關東局令第七十四號を以て關東州內への輸入を禁止し、同時に勅令第三百十三號に依り同十一年四月以後關東州內の通用を禁止すると共に、關東局令第七十三號を以て昭和十一年四月より六月迄の間に會、金融組合、銀行をして公定相場の下に買入れ管內住民の利益保全に寄與したが、六月末迄の買入總額は約四百五十八萬圓の多額である。

上述各般の行政に要する經費は關東局特別會計及び關東州地方費會計に依つてゐるが、昭和十一年度の豫算は特別會計歲入歲出各二千八百九十萬圓、地方費會計歲入歲出各七百三十二萬圓、總計三千

六百二十二萬圓である。之を始政當時に比すれば特別會計は約七倍、地方費會計は約十倍の增加で、我が施政が如何に擴大發展したかを證明するものである。

當局は敍上行政の諸政策を樹立するに當りては常に各般の事情を統計的に調査研究し、以て實情に卽したる施政を爲さんことを念願してゐる。今從來行はれた主なる調査事業を擧ぐれば軍政時代既に資源調査、產業調査に著手せられ、又私有財產整理委員會を設置して戰後に於ける旅順市街、租借地に於ける土地其他鑛山等に關する不動產の整理及び動產整理に著手されたが、(一)大正三年には關東州で　(二)大正九年には往時政治學とさへ稱された第一回の國勢調査が實施されて人口が判明した。國勢調査はその後五年毎に簡易調査が、十年毎に大調査が施行されてゐる。又　(三)滿洲の經濟開發に關する根本的方策を確立する爲、關東長官の諮問機關として經濟調査會を設置し、大正十一年十二月より昭和七年五月迄に於て繼續開催された。(四)大正十三年より水利水源調査が施行されて地下水が發見せられ、特に滿洲井戶の發明、復式貯水地の案出は著名のものである。(五)管內中小商工業者の經營狀態を明かにせんが爲昭和二年及び同九年の二回に及んで業態調査が施行され　(六)之と同時に勞働政策上の資料を獲る爲、昭和二年及び同六年には勞働調査が施行された。(七)昭和四年より官有林野及雜種地の調査が施行され　(八)軍事上其の他の必要上昭和四年以來資源調査が實施され、又　(九)昭和五年一月より物價賃銀調査が實施されてゐる。(十)租稅の體系統一及び負擔の公平を期する爲、昭和五年租稅制度調查委員會が設置せられ、(十一)地租令實施の準備として土地臺帳登錄の地價を修正又は改定し、土地臺帳及び地租名寄帳整理の必要上、昭和十年度より地價調査が實施される等多大の經費と努力を傾注したる調査が尠くない。

昭和七年滿洲國が創設せらるゝや、當局の法規、例規、樣式等官廳事務の規準となるべきものは概ね同國諸制度の母法、規範として採用せられ、警察、教育、土木、產業、通信、專賣事業等當局に於て經驗、研鑽せる技術と研究とは、急激なる速度を以て利用普及せられてゐる情勢である。又當局の職員にして新國家に傭聘せられ大小の職司に在りて、滿洲國施政の創始整備に寄與しをるものは數百名の多數である。

畢竟當局は啻に邦人の發展を保護奬勵したに止まらず、在住各國人に對しても一視同仁の善政を施し、文化、產業等の施設經營に當つては具さに大陸の氣候風土竝に此の地民族の人情風俗を調査研究して、其の適應性の發見確認に努めたのであるが、拮据三十年の我が施政は今や漸く聖業具現の實を結び、民生安住の樂土を建設し東洋永遠の平和を確立して、八紘一宇の實績を如實にしたのである。又當管內の存在は滿蒙に對しては勿論北支、中支に對しても其の文化及經濟の伸展上重大の意義を有するのみならず、新國家の統治機構は素より新政の運用に對して幾多の活資料を提供し、直接間接に寄與すること洵に甚大なるは是皆實に　皇威の然らしむる處にして亦先輩諸賢の偉功である。

第二節　地　誌

滿洲國

滿洲國は亞細亞大陸の東北部に位し、行政區劃としての吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河、興安西、興安南、興安東、興安北の十四省竝びに新京、哈爾濱の兩特別市を

包括し、其の面積は百三十萬三千百四十三平方粁二五二である。其の境域は北及び東は夫々黑龍江及び烏蘇里江に依つてソヴイエート聯邦に接し、南は鴨綠江及び長白山に依つて我が朝鮮に境し、又遼東半島に依つて渤海及び黃海に面してをり、西は呼倫池の西南に於て外蒙古に、又長城に依つて中國河北省に接してゐる。

國內の地勢は東部一帶は長白山脈及び其の支脈に依る山地で、西に行くに隨ひ低地となり滿洲平野に移る。此の平野の北部は北滿洲平野で、興安東省に源を發して北滿を縱橫に疏流する松花江の流域である。又南部は南滿洲平野で熱河省に源を發し、興安西、興安南の二省を迂廻して奉天省を貫き渤海へ南流する遼河の流域である。國の西部及び北部は大興安嶺及び其の支脈に依る山地で、其の西部は外蒙古へ續く高原である。

海岸線は東鴨綠江の河口より西山海關に亙つてゐる。黃海に面した方面は關東州を除く外沿岸の屈曲が尠いが、渤海に面する方面は海岸線の出入が多く良港に乏しくない。

關東州

關東州は遼東半島の尖端に位し、東は黃海に、西は渤海に面してゐる。我が租借地域は普蘭店の北方長陽寺會の附近より雞子窩の東方碧流河の附近に至る線以南の土地竝びに附近の島嶼である。換言すれば東經百二十度五十八分八秒の旅順山頭會螺島の南角より百二十三度十三分十四秒の雞子窩海洋島會に至り、又北緯三十八度四十三分二十秒の老鐵山の南端より三十九度三十三分三十七秒の長陽寺會宮家屯西北境迄である。其の面積は三千四百六十二平方粁四四五であるが丘陵起伏して平地に乏しく、河川の流域狹く水運の便もない。然しながら黃海に面する部分は比較的海岸線の出入多く大連、旅順の如き天與の良港があり、又平沙淺洲は大體鹽田の築造に適してゐる。島嶼の主なるものは五島及び長山列島である。

南滿洲鐵道附屬地

南滿洲鐵道附屬地は大連―新京間の七百一粁四、奉天―安東間の二百六十粁二、其の他旅順線、營口線、煙臺線、撫順線、吾妻、甘井子運輸線等の百六十七粁五を併せた千百二十九粁一に亙る鐵道用地及び市街用地であり、關東州外に於ける其の面積は二百九十八平方粁三二六である。鐵道附屬地の境域は關東州外に於ては鐵道の兩側を合はせて大體六十二米突（本線最廣四二六・七二米突　最狹四二六・七米突　安奉線最廣三六・一米突　最狹一六・七六米突）であるが、市街地其の他特殊の事情がある地方に於ては廣濶なる面積を有してゐる。

第三節　關東州の土地

概　說

管內の土地中南滿洲鐵道附屬地は滿鐵會社が一元的に管理した爲、其の地籍は比較的夙く明瞭と爲り昭和九年末現在にて一億三千九百四十二萬餘坪である。關東州の地籍は我が施政以前より混沌として不明瞭であつたが、當局は大正三年より同十三年に亙り二期十年の日子と二百三十餘萬圓の經費を投じて土地調査事業を敢行し、其の結果官有地二億八千八百七十三萬三千八百九十一坪（軍用地、道路、溝

築、河川等を除く）、民有地六億五千五百十萬六百四十七坪であることを明瞭とした。隨つて從來複雜を極めた權利關係も確定せられたのである。尤も右關東州の土地の中官有林野及び雜種地は從來慣習上民間に於て自由に植林、採草、放牧等をしてゐた關係上土地調査事業に於ては其の整理を後日に讓つた爲、別に昭和三年一月官有林野及雜種地調査規則（關東廳令第一號）を公布し、翌四年十月より昭和十一年三月迄に之を行ひ、各人の使用年間、區域等に付て其の證據を提出せしめ、之に基き拂下又は貸付等の處分を爲したのである。（官有財産中官有林野雜種地整理の項參照）

關東州土地調査事業

法規の概要　關東州土地調査事業は關東州土地調査令（大正三・五・一一勅令第八七號）及び關東都督府土地審査委員會規則（勅令第八九號）に基いて之を行つた。關東州土地調査令に依り關東都督府に臨時土地調査部を置き、土地の調査、測量竝びに土地所有者及び其の境界等に就いて査定し、尙土地所有者又は利害關係人より申請あるときは土地の官民有區分の紛爭に就いて査定することゝなつた。此の査定の結果は三十日間公示し、この間不服の申立がないときは土地の所有者及び利害關係人の權利は確定したものとした。若し査定に不服あるときは右の公示期間滿了後三十日間を限つて土地審査委員會の裁定を求めることを得しめた。又關東都督府土地審査委員會規則に依り關東都督府に土地審査委員會を置いた。委員會は關東都督が命じた委員を以て組織し、初審部及び終審部より成り、初審部は土地調査令に依る査定に對する不服の申立に就いて裁決し、終審部は初審部の裁決に對する不服の申立に就いて最終の裁決をした。而して査定若しくは裁決の結果確定した土地に關する事項は、土地調査部で調製する土地臺帳及び地圖に登錄したのである。

事業の經過　本調査事業は當初大正三年度より大正九年度に至る七箇年繼續事業として計畫を樹て、之を二期に區分した。第二期の事業の經過に鑑みて更に計畫するのを得策と認め、先づ第一期を大正三年度より大正五年度に至る三箇年經續事業とした。第一期の事業に著手するや、調査筆數が著しく豫定を超過したのと事業を擴張する必要に迫られた爲、第二期の事業として大正六年度より大正十一年度に至る六箇年繼續の計畫を立て其の豫算を計上したが、其の後議會解散に依る豫算の不成立、經濟界の好況に依る從事員の退職及び勞銀の昂騰等各種の障礙が續出して、數次計畫を變更するの餘儀なきに至つた。土地調査は第一期及び第二期を通じて二百三十萬二千餘圓の經費と九年十箇月の日子を費して大正十三年二月完了した。

事業の成績

權利調査　大正四年度より開始して同十二年度に終了したが、本調査事業は（一）行政區劃、名稱及び其の疆界の調査　（二）準備調査　（三）慣習及び地方經濟調査　（四）一筆地調査　（五）係爭地調査の五である。即ち土地の所有者竝びに其の疆界、種類、業主權及び典權等の紛糾した權利關係を明らかにし、且關東州內農村の現狀及び盛衰の情勢を査察して住民の經濟的眞相を知るに努めたのである。就中經濟調査は單に經濟現象のみならず地理行政、產業、風俗及び生活狀態等に至る迄悉く網羅調査したが、其の資料に基いて大正十一年九月に「關東州事情」を公刊して一般の便益に資した。

三角測量

（一）　基線測量は陸地測量部に委囑して雙島灣、金州及び普蘭店の三箇所に各々長さ二粁の三基線を測

定したもので、大正三年五月著手、同年十月完成した。

(二)　大三角點測量は平均十二粁五の距離を以て四十九點、又大三角補點測量は平均五粁の距離を以て九十七點を撰點し、大正三年六月著手、同四年度末終了し州內一圓の大三角網を完成した。

(三)　小三角本點測量は平均一方里（一・五〇八平方粁）に付二點、又補點測量は平均一方里に付一點三分（島嶼にあつては其の五割增）の割合で本補點七百二十點を撰點し、大正三年六月著手、同八年度に完成した。

(四)　水準測量は水準點二百五十三點を設置し、經線全長三百五十二粁、一覘標測量五十二點を測定したもので、大正五年四月著手、同七年度に完成した。

圖根測量　大正四年三月旅順民政署管內より著手し、同十年四月長山列島を最終として關東州內全部を完成した。其の總點數は十一萬六千六百六十一點である。

一筆地測量及び調査　大正四年二月旅順民政署管內の方家屯會及び水師營會の二方面より著手して漸次北進し、大正十一年貔子窩民政署管內の猿子島會を最後として完成、又大連市は大正十二年六月完成したもので、筆數五十七萬九千二百七十八筆に達した。

面積計算　一筆地の面積を一筆地の測量原圖に依つて計算したもので、大正四年九月著手、同十二年四月完成、總面積は九億四千三百八十三萬四千五百三十九坪七勺である。

地積圖調製　大正四年十月著手、同十二年六月完成、又地籍副圖の調製は同六年八月著手、同十二年八月完成したもので、枚數二萬五千五百八十四枚の多數を算した。

地位等級區分　田畑、池沼、林野及び雜種地は收穫、交通其の他必要なる事項を參酌し、宅地は賃借價格に依つて何れも各筆毎に之を定めたが、地價は田畑等に就いては當該土地の地位等級に相當する百坪當收穫高より、宅地に就いては百坪當賃貸價格より各維持費、公課及び其の他土地負擔金を控除して算定し、將來の地租負擔の公平に資したもので、大正四年度著手、大正十二年度完成した。調査筆數は總數五十七萬九千二百七十八筆中、五十五萬八千五百六十八筆にして、鹽田、社寺地、墓地、鐵道用地及び水道用地等は之を除外した。

帳簿調製　大正五年十二月著手、大正十二年九月完了、其の間實に六年十箇月の長き日子を要した。帳簿の內容は土地臺帳、土地臺帳副本、土地臺帳集計簿、土地臺帳集計簿副本及び地稅名寄帳に分れ、筆數五十七萬八千八百八十四筆、帳簿數六千七百冊に及んだ。

異動地整理　查定公示筆數（前項に同じ）中十萬二千三百十九筆に達し、大正七年度開始、同十二年度完了した。

原圖作成　地形測量に依つて測定した面積は二百三十四方里二八で、內縮尺二萬五千分の一圖を作成した原圖は八十一枚、縮尺一萬分の一圖を作成した原圖は五枚である。大正七年度より開始して同十二年度に完成した。

第四節　氣　象

氣象觀測事業の沿革

管內に於ける氣象觀測事業は明治三十七年日露戰役の際朝鮮及び滿洲各地に設置せられた中央氣象臺臨時觀測所に其の端を發する。當初朝鮮內に第一臨時觀測所乃至第五臨時觀測所が設置され、爾後

戰況の進展に伴ひ漸次滿洲に及び、明治三十七年九月大連に第六臨時觀測所が、營口に第七臨時觀測所が設置され、翌三十八年五月奉天に第八臨時觀測所が、同年七月旅順に第六臨時觀測所出張所が設置された。明治三十九年九月關東都督府が設置せらるゝや、之等在滿各臨時觀測所は關東都督府に移管され、同時に關東都督府告示第四號を以て大連、奉天及び營口のものを各測候所と改稱し、旅順を大連測候所旅順出張所と改めた。次いで明治四十一年十月關東都督府觀測所官制（勅令第二七三號）が公布せられ、大連測候所を關東都督府觀測所と改稱、營口、奉天の各測候所及び旅順出張所は夫々觀測所支所と改稱された。更に同年十一月長春（現在新京）に觀測支所を新設したが、其の後大正八年四月關東廳官制の公布と共に關東都督府官制は廢止せられ、之等觀測所及び觀測所支所は夫々關東廳觀測所及び同支所と改稱された。又昭和八年十二月四平街に觀測所支所を新設したが、同九年十二月關東局官制の公布に伴ひ本官制は關東觀測所官制と改稱せられ、從來の觀測所及び同支所は夫々關東觀測所及び同支所と改められて今日に至つたものである。

觀測所は當初氣象觀測事務を開始したが、其の後大正三年地震計及び地動計を設置して地震觀測事務を開始し、更に昭和五年九月航空氣象觀測事務を開始した。斯くて當局管內に於ける氣象觀測事業は整備の域に達したが、現在に於ては所在地の航空、地上、日射、地震、標準時等の觀測を爲す外、滿鐵沿線其の他管內各樞要地に對する報時及び無線放送に依る實況氣象報の通報をも取扱ひ、尙廣く南滿洲全土に涉る氣候竝びに氣象要素の調査統計を掌理してゐる。今管內に於ける(一)觀測所及び(二)其の信號標の名稱竝びに位置を擧ぐれば次の通りである。

(一)

名稱	所在地	位置 東經	位置 北緯	海面上ノ高サ	創立年月日
關東觀測所	大連市八幡町三五番地	一二一度三八分	三八度五四分	九五・六米	明治三七、九、七
同 旅順支所	旅順市高崎町一八番地	一二一・一六	三八・四七	八〇・一	同 三八、七、一七
同 營口支所	營口新市街青柳町一丁目	一二二・一四	四〇・四〇	二・四	同 三七、九、三〇
同 奉天支所	奉天竹園町四番地	一二三・二四	四一・四七	四三・〇	同 三八、五、一
同 四平街支所	四平街文化街一丁目六番地	一二四・二〇	四三・一一	一六二・八	昭和 八、一二、二〇
同 新京支所	新京鏡町一丁目一番地	一二五・一八	四三・五五	二一四・七	明治四一、一一、二〇

(二)

名稱	所在地	位置 東經	位置 北緯	標柱ノ高サ	建設年月日
正式暴風警報信號標	大連市八幡町三五番地	一二一度三八分	三八度五四分	二二・四米	大正 七、一、一
暴風警報信號標	旅順市厳島町海岸	一二一・一五	三八・四八	二二・九	明治四四、六、一
同	老虎灘會老虎灘九六二番地	一二一・一四	三八・五二	一八・二	大正 二、四、一
同	大連埠頭構內	一二一・三九	三八・五六	五九・三	同 一〇、一、一
同	饒子窩財神廟街	一二二・二〇	三八・二四	一八・二	昭和 四、一〇、一五
同	大連甘井子埠頭構內	一二一・三六	三八・五八	三三・〇	同 五、八、一
暴風雨標	大連市八幡町三五番地	一二一・三八	三八・五四	二一・八	大正 七、一、一
同	大連埠頭構內	一二一・三九	三八・五六	五九・三	同 一〇、一、一
同	大連甘井子埠頭構內	一二一・三六	三八・五八	三三・〇	昭和 五、八、一
同	旅順市厳島町海岸	一二一・一五	三八・四八	二三・九	大正 六、八、七

氣　象

滿洲の氣溫は沿海一帶の地に於ては幾分海洋の影響を受けるが、內陸に進むに隨つて大陸的氣象の特質を現はし、特に冬期氣壓の配置は蒙古、北支方面より滿洲一帶に亙り著しく高度に昇り、七百八十粍以上、時としては七百八十五粍以上の氣壓が出現することも稀でない。此の際偶〻楊子江谷地又

は黄海支那東海方面に低氣壓が存在すれば氣層の傾度は忽ち急峻となり、乾燥せる強烈な北風が數日に亙つて吹き、北部內陸に於ては氣溫攝氏零下三十度にも降り、附近海面の一部は凍結し、屋外の作業は困難を覺ゆるに至る。以上の如き氣層の配置は年により多少の遲速あるも大體十月より翌年四月に亙る期間である。然し十、十一月は未だ初期に屬し、三、四月は既に終期に近く寒氣はやゝ衰へ、寒氣最も酷烈なるは一月中旬より二月中旬に至る間である。此の間大連灣內は時に結氷を見、甚だしき時は航洋船の埠頭離著に不便を來すことさへある。然るに此の期間たりとも氣層の配置が彼此轉換して黄海又は楊子江方面に高氣壓を生じ、北支那、蒙古方面に淺薄なる低氣壓が出現すれば、南風囂かに吹き天氣は晴朗に、氣溫も亦著しく上昇する。所謂三寒四溫である。但氣壓の高低は必ずしも周期的のものでない爲、寒溫の循環亦必ずしも周期的でないことは勿論である。寒候終れば氣溫は急速に上昇し、殊に大陸內部に於ては漸次に著しく降雨量を增加し、七、八兩月に於ては年量の半ばに達することもある。然し降雨は稀に襲來する大風雨を除く外概して附近各所に於ける小低氣壓の頻繁な發生消散に伴ふもので、驟雨的降雨の度數を增加するに止り、一時に多量の降雨を見る樣な事は甚だ少い。普通七、八兩月を雨季と稱するも日本の梅雨期には遠く及ばず、畢竟他季に比し雨が多いと云ふに過ぎない。

氣溫は七月より八月中旬に至り最高に達し、南部沿海地方に於ては攝氏三十二度前後、內陸各地に於ては同三十五度附近に昇ることもある。然し斯かることは一年に於ても數日を出でず、且一日中に於ても高溫を續くるは數時間に過ぎざる爲朝夕は格別苦熱を覺えない。八月中旬以後に至れば氣溫は次第に降り、九月中旬頃よりは一層急速に降下して秋氣天地に橫溢するを感せしめ、北部內陸に於ては時として攝氏零度を降り結霜を見ることもある。又降雨は大いに減少して漸次乾燥の度を進め、初秋早くも强大なる高氣壓が出現して俄に冷氣を覺える。中秋以後に至れば時として我が瀨戶內海地方の嚴寒の候よりも尙酷烈なる寒氣を來すことも稀でなく、十一月に入れば萬象概ね冬季の觀を呈し次いで嚴寒の季節となる。又春季に入れば、氣溫上昇の急速なることは前述せるが如くなるも高氣壓の去來は未だ盛んで、時に我が中部地方の極寒季よりも一層低溫に降ることも少くない。斯く春秋兩季は氣候の變化が比較的複雜で寒溫迭に至るので春秋兩季は頗る短い。

第五節　人口

概　說

人口靜態調査は明治三十九年五月戶口調査規程（關東洲民政署訓令第一八號）制定以來、警察機關の調査した戶口簿に依り之を行つたが、帝國全版圖內に大正九年十月一日を期して國勢調査が施行せらるゝに當り、當局に於ても之に對應して大正七年十二月關東都督府令第四十一號を以て臨時戶口調査部を設置し、大正九年三月關東廳臨時戶口調査令（關東廳令第五號）を公布して同年十月一日實質上の第一回國勢調査を施行し、從來の警察機關による戶口調査と相俟つて其の完璧を期したのである。

爾後帝國に於て定期的に行はれる國勢調査に順應し、之と連絡を取り步調を共にして一層其の效果を發揮することゝなり、大正十四年は大正九年第一回の大調査より五年目に當る簡易調査を行ふ周期年に當つた爲、同年五月の關東廳國勢調査規則（關東廳令第三二號）に依り同年十月一日を期して簡易國勢

調査を施行した。次いで昭和五年は第一回調査より十年目の大調査を施行する年に當つたので、同年十月一日には第二回目の本調査を行ひ、昭和十年十月一日には第二回目の簡易調査を行つた。以上四回の實地調査を施行して茲に人口靜態調査の基礎は愈〻確立するに至つた。

人口動態調査は明治四十年より前記戸口簿に據り靜態調査と併せて施行したが、詳細正確なる調査を爲す必要を認め、大正十二年十一月關東州及南滿洲鐵道附屬地人口動態調査規則（關東廳訓令第八二號）を制定公布して、翌十三年一月以降每月本格的に人口動態調査を行つてゐる。爾來漸次規則を改正して人口調査上の體系を備へ、兩調査共に整備するに至つたのである。

靜態調査

人口の靜態調査は前述の如く國勢調査に依つて五年每に正確なる實地調査を行ふ外、常時第二義的統計たる警察上の戸口調査より得た結果實數に依り現在人口調査を爲してゐる。管內に於ける靜態調査の結果に依る現住戸口の趨勢は明治三十九年末は僅かに戸數五萬九千臺、人口三十八萬臺に過ぎなかつたが、四十三年末は戸數八萬四千臺、人口五十一萬臺に、越えて大正二年末は戸數九萬五千臺、人口六十萬臺に、同七年末は戸數十一萬臺、人口七十二萬臺に、同十一年末は戸數十三萬臺、人口八十七萬臺となり、昭和元年末に至り遂に戸數十七萬臺、人口百五萬臺を突破する盛況を見た。其の間人口に於て大正十年末に四千五十人の減少を見た以外は年々增加の一途を辿り、昭和五年末は戸數二十一萬臺、人口百二十九萬臺に達したが、翌六年末は所謂滿洲事變及び銀貨暴落等の關係に依り人心の動搖著しく、戸數千三百九十三戸、人口一萬六千二十六人の減少といふ未曾有の現象を生ずるに至つた。然し翌七年に入り滿洲國建國せらるゝや各種產業の勃興的氣運は旺んとなり、銀價は恢復し治安亦漸次安定する等の爲連月增加の傾向を示して同年末は戸數二十二萬臺、人口百三十二萬臺に、同八年末は戸數二十三萬臺、人口百四十萬臺に達し、同十年に至りては滿洲國に於ける行政、產業其の他各般の諸政策が漸次整備せると相俟つて益〻遞增して戸數二十七萬七千二百五十九戸、人口百六十二萬千二百六十六人を算するの隆盛を觀るに至つた。

更に每十年に付き國籍別增加の趨勢を見るに日本人は明治三十九年末は戸數三千八百八十六戸、人口一萬六千六百十三人で、管內總戸口數に對する割合は前者は六分、後者は四分に當るが、大正四年末は戸數二萬三千三百二十八戸、人口八萬五千九十八人に激增して、總戸口數に對して前者は二割四分、後者は一割三分に當り、其の增加率は前者は五十割、後者は四十一割である。又大正十四年末は戸數四萬四千七百九十七戸、人口十八萬四千一人となり、總戸口數に對して前者は二割六分、後者は一割八分に當り、大正四年末に比し其の增加率は前者は九割二分、後者は十一割六分である。尙昭和十年末は戸數八萬五千九十戸、人口三十八萬四千九百二十三人となり、總戸口數に對して前者は三割一分、後者は二割四分を占め、大正十四年末に比し其の增加率は前者は九割、後者は十割九分である。

滿洲人は明治三十九年末戸數五萬五千六百五十九戸、人口三十六萬八千百三人で、其の總戸口數に對する割合は前者は九割四分、後者は九割六分に當る。大正四年末は戸數七萬五千六百八十三戸、人口五十五萬八百九人で、總戸口數に對して前者は七割六分、後者は八割七分に當り、明治三十九年末に比較して其の增加率は前者は三割六分、後者は六割である。又大正十四年末は戸數十二萬四千三百

六十四戸、人口八十四萬六千五百二十三人で、總戸口數に對して前者は七割三分、後者は八割二分に當り、大正四年末に比し其の增加率は前者は六割四分、後者は五割四分である。尙昭和十年末は戸數十九萬千四百十九戸、人口百二十三萬三千八百九十九人で、總戸口數に對して前者は六割九分、後者は七割六分を占め、明治三十九年末に比較して戸數は三倍四分、人口は三倍三分の增加である。

外國人は明治三十九年末は戸數十四戸、人口三十九人に過ぎなかつたが、大體に於て年々增加して大正十年末は戸數百四十九戸、人口五百二十六人となり、同十二年末は急速に增加して戸數二百八十戸、人口千百四十人を算し、以後逐年增加の傾向を示して昭和十年末は戸數七百五十戸、人口二千四百四十四人となつたが、國籍別人口の增加割合は日本人が著しく高いのである。

管內の總面積は三千七百六十平方粁七七一で略〻內地の奈良縣と相伯仲するに過ぎないが、其の區域は恰も滿洲の骨骼を構成し、鐵道亦動脈の如く滿洲開發の使命を把握し、人口は逐年增加したが、偶〻昭和六年滿洲事變勃發し續いて滿洲帝國の建國となり、人口は益〻激增の一途を辿つて施政當初の明治三十九年末に比較して實に四倍二分の增加を示すに至つた。人口の密度も亦昭和十年國勢調査概數に依れば一平方粁當り四百四十一人（關東州三二八人、滿鐵附屬地一、七五二人）で、內地の百八十一人、朝鮮の百四人、臺灣の百四十五人に比すれば遙かに稠密である。（附表參照）

動態調査

人口動態調査は明治四十年より戸口調査規定（明治三九、關東洲民政署調令第一八號）に基き警察機關の調査に據り得たる資料を以て、之を行ひ漸次其の緒に就きつゝあつたが、尙靜態調査と同樣其の完璧を期し得なかつた。

大正九年十月施行の臨時戸口調査の結果人口靜態調査は完備するに至り、人口動態調査も亦具體的調査を爲す必要に迫られ、大正十二年十一月二十一日關東州及南滿洲鐵道附屬地人口動態調査規則（關東廳調令第八二號）を公布して翌十三年一月より調査を施行した。卽ち警察署より提出する人口動態調査票に依つて結婚、離婚、出生、死亡、死產の五種目に分ち動態統計を作成することゝしたのである。其の後漸次改正を加へて昭和四年よりは更に轉住卽ち轉入、轉出の二種目をも併せ行ふことゝした。玆に於て靜態、動態共に人口調査の體形を完備するに至つたが、本調査の結果に依る管內人口の動態の狀況を述ぶれば左の如くである。

婚姻　明治四十二年は三千二百二十一件で最少であるが、爾後年々遞增して大正十年は六千八百二十件となつて最高である。爾來昭和三年迄は一進一退であつたが、昭和四年よりは遞減の傾向を示し、昭和九年は遂に五千六百五十六件となつた。昭和九年を最少年たる明治四十二年に比すれば二千四百三十五件（四割三分）の增加であるが、最高年たる大正十年に比すれば千百六十四件（二割一分）の減少である。又國籍別に觀れば日本人（朝鮮人を含む）は明治四十一年は七百八十件であるが、大正五年乃至昭和三年は大體に於て千臺を保持し、それ以後は減少の傾向を辿り昭和九年は五百十二件に低下した。昭和九年を明治四十一年に比較すれば三割四分、又最高年たる大正十年の二千百十三件に比すれば七割六分の減れも低下である。滿洲人は明治四十一年は二千九百二十七件に過ぎなかつたが、逐年增加の一途を辿り昭和八年は五千百四十四件で前年に比して四百二十一件の減少であるが、明治四十一年に比すれば七割六分の增加である。外國人は其の數微々たるもので最高の大正十一年ですら十八件に過ぎず、昭和六年以降は皆無である。

昭和九年の人口千人當り婚姻數は三・八件の割合に當り、日本人は一・五件、滿洲人は四・五件に當つてゐる。日本內地に於ても近時經濟的社會的事由に依つて婚姻の時期が遲くなつた傾向であるが、就中當局管內に於ては滿洲事變の勃發に因つて來住者は著しく增加し、特に男子が多い爲其の割合は漸次低下の情勢を示すに至つた。昭和八年の日本內地及び朝鮮、臺灣と對照比較すれば人口千に付內地の八・六件、朝鮮の六・一件、臺灣の八・九件は當局管內の三・八件に比して遙かに高率である。

離　婚　明治四十二年の七十九件が最も少く、其の後逐年遞增して大正十二年は三百一件となつて最高であるが、翌十三年以降は之に反して漸次減退の傾向を示して昭和九年は百四十四件に低下し、最高年たる大正十二年に比して五割二分の減少である。昭和九年の離婚數は人口一萬人當り一件であるる。帝國の離婚數も近年當局管內と同樣漸次減少しつゝあるも、昭和八年の人口一萬人當りは內地七件、朝鮮三件、臺灣八件で、當局に對比すれば尙遙かに高い。尙昭和九年に於ける國籍別離婚率は人口一萬に付內地人〇・七件、滿洲人一・二件に當り、內地人は滿洲人に比して著しく低率である。

出　生　既往に於ける出生の趨勢は明治四十一年の九千六百六十七人が最少で、爾來多少の進退はあるが逐年增加の狀態を續けてゐる。卽ち明治四十二年は一萬三千人臺に、大正五年は二萬人臺に、昭和四年は三萬人臺に增加し、昭和九年は三萬五千七百十人を算してゐる。昭和九年を明治四十一年に比すれば三倍七分の增加を示し、出生率は人口千に付二十三人八分に當り、內地の三十一人六分、朝鮮の二十九人、臺灣の四十四人五分に比すれば遙かに低率である。蓋し管內は植民地の常として從來より單身來住者が多く、殊に滿洲國建國後に於ては尙一層其の傾向の顯著なのが主因である。

昭和九年中に於ける國籍別出生率は內地人二十三人六分、滿洲人二十四人二分で、滿洲人の方が一人四分の高率である。

死　產　明治四十二年の二百十九人を最低とし爾來多少の增減はあるが、人口の增加に伴ひ同一傾向を示し、昭和九年は五百九十八人となり、明治四十二年に比し二倍七分以上の增加を示して最高である。人口千人當りの割合は〇・四人で、之を國籍別に見れば日本人一人、滿洲人〇・二人である。又之を內地の一人七分、朝鮮の二分、臺灣の一人六分に比すれば朝鮮の二分よりは高位であるが、內地及び臺灣に比すれば低率である。

死　亡　明治四十一年の六千二百二十三人が最少であるが、翌四十二年は一萬臺に激增し、爾來逐年增加して大正五年迄は一萬千臺であつたが、同六年は急增して一萬五千臺に、七年は一萬七千臺に達し、同八年乃至十年は減少して一萬三千臺となり、翌十一年より再び上昇して昭和九年は二萬二千六百二人となつた。此の增減を省みれば明治四十二年、同四十三年はペストが全滿に亙り猖獗を極めた結果で、同年の死亡率は人口千に付二十三人六分の高率を示したるは流行性感冒に基因したものである。又大正七年に二十四人一分、同八年に二十一人四分、昭和九年は十五人一分に當る。昭和九年の國籍別死亡數は日本人四千百九十四人、滿洲人一萬八千三百九十四人、外國人十四人で、人口千に付日本人は十二人一分、滿洲人は十六人、外國人は六人三分で、滿洲人の死亡率が最高である。之を昭和八年の內地の十七人七分、朝鮮の十九人三分、臺灣の十九人八分に比較すれば當局管內は十四人六分で遙かに低率である。

轉　住　轉住の調査は昭和四年より轉入と轉出とに就いて行ひ、人口の社會的增減を觀ることゝした。轉入は昭和四年乃至五年は十八萬臺に過ぎなかつたが、同六年は二十一萬臺に達し、翌七年は滿

洲事變の影響を受けて一躍三十九萬臺に增進し、同八年には四十五萬九千二百八人に躍進したが、同九年は稍〻減退して四十五萬五千八百八十九人となつた。之を調査當初の昭和四年に比すれば二・六倍の增加に當り、人口千に付三百四人に當る。昭和九年中の國籍別轉入數は日本人十五萬八千五百六十一人、滿洲人二十九萬五千九百三十人、外國人一千三百九十八人で、人口千に付日本人は四百五十九人、滿洲人は二百五十七人、外國人は六百二十九人の割合に當る。卽ち實數に於ては滿洲人が多く、其の割合に於ては日本人が遙かに高い。

轉出は昭和四年は十四萬臺に過ぎなかつたが同六年は一躍二十四萬臺となり、同七年は三十五萬臺に、同八年は三十八萬九千二百七十六人に激增した。同九年は稍〻減少して三十八萬四百三十七人となつたが、之を昭和四年に比すれば二倍七分の增加に當り、人口千に付二百五十四人に當る。昭和九年中の國籍別轉出數は日本人十二萬五千九百四十八人、滿洲人二十五萬三千百三十六人、外國人千三百五十三人で、人口千に付日本人は三百六十五人、滿洲人は二百二十人、外國人は六百九人に當る。斯くの如く轉入轉出共に著しい增加數を示したのは所謂滿洲事變後に於ける產業經濟界の飛躍的進展に基因するのである。

人口增加　人口の增加は自然增加に依るものと、社會的增加に依るものである。前者卽ち出生と死亡の差增に依る自然增加は明治四十一年は僅かに三千臺に過ぎなかつたが、大正十二年は九千臺の出生超過となつた。其の間多少の不同はあるが年々增加の一途を辿り、昭和九年は出生實數三萬五千七百十人、死亡實數二萬二千六百二人で、その差增は一萬三千百八人に達し、出生數の三割七分が自然增加である。人口千に付增加數は八人八分に當るが、日本內地の自然增加率十三人八分に比すれば低率である。

後者卽ち轉住に因る社會的增加は轉入者が逐年著しい增加を示してゐる。轉入と轉出の差增は昭和四年は四萬千九百二十八人、翌五年は二萬二千五百三十四人を增加したが、昭和六年は滿洲事變の爲人心の不安定に因り從來の增加に反し三萬六十二人の未曾有の激減を觀た。然し滿洲國の建國と其の開發が急速に進展するに伴ひ所謂滿洲熱に刺戟されて、翌七年は三萬七千三百五十一人を增加し、同八年は一躍六萬九千臺に激增し、同九年は尙一層增加を示して、轉入者總數四十五萬五千八百八十九人、轉出者總數三十八萬四百三十七人となり其の差增は七萬五千四百五十二人で、轉入者の一割七分に當る社會的增加を示した。其の割合は人口千に付五十人に當る。

自然增加と社會的增加とが所謂人口增加で、增加率は人口千に付五十九人に當る。之を內地に對比すれば著しく高率である。然し內地に於ける人口增加は殆どその全部が自然增加なるに反して、當局管內の夫は社會的增加が增加總數の八割五分を占めてゐることは注目に値する。

國勢調査

國勢調査の目的は社會の進運に伴つて常に時代に適應した對策を講ずる爲、國家社會の實狀を調べ社會組織の內容と各人生活の實況とを審にし諸般施政の基礎となるべき資料を作るにある。帝國に於ては明治三十五年十二月一日法律第四十九號を以て國勢調査に關する法律を公布し、次いで大正七年九月二十六日國勢調査施行令(勅令第三五八號)を公布し、大正九年十月一日を期して第一回國勢調査たる臨時戶口調査を實施した。當局に於ける國勢調査は母國に於ける夫れと步調を一にし、先づ大正九年

に第一回の、同十四年に第二回の、昭和五年に第三回の、同十年に第四回の各國勢調査を施行したのである。國勢調査は前述の如き趣旨の下に行はれるのであるが、殊に昭和七年以後に於ては滿洲事變の後を承けて管內の經濟狀況、社會狀態に著しい變化を來し、個人の生活狀態も全く一變した爲、昭和十年に施行した當局國勢調査の如きは十年目毎に行はれる大調査の中間に行ふ簡易調査とはいへ、此の一變した社會狀態を正確に調べ正鵠を得たる統計に依り正確なる社會實相を把握し、總べての施政上に寄與する點に重大なる使命を持つたのである。

大正九年關東廳臨時戶口調査（第一回）

事務經過概要　當局に於ても帝國に順應し步調を同じくして國勢調査を行ふことゝなり、大正七年度より同十二年度に至る六箇年繼續事業とし、大正七年十二月七日關東都督府臨時戶口調査部職制（關東都督府令第四一號）を以て臨時戶口調査部を設置し、大正八年十月二日關東廳臨時戶口調査評議員會規則（關東廳令第四七號）を制定、關東長官の諮問機關たる評議員會を設置して大正九年施行すべき第一回國勢調査の計畫大綱竝びに諸規則の審議を爲さしめ、大正九年三月三日關東廳臨時戶口調査令（關東廳令第五號）其の他關係法規を公布、愈〻大正九年十月一日を期して第一回の國勢調査を施行した。其の概要は次の通りである。

調査時期及び對象　大正九年十月一日午前零時現在に依る現在者及び常住者。

調査區域　關東州、滿鐵附屬地及び領事館內の一部。

調査事項　氏名、世帶に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の關係、職業及び其の地位竝びに扶養關係、讀み書きの程度、日本語又は支那語を解する程度、不具の種類及び原因、阿片煙吸食（支那人に限る）、纏足（支那人に限る）、民籍又は國籍、出生地、來住の年（日本人に限る）、常住地又は行先地、兵役、兵種及び階級（日本人に限る）。

調査方法　國勢調査施行の方法には自計主義と他計主義とがある。自計主義は被調査者をして調査事項を自ら調査書に記入せしめるが、他計主義は調査委員に於て被調査者に推問して其の結果を調査書に記入するのである。管內住民の大部分は支那人で未だ知識の程度が低く、自計主義を採るときは調査の完全を期し難きを以て他計主義とし、被調査者に答申義務を負はしめ調査委員に於て世帶票を作成することゝした。調査書は世帶票式に依つた。

調査機關　中央機關として臨時戶口調査部が調査の計畫、審査、集計及び編纂等の任に當つた。地方機關として臨時戶口調査委員長、臨時戶口調査副委員長、臨時戶口調査委員及び臨時戶口調査調査委員を置き、地方實査の任に當らしめた。

調査結果整理公表　調査結果の整理は全部中央集査とし、調査票其の他の材料は臨時戶口調査委員長より直接進達せしめ、當局に於て之を整理して結果表を作成した。其の結果大正九年十一月には概數を、同十二年九月には世帶及び人口一覽表を、同十三年二月には臨時戶口調査原表三卷を、翌三月には臨時戶口調査比例篇及び臨時戶口調査記述篇を夫々發表した。

調査結果概要　本調査に於ける總人口は九十一萬九千五百六十八人で、關東州六十八萬八千百三十人、滿鐵附屬地二十三萬千四百三十八人である。其の割合は關東州七割五分、滿鐵附屬地二割五分で、一平方粁當り人口は關東州二百四人、滿鐵附屬地九百五十五人三である。管內一平方粁當り人口は二百五十四人三で其の密度は甚だ稠密で、內地各府縣中管內密度より高きは東京府及び大阪府あるのみで

ある。

又世帶總數は十四萬四千八百で、一世帶當平均人員は六・三五人に當る。之を關東州と滿鐵附屬地とに大別すれば關東州十萬五千六百四十三、滿鐵附屬地三萬九千百五十七で、關東州の世帶數は總數の七割三分を占め、滿鐵附屬地の世帶數は二割七分である。一世帶當平均人員は關東州六・五一人、滿鐵附屬地五・九一人で關東州が高い。（附表參照）

大正十四年國勢調査（第二回）

事務經過概要　日本內地に於ては大正九年第一回調査施行後時勢の變遷と社會の進展に鑑み、大正十一年の法律第五十一號に依り五年目に一回中間に於ける簡易調査を施行することゝなつた爲大正十四年簡易調査を施行した。當局に於ても母國に於けると同樣十月一日を期して實施した。卽ち大正十四年度より二箇年繼續事業とし、大正十四年四月一日關東廳國勢調査評議員會規則（關東廳訓令第一五號）を公布し、關東長官の諮問機關たる國勢調査評議員會を設置して、調査の計畫大綱竝びに關係諸規則の審議を爲さしめ、大正十四年五月三十日關東廳國勢調査規則（關東廳令第三二號）其の他關係法規を公布して同年十月一日本調査を實施した。

調査時期及び對象　大正十四年十月一日午前零時現在に依る現在者及び常住者。

調査地域　關東州及び滿鐵附屬地。

調査事項　氏名、世帶に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の關係、本籍、民籍又は國籍、常住地（一時現在者に限る）、行先地（一時不在者に限る）。

調査方法　調査書の樣式は人別票式とし、調査書の作成方法は前回同樣世帶主又は世帶の管理者を答

申義務者とする他計主義に依つた。

調査機關　中央機關として長官官房文書課が本調査の計畫、審査、集計及び編纂等の任に當り、又地方機關として地方國勢調査委員長、地方國勢調査副委員長、國勢調査參事、國勢調査監督委員及び國勢調査委員を置き、地方實査の任に當らしめた。

調査結果整理公表　調査結果の整理は全部中央集査とし、調査票其の他の材料は委員長より直接進達せしめ、當局に於て之を整理し結果表を作成した。其の結果大正十四年十一月に概數報告を、昭和二年二月に國勢調査結果表を、又翌三月に國勢調査記述篇（附比例表）を夫々發表した。

調査結果概要　本調査に於ける總人口は百五萬四千七百七十四人で、關東州七十六萬五千七百七十六人、滿鐵附屬地二十八萬八千二百九十八人であるが、之を前回調査に比すれば總人口に於ては十三萬四千五百六人の增加で、關東州は七萬七千六百四十六人、滿鐵附屬地は五萬六千八百六十人の增加である。管內の一平方粁當り人口は二百八十三人五で、內地に於ける八十八人、臺灣に於ける百十一人に比し著しく稠密であり、又之を前回調査の一平方粁平均二百五十四人三に比すれば二十九人二の增加である。

世帶總數は十七萬三千八百五十四で、一世帶當平均人員は六・〇六人である。その中關東州は十二萬二千七百二十二、一世帶當平均人員六・二四人で世帶總數の七割一分を占め、滿鐵附屬地は五萬千百三十二、一世帶當平均人員五・六四人で二割九分に當つてゐる。之を大正九年の第一回調査に比すれば世帶總數に於て二萬九千五十四を、關東州に於て一萬七千七十九を、滿鐵附屬地に於て一萬千九百七十五を何れも增加したが、一世帶當平均人員に在りては總數に於ては〇・二九人を、關東州及び滿鐵附屬

地に於ては〇・二七人を各減少した。（附表參照）

昭和五年國勢調査（第三回）

事務經過概要　昭和五年は第一回國勢調査を施行してより十年目に當る大調査を施行すべき周期年に當つた爲、同年十月一日を期して實施した。卽ち昭和四年度を準備期間とし昭和五年度より四箇年の繼續事業として、昭和五年四月二十五日關東廳國勢調査評議員會規則（關東廳令第三〇號）を公布し關東長官の諮問機關たる評議員會を設置して、調査計畫の大綱及び諸規則の審議を爲さしめ、同年五月十六日昭和五年關東廳國勢調査規則（關東廳令第三四號）其の他關係法規を公布して本調査を實施した。

調査時期及び對象　昭和五年十月一日午前零時現在に依る現在者。

調査地域　關東州及び滿鐵附屬地。

調査事項　氏名、世帶に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の關係、職業（本業及び副業）、所屬の産業、失業（日本人、本籍、民籍又は國籍、出生地、來住の年（日本人、普通教育の有無（滿十五歲以上、住居の室數。

調査方法　大正九年の第一回國勢調査は全部警察官に依つて調査したが、住民の知識進み調査に對する理解も相當發達したるを以て、今回は申告義務者をして申告せしむる所謂自計主義を原則とした。卽ち調査票は各世帶に付一通を用ひ、各世帶員に關する事項を列記する世帶主又は世帶管理者を申告義務者とし、調査票の配付、蒐集は國勢調査委員をして之に當らしめた。

調査機關　中央機關として昭和五年九月長官官房に臨時國勢調査課を設置し、本調査の計畫、審査、集計及び編纂等の任に當らしめた。又地方機關として地方國勢調査部長、地方國勢調査委員長、地方

國勢調査參與員及び國勢調査委員を置き規定に基いて夫々調査事務に當らしめた。

調査結果整理公表　調査結果の整理は全部中央集査とし、申告書其の他の材料は其の儘地方國勢調査委員長より進達せしめ、本廳に於て之を整理して結果表を作成した。本調査は大調査であつた爲、從來に於ける人手に依る計票式集計方法を廢してパワース式分類集計方法を採用し、結果表の編纂に當り集計方法に一大改善を加へた。結果は昭和五年十一月に概數報告を、同八年十一月に國勢調査結果表第一卷及び第二卷を、翌九年一月に同三卷を、翌二月に國勢調査比例篇を、尙同年三月に國勢調査記述篇を夫々發表した。

調査結果概要　本調査に於ける管內の總人口は百三十二萬八千十一人で、大正十四年調査の百五萬四千七十四人に比すれば二十七萬三千九百三十七人の激增を示した。その中關東州は九十五萬五千七百四十一人で七割二分に當り、滿鐵附屬地は三十七萬二千二百七十人で二割八分に當る。之を大正十四年の調査に比すれば關東州は十八萬九千九百六十五人を、滿鐵附屬地は八萬三千九百七十二人を增加し人口千に付關東州二百四十八人、滿鐵附屬地二百九十一人の增加である。增加實數は關東州は滿鐵附屬地より多きも、增加率に於ては却つて低い。管內人口の密度は一平方粁に付三百五十五人で、內地の百六十九人、朝鮮の九十五人、臺灣の百二十八人、樺太の八人、南洋の三十二人に比し著しい稠密度である。之を大正十四年調査の二百八十三人に比すれば一方粁に付七十二人の增加を示してゐる。

世帶總數は二十二萬千百四十五で、一世帶の平均人員は六・〇一人に當る。之を大正十四年調査の十七萬三千八百五十四に比すれば四萬七千二百九十一を增加し、一世帶平均人員に於て〇・〇五人を減少した。一世帶平均人員を帝國各地に比較すれば、內地五・〇七人、朝鮮五・二八人、臺灣五・六八人、樺太

四・九三人、南洋四・六四人で、管內に於ける世帶平均人員は甚だ高率である。更に之を各地方別に見れば一世帶平均人員の最高は普蘭店の七・四七人で、雞子窩の六・八一人が之に次ぎ、以下金州、遼陽、公主嶺、旅順、撫順、開原、長春の各地は管內平均の六・〇一人以上であり、他の地方は何れも平均に達せず、其の最低は安東の四・七三人である。（附表參照）

昭和十年國勢調査（第四回）

事務經過概要　昭和十年は十年毎に施行せられる大調査の中間に當る簡易調査を施行すべき周期年に當り、國勢調査としては第四回であるが、簡易調査としては第二回である。

大調査を施行した昭和五年の翌年九月には滿洲事變が勃發し、更に滿洲國の建國を契機として管內情勢の推移變遷は極めて顯著なものがあつて、凡有る方面に一大飛躍を爲した。殊に產業經濟界の一大變革に伴ふ管內人口の增加は著しく、明治三十九年施政當初の人口三十八萬四千七百五十五人に比して昭和九年末は實に二十九割の增加で、百四十九萬七千六百人を算し、最近五箇年間は殊に激增した。從つて昭和十年十月一日を期して施行された國勢調査は從來の調査に比して其の意義更に重要なるを以て、昭和九年度を準備期間とし昭和十年度より四箇年の繼續事業として、昭和十年三月二十九日關東局國勢調査評議員會規則（關東局令第七號）を公布し、滿洲國駐劄特命全權大使の諮問機關たる評議員會を設置して調査計畫大綱の審議を爲さしめ、同年六月二十九日昭和十年關東局國勢調査規則（關東局令第四四號）其の他關係法規を公布して本調査を實施した。

調査時期及び對象　昭和十年十月一日午前零時現在に依る現在者。

調査地域　關東州及び滿鐵附屬地。

調査事項　氏名、世帶に於ける地位、男女の別、出生の年月日、配偶の關係、本籍、民籍又は國籍、出生地、來住の年（日本人、滿洲國人及び中華民國人）、常住地（滿洲國人及び中華民國人）。

調査方法　本調査に於ける調査方法は昭和五年施行の大調査同樣、調査票は各世帶に就いて一通を用ひ、各世帶員に關する事項を列記する世帶票式として、世帶主又は世帶の管理者を申告義務者とする自計主義を採用し、調査票の配付、蒐集は國勢調査委員をして之に當らしめた。

調査機關　中央機關として官房文書課が本調査の計畫、審査、集計及び編纂等の任に當つた。又地方機關として地方國勢調査委員長、國勢調査委員及び國勢調査員を置き夫々規程に基いて調査事務に當らしめた。

調査結果整理公表　調査結果の整理は全部中央集査とし、申告書其の他の材料は其の儘地方國勢調査委員長より進達せしめ、當局に於て之を整理した。昭和十年十一月に世帶及び人口の概數を發表したが、昭和十一年五月には確定人口を、又昭和十三年末には全體結果發表の豫定である。

調査結果概要

總　人　口　本調査の人口概數は總數百六十五萬六千七百六十三人であるが、關東州は百十三萬四千七百五十二人で總數の六割九分を占め、滿鐵附屬地は五十二萬二千六百八十九人で三割一分に當る。之を前回卽ち滿洲事變勃發の前年たる昭和五年の第三回調査結果に比すれば、總數に於ては三十二萬八千七百五十二人卽ち二割五分の、關東州に於ては十七萬八千三百三十三人卽ち一割九分の、滿鐵附屬地に於ては十五萬四百十九人卽ち四割の孰れも增加である。又一平方粁當り人口は全管內は四百四十一人で、關東州は三百二十八人、滿鐵附屬地は千七百五十二人であるが、滿鐵附屬地は關東州に比して五

倍の稠密である。更に人口千人に付増加數は全管內二百四十七人六、關東州百八十六人六、滿鐵附屬地四百四人一で、滿鐵附屬地は關東州に比し二倍以上の増加である。

國籍別人口　總人口を國籍別に觀れば日本人は內地人三十五萬六千三百十七人（臺灣人二百十八、樺太人七十一人を含む）で、總人口の二割一分五厘に當り、朝鮮人三萬六千四百七十人で、二分二厘である。滿洲國人（中華民國人を含む、以下同じ）は百二十六萬八百六十四人で、七割六分一厘に當り、外國人は三千二百十二人で、二厘に當る。卽ち滿洲國人が其の大部分を占め內地人、朝鮮人、外國人の順位である。

又之を關東州と滿鐵附屬地とに分つと、關東州に於ては日本人內地人十六萬三千七百九十六人（二割四分四厘）、朝鮮人四千三百八十九人（四厘）、滿洲國人九十六萬三千八百七十五人（八割五分）、外國人二千十四人（二厘）であり、滿鐵附屬地に於ては日本人內地人十九萬二千四百二十一人（三割六分九厘）、朝鮮人三萬二千八十一人（六分一厘）、滿洲國人二十九萬六千九百八十九人（五割六分八厘）、外國人千百九十八人（二厘）で、內地人、朝鮮人は關東州より滿鐵附屬地に多く、滿洲國人、外國人は之に反して滿鐵附屬地より關東州に多い。

國籍別人口を昭和五年調査に比すれば內地人は十三萬九百六十人を、朝鮮人は一萬八千百六十八人を、滿洲國人は十七萬九千四百二十二人を、外國人は二百二人を孰れも增加し、各々其の人口千に付日本內地人は五百八十一人四（五割八分）、朝鮮人は九百九十二人七（九割九分）、滿洲國人は百六十五人九（一割七分）、外國人は六十七人一（七分）の增加率を示し、增加實數に於て第三位にある朝鮮人は增加率に於ては最も高率である。又關東州に於ては內地人四萬五千八百十三人を、朝鮮人二千七十三人を、滿洲國人十二萬九千四百十六人を何れも增加し各人口千に付、內地人は三百八十八人二（三割九分）、朝鮮人は八百九十五人一（一割六分）、滿洲國人は百五十五人一（一割二分）の增加率を示した。滿鐵附屬地は關東州に比して內地人、朝鮮人は增加實數、增加率とも遙かに高く、殊に內地人の如きは二倍以上の高率を示してゐる。滿洲國人の增加實數は關東州に於て多く、增加率は滿鐵附屬地に於て高い。

體性別人口　總人口を體性別に觀れば男九十九萬五千百八十八人で六割を占め、女六十六萬千五百七十五人で四割に當り、男は女より三十三萬三千六百十三人多く女百人に付男百五十人四の高率である。之を國籍別に觀れば日本內地人は男十八萬九千八百五十八人（五割三分）、女十六萬六千三百五十九人（四割七分）で、女百人に付男百十四人一であり、朝鮮人は男二萬九十人（五割五分）、女一萬六千三百八十人（四割五分）で、女百人に付男百二十二人六である。滿洲國人は男七十八萬三千四百四十二人（六割二分）、女四十七萬七千四百二十二人（三割八分）で、女百人に付男百六十四人一であり、又外國人は男千七百九十八人（五割六分）、女千四百十四人（四割四分）で、女百人に付男百二十七人二である。女百人に對する男の割合の最も高率なるは滿洲國人で、外國人、朝鮮人が之に次ぎ內地人が最も低い。

又之を關東州と滿鐵附屬地とに分つと關東州に於ては男六十五萬五千四百六十六人で五割八分を占め、女四十七萬八千六百八人で四割二分に當り、女百人に付男百十人二である。滿鐵附屬地に於ては男三十三萬九千七百二十二人で六割五分を占め、女十八萬二千九百六十七人で三割五分に當り、女百

人に付男百十八人四である。男の超過數は關東州は十七萬六千八百五十八人、滿鐵附屬地は十五萬六千七百五十五人で、超過實數に於ては關東州は滿鐵附屬地より多いが、女百人に付男の割合は滿鐵附屬地が關東州より遙かに高い。其の事由は關東州は多くの農村地帶を含むに反して、滿鐵附屬地は何れも商工業地帶たると一面又滿洲景氣に煽られた男の單身渡滿者の多數は滿鐵附屬地に比較的多く集中することに因るのである。

今體性別に就いて昭和五年の調査に比すれば男は十八萬六千百四十四人を增加して、人口千に付二百三十人一卽ち二割三分の增加率を示し、女は十四萬二千六百八人を增加して、人口千に付二百七十四人八卽ち二割七分の增加率を示した。增加實數は男は女より四萬三千五百三十六人多きも、各性人口に對する增加率に於ては女は男より四分高い。

更に之を大正九年の調査に比すれば男は四十一萬千五百二十三人を增加して、人口千に付七百五人一卽ち七割一分の增加率を示し、女は三十二萬五千六百二十七人を增加して、人口千に付九百六十九人五卽ち九割七分の增加率を示した。大正九年第一回調査以來十五年間に於ける增加實數に於て男は女より八萬五千八百五十一人多いが、各性人口千に付增加率は男七百五人一、女九百六十九人五で、女が著しく高い。斯くの如く管內に於ける男女の權衡は調査回數を重ぬるに隨ひ緩和されてゐるが、之を帝國各地に比すれば左に示す如く管內は其の何れよりも遙かに高率である。

管內	女百人ニ付男	昭和十年概數	
大正九年	一七三・八人	內地	一〇〇・六
大正十四年	一五七・四	朝鮮	一〇三・八
昭和五年	一五五・九	臺灣	一〇四・二
昭和十年（概數）	一五〇・四	樺太	一二七・八
		南洋	一二六・六

世帶總數　世帶の概數は總數二十七萬六千六百五十一で、一世帶當平均人員は五・九九人である。其の中關東州は十八萬五千二百七十七、一世帶當平均人員六・一二人で、世帶總數の六割七分を占め、滿鐵附屬地は九萬千三百七十四、一世帶當平均人員五・七二人で、三割三分に當つてゐる。之を昭和五年の調査に比すれば世帶總數に於て五萬五千五百六を、關東州に於て二萬九千六百四十を、滿鐵附屬地に於て二萬五千八百六十六を何れも增加したが、一世帶當平均人員に在りては總數及び關東州に於ては各〇・〇二人を減じ、滿鐵附屬地に於ては〇・〇四人を增加してゐる。

要　約　昭和十年國勢調査結果の概要は以上の如くであるが、之を五年前の昭和五年調査及び十年前の大正十四年調査及び十五年前の大正九年調査に比較すれば世帶、人口共著しい增加を示し、人口の密度の如きは調査每に上昇して殆ど他に其の例を見ない程の稠密度である。又體性別狀況にありては增加の實數に於ては男は女より多きも、增加率に在りては女は男より高く、調査を重ぬるに從ひ男女の不權衡を緩和してゐる。

更に國籍別狀況に在りては增加の實數に於ては滿洲國人が最も多いが、增加率に於ては朝鮮人が最も高く內地人が之に次いでゐる。殊に內地人の今期に於ける增加率は人口千に付前期の二倍半以上、前々期の三倍半以上の著しい高率を示し增加の實數に於ては關東州は滿鐵附屬地より稍〻多きも、其の增加率に於ては滿鐵附屬地は關東州の二倍以上の高率を示してゐる。卽ち關東州に於ける增加率は人口千に付前々期の百十二人八より前期は二百四十八人一と上昇したが、今期は之に反して百八十六人六と下降した。滿鐵附屬地に於ては前々期の二百四十五人七、前期の二百九十一人三に對して今期は一層躍進して實に四百四人一と云ふ空前の高率を示してゐる。要するに今期に於ける管內人口の趨

勢は滿洲事變を一轉機として、之を何れの方面より觀るも飛躍的進展の跡が著しく、就中滿鐵附屬地に於て一層如實に之を示してゐる。（附表參照）

第六節　機　構

關東局は新京に置かれ、其の長官は滿洲國駐箚特命全權大使である。大使は內閣總理大臣（涉外事項に付ては外務大臣）の監督の下に關東局の事務を統理し、關東局總長は大使を佐けて局務を總理し官房及び各部の事務を監督するものである。又關東州廳は旅順に設けられ、關東州廳長官は大使の指揮監督を承けて關東州內の行政事務を管理し、關東州內の民政署長を指揮監督する。當局の機構を明かにする爲各機關の命令系統を圖解し且管內各官署の所屬關係を表示すれば左の通りである。

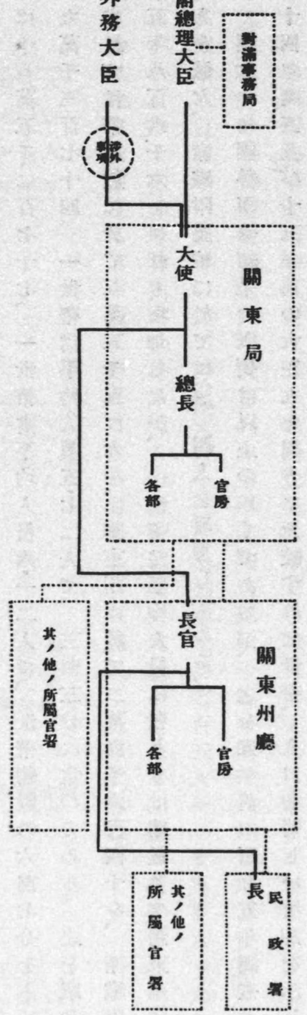

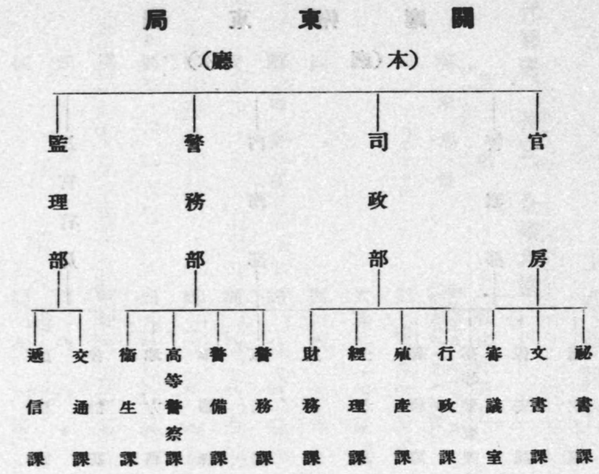

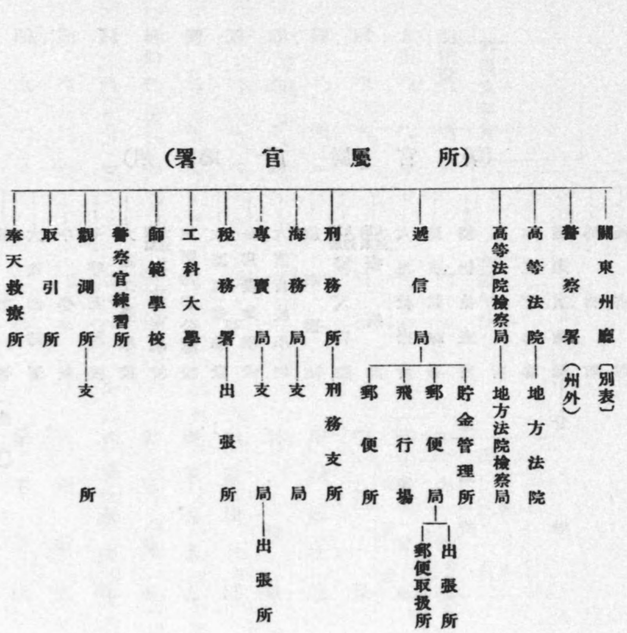

關東州廳

（廳本）

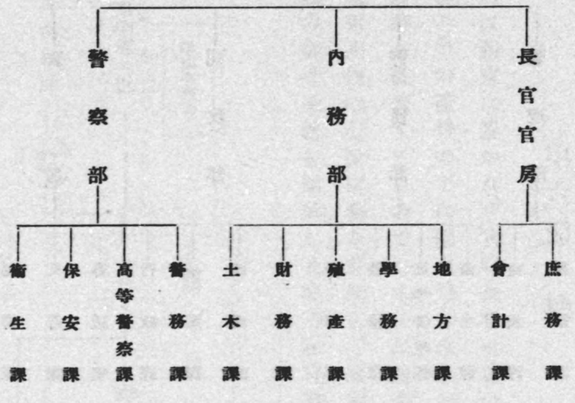

（州廳所屬官署）

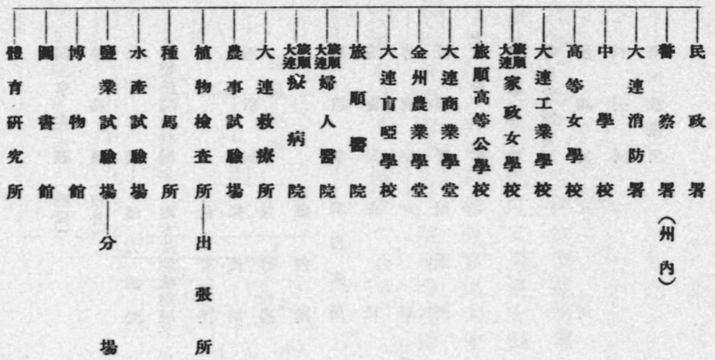

第七節　職員

主なる諸官

歷代都督、長官、全權大使

官名	任命年月日	氏名	在職年月	轉退官年月日
關東都督	明治三八、一〇、一八（明治三九、八、迄八總督）	大島義昌	六、六	明治四四、二六
同	同 四四、二六	福島安正	二、五	大正三、九、一五
同	大正三、九、一五	中村覺	二、一〇	同 六、七、三
同	同 六、七、三	中村雄次郎	一、九	同 八、四、一三
關東長官	同 八、四、一三	林權助	一、一	同 九、五、二四
同	同 九、五、二四	山縣伊三郎	二、四	同 一一、九、八
同	同 一一、九、八	伊集院彥吉	一、〇	同 一三、九、一九
同	同 一三、九、二六	兒玉秀雄	四、三	昭和二、一二、一七
同	昭和二、一二、一七	木下謙次郎	一、八	同 四、八、七
同	同 四、八、七	太田政弘	一、五	同 六、一、一六
同	同 六、一、一六	塚本清治	一、一〇	同 七、一、二
同	同 七、一、二	山岡萬之助	〇、七	同 七、八、八
同	同 七、八、八	武藤信義	一、〇	同 八、七、二八

關東長官	昭和八、七、八	菱刈　隆
同	同九、一一、一〇	南次郎
全權大使	同九、一二、二六	南次郎
同	同一一、三、六	植田謙吉

歷代民政長官、事務總長及び總長

官名	任命年月日	在職年月	氏名
關東都督府民政長官	明治三七、九、一	〇、八	石塚英藏
同	同四〇、四、三五	一、一	中村是公
同	同四一、三、一五	六、三	白仁武
同	大正六、七、三一	一、九	宮尾舜治
關東都督府事務總長	同八、四、一二	二、二	杉山四五郎
同	同一〇、六、三	二、〇	土岐嘉平
同	同一二、六、一六	一、〇	川口彥治
關東局總長	昭和九、一二、二六	〇、五	長岡隆一郎
同	同一〇、五、一一	〇、二	大野綠一郎
關東局總長心得	同一二、四、七	〇、一	武部六藏
關東局總長	同一二、四、一五	—	武部六藏

歷代關東州廳長官

官名	任命年月日	轉退官年月日	在職年月	氏名
關東州廳長官	昭和九、一二、二六	昭和一〇、一、一五	〇、一	大場鑑次郎

同	一〇、一、一五	竹下豐次
同	一二、六、二〇	御影池辰雄

歷代顧問

官名	就任年月日	退職年月日	在職年月	氏名
交通顧問	明治三九、一二、一四	明治四一、七、二四	一、八	後藤新平
同	大正八、四、一三	大正一〇、五、三一	二、二	野村龍太郎
同	同一〇、五、三一	同一二、一〇、一四	一、五	早川千吉郎
同	同一二、一〇、二四	同一三、六、三	一、八	川村竹治
同	同一三、六、三	昭和二、七、一九	三、一	安廣伴一郎
同	昭和二、七、一九	同四、八、一四	二、一	山本条太郎
同	同四、八、一四	同六、六、一三	一、一〇	仙石貢
同	同六、六、一三	同六、七、六	一、一	內田康哉
同	同七、七、六	同九、一二、二六	二、五	林博太郎

職員定員現員對照表

（昭和十一年四月十五日現在）

官職別	定員	現員	差
總長	一	一	—
司政部長	一	—	一
警務部長	一	—	一
監理部長	一	一	—
關東州廳長官	一	一	—
秘書官	一	一	—

事務官	△二一七	△二一六	一
理事官	△一五	△一五	｜
視學官	一	一	｜
技師	△三七	△三七	｜
警視	△五一二	△五一二	｜
通譯官	一	一	｜
產業主事	一	｜	一
技師	一	｜	一
土木主事	一	一	｜
技師	四	四	｜
教育主事	二	二	｜
衛生主事	一	｜	一
屬	△一三四二八	△一三四〇四	△二四
視學	八	八	｜
警部	△三五六〇	△三五五七	三
技手	△三二六八	△三三六八	△一｜
通譯生	△五二六	△五二四	二
稅務吏	三六	三三	三
森林主事	七	七	｜
警部補	△一五〇一七	△一五〇一七	｜

產業書記	五	四	一
技手	二	二	｜
土木書記	一三	一二	一
技手	二〇	一七	三
教育書記	四	二	二
衛生書記	四	一	三
衛生技手	七	六	一
地方書記	一一	八	三
法院判官	一三	一三	｜
檢察官	六	六	｜
通譯生	五	五	｜
書記	一七	一七	｜
海務局技師	三	三	｜
理事官	一	一	｜
屬	七	七	｜
技手	一六	一六	｜
觀測所技師	一	一	｜
書記	一	一	｜
技手	一六	一五	一
典獄	一	一	｜

典獄補	一	一	｜
保健技師	二	二	｜
教誨師	二	二	｜
看守長	五	五	｜
通譯生	一	一	｜
遞信局長	一	一	｜
事務官	二	二	｜
副事務官	六	六	｜
航空官	一	一	｜
技師	二	二	｜
書記、技手、書記補	△三九八七	△三九八三	四
專賣局理事官	三	三	｜
屬	一〇	一〇	｜
技手	三	二	一
通譯生	二	二	｜
救療所醫員	一	一	｜
書記	一	一	｜
調劑師	一	一	｜

醫院醫官	一三	一三	｜
醫員	一二	八	四
調劑手	七	七	｜
書記	七	七	｜
農事試驗場技師	一	一	｜
屬	一	一	｜
技手	九	九	｜
水產試驗場技師	一	一	｜
屬	一	一	｜
技手	四	四	｜
鹽業試驗場技師	一	一	｜
屬	一	一	｜
技手	二	二	｜
植物檢查所屬	一	一	｜
技手	六	六	｜
工科大學長	一	一	｜
教授	一四	一三	一
助教授	一三	一三	｜
事務官	一	一	｜
助手	二一	一九	二

書記	六	六	―
豫科教授	二	二	―
助教授	一	一	―
中學校長	三	三	―
教諭	八三	七七	六
書記	六	六	―
工業學校長	一	一	―
教諭	九	八	一
書記	一	一	―
高等女學校長	二	二	―
教諭	四九	四六	三
書記	三	三	―
高等公學校長	一	一	―
教諭	二一	一七	四
訓導	七	六	一
書記	一	一	―
公立中學校長	一	一	―
教諭	一五	一五	―
書記	一	一	―
公立高等女學校長	一	一	―
教諭	二九	二六	三
書記	二	二	―
公立實業學校長	二	二	―
教諭	二〇	一六	四
書記	二	二	―
小學校訓導	四六三	四四七	一六
公學堂教諭	一〇四	一〇四	―
巡査	三三五〇	三〇七六	二七四
巡捕	一二五〇	一〇九〇	一六〇
看守	一二六	一二六	―
囑託	一八三	一八三	―
雇員	一八八二	一八八二	―
消防手	五三	五〇	三
消防手補	五四	五一	三

備考　△は臨時定員なり

第八節　施政沿革

軍政時代　當局管内卽ち關東州及び滿鐵附屬地に於ける當局の施政は明治三十九年九月一日關東都督府官制施行の時に始まるが、日露戰役中の軍政はその濫觴である。軍政は明治三十七年四月東京大本營に於ける軍政委員の任命、軍政委員派遣要領制定の時より同三十九年八月關東總督府の廢止に至る間に於けるものである。

當初軍政は各軍司令官に屬した軍政署に依つて行はれたが、明治三十七年九月遼東守備軍が編成せられて順次其の隷下に入り、遼東守備軍參謀長が軍政長官として軍政統理の任に當り、遼陽以南の各軍政署事務は始めて統一さるゝに至つた。

明治三十七年十二月遼東守備軍行政規則(遼東守備軍司令官達第八號)の公布あり、翌三十八年一月同守備軍は管內を分ちて露國租借地域及び其の他の地域の二類としたが、この中比較的民政に關係深きは前者である。卽ち租借地域內に於ける遼東守備軍の行政は全地域を旅順、大連、金州の三政區に分ち各區に軍政委員を配置して之を行はしめた。各政區の軍政委員は軍の便宜を圖り且地方住民の安寧秩序を維持するに必要なる一切の行政を執行し、其の重要なるものは總べて軍司令官の指揮を請うた。又軍司令官の認可を經て必要なる規則を發布し、地方從來の法規に據り或は帝國法令を參酌して刑事上の裁斷を爲し、民事事件を審判し兼ねて帝國臣民の取締に任じ、軍司令官の定むる所に依つて租稅を賦課徵收する等の權能を與へられた。遼東守備軍の存在は僅かに九箇月の短期間であつたが、諸般行政の端を當時に發するもの多く、卽ち會村行政、製鹽業の監督及び鹽稅の徵收、大連に於ける建築法

規、植林の奬勵、教育上の施設等之である。

明治三十八年五月遼東守備軍の廢止に伴ひ州外軍政署は順次廢廳となり、其の地域内の軍政の一部は軍政委員を司令官とする兵站司令部を編成して、滿洲軍總兵站監の下にある遼東兵站監部に屬し、他の一部は滿洲軍司令官の直轄となつた。租借地域内に、於ける金州、大連、旅順の三軍政署も亦廢止されて其の管内の行政を掌理する爲關東洲民政署が設置せられた。卽ち明治三十八年五月占領地民政署職員ニ關スル件（勅令第一五六號）が公布されて、同年六月九日關東洲民政署の編成を完了し、遼東守備軍の行政事務の引繼を了して同月二十三日本署を大連に、支署を旅順及び金州に置いた。本署の事務を分掌する爲に官房及び庶務、財務、警務の三部が置かれたが、又別に司法委員が置かれて裁判及び勸解の事務を分掌した。

關東洲民政署は滿洲軍總兵站監の隷下にあつて仍明らかに軍政系統に屬したが、其の職員は民政長官、事務官、通譯官、警視、屬等全部文官から成り、著るしく軍事機關たる色彩を減じて州内の一般行政は茲に漸く其の緒に就き、關東都督府設置後の施政に對して重要なる素地を作つた。

明治三十八年十月平和克復に伴ひ、同月末滿洲軍總司令官の隷下に關東總督府が編成されて其の本部を遼陽に置き、從來遼東兵站監部所屬の諸部隊及び軍政機關竝びに關東洲民政署を其の隷下に收めたが、滿洲軍總司令部の凱旋と共に之に直屬した各機關も關東總督府に直屬することゝなり、茲に於て關東州内外の軍政機關は擧げて關東總督府に屬することゝなり、關東總督府も亦大本營直屬となつた。次いで帝國政府は愈〻軍政を撤廢することに決し、翌三十九年六月關東總督府に命じて諸般の準備を整へしめたが、當時州内の行政は前述の如く關東洲民政署の掌理に屬し、文官組織の下に殆ど純然たる民政機關を形成してゐた爲、其の引繼は單に軍事機關たる關東總督府の隷下を脫して關東都督府に轉屬したに止まり、極めて圓滑裡に軍民兩治の繼承を終つた。

關東都督府時代　關東都督府官制は明治三十九年八月一日勅令第百九十六號を以て公布、同年九月一日より實施せられた。軍政が撤廢せられて民政が施行せられた第一步で、我が關東局施政三十年史の發端である。

關東都督は外務大臣の管理に屬し、關東州を管轄すると同時に南滿洲に於ける鐵道線路の保護及び取締の事を掌り、又滿鐵會社の業務を監督した。關東都督は陸軍大將又は陸軍中將の中より任命され て在滿軍隊をも統率したから今日の制度を以てすれば關東軍司令官の職司をも兼ねてゐる譯である。軍政に就いては陸軍大臣の監督を承けたのは勿論である。

關東都督府に都督官房及び民政部、陸軍部の二部があり、都督府官房は機密に關する事務を掌り、民政部は民政長官總理の下に軍事行政を除く一切の行政事務を掌理したのである。部務を分掌せしむる爲民政部に庶務、警務、財務及び土木の四課竝びに監獄署が置かれた。陸軍部に關する條例は別に定められた。地方行政に就いては州内を三行政區に分ち、同年九月一日關東都督府令第二號を以て大連、旅順及び金州の各地に民政署を置き、同年十月九日關東都督府令第二十五號を以て金州民政署管内の雞子窩、普蘭店の二箇所に各民政支署を設けた。又九月一日關東都督府令第二十二號を以て滿鐵附屬地に警務署及び同支署を設置することゝなり、同十月二十三日告示第二十二號を以て先づ奉天、公主嶺、大石橋に警務署を置いた。越えて四十一年一月關東都督府官制中一部の改正（勅令第二號）があり、都督官房に祕書、文書及び外事の三課を置き、且南滿洲に駐在する領事官に關東都督府事務官を

兼ねしめ上官の命を承けて鐵道線路の警察事務を掌理せしむることゝなつた。次いで同年十月には勅令第二百七十號を以て從來三區であつた州内の行政區劃を二區に改められた爲、十一月一日關東都督府令第六十二號を以て民政署の位置を旅順、大連の二箇所とした。同時に關東都督府令第六十三號を以て從來の金州民政署を大連民政署金州支署となし、告示第百四號を以て貔子窩、普蘭店を同支署の出張所とした。又同時に關東監獄署官制（勅令第二七四號）の公布があり、從來民政部の一分課に過ぎざりし監獄署は獨立して關東都督の管理下に置かれた。更に四十三年三月三十一日勅令第百九十號を以て都督官房内に營繕課が新設された。

次いで同年六月勅令第二百八十二號が公布されて從來外務大臣の監督を承けた都督は同月二十二日より内閣總理大臣の監督を承くることゝなつたが、外交に關する事項は從前の通りである。大正二年六月勅令第百二十八號を以て同月十三日より再び外務大臣の監督を承くることゝなり關東都督府開廳當時の制度に復した。又曩に官房に設置された營繕課は大正二年九月勅令第二百八十一號を以て同月二十五日限り廢止された。

然るに大正六年七月相當廣範圍に亙る關東都督府官制の改正（勅令第八二號）があり、同月三十一日より(一)都督は内閣總理大臣の監督を承け　(二)南滿洲鐵道株式會社の業務を統裁し　(三)新に警務部を設け警務總長が置かれた。警務總長は南滿洲駐劄憲兵の長たる陸軍將校を以て之に充て　(四)從來分課分掌事項は官制中に規定せられたが事務の分掌は都督の權限に委任せられたのである。依つて都督は關東都督府官房民政部及警務部分課規程（關東都督府訓令第三二號）を制定して都督官房に祕書、文書の二課を、民政部に外事、地方、殖産、財務及び土木の五課を、警務部に高等警察、警務及び衛生の三課を置い

た。更に大正七年五月勅令第百六十七號を以て同月二十三日より關東都督府に學務官及び視學を追加增員された。

關東廳時代　大正八年四月十二日關東廳官制（勅令第九四號）が實施せられて、之と同時に關東都督府官制は廢止された。關東長官は(一)内閣總理大臣の監督を承け　(二)關東州を管轄し　(三)南滿洲に於ける鐵道線路の警備上の取締に任じ　(四)滿鐵會社の業務を監督し　(五)諸般政務執行の爲廳令を發布する等の權限を有するが、涉外事項に就いては外務大臣の監督を承くるのである。從來關東都督は陸軍大、中將より任命され諸般の政務を統理する外軍隊の統率權をも併有したが、關東長官は其の任用資格に武官たるの制限なく從つて其の權限は專ら諸般の政務を統理し、駐滿軍隊統率の爲には新に關東軍司令部が新設されたのである。然しながら陸軍武官たるものが關東長官に任せられたるときは關東軍司令官を兼ねることを得るのである。又從來の民政長官、警務總長、外事總長等は廢官となり、之に代ふるに事務總長、民政部長、外事部長等の諸官が置かれ、民政部長は事務總長が兼務し、外事部長は奉天駐在の總領事が兼任することゝなつた。又交通事務に關しては滿鐵會社々長を之に充てゝ顧問とした。廳中は長官官房、民政部及び外事部に分たれたので、同時に訓令第一號を以て長官々房に祕書、文書の二課を、民政部に地方、殖産、財務、警務及び土木の五課を置いた。

地方行政に付いては關東州を二區に分ち旅順、大連に民政署を置き、金州に大連民政署の支署を置いたが、四年八月關東廳官制の一部改正（勅令第三八三號）があり同月十八日より新に從來の二行政區を三區に變更された。又理事官を新に追加增置され、理事官は民政支署長又は民政署に配屬せらるゝことゝなつた。從つて同時に關東廳令第三十九號を以て大連、旅順及び金州に民政署を置き、關東廳令第

四十號を以て從來金州支署の出張所であつた普蘭店、貔子窩の兩所は金州民政署の支署とした。

更に大正十年六月關東廳官制の改正（勅令第二四七號）があり、民政部を廢して新に內務局及び警務局が設けられ、從來の民政部長は廢官となり局長の官職が設けられた。隨つて同月三日關東廳訓令第三十一號を以て長官官房に祕書、文書、會計の三課及び參事官室を、內務局に地方、學務、殖産、財務及び土木の五課を、警務局に警務、保安及衞生の三課を置いて事務を分掌せしめた。又從來府令を以て設置した警務署及び警務支署は右官制中に規定せられて所謂官制上の制度となり、民政署及び民政支署に於て掌理した警察行政は警務署及び警務支署に執行せしむることゝなつた。

越えて大正十一年六月勅令第三百三十四號を以て七月一日より警視以下廳員の定員が增加せられ、新に稅務吏が置かれた。翌十二年一月關東廳訓令第三號を以て一月十五日より更に長官官房に法務課を新設して司法竝びに司獄に關する事務を分掌せしめた。又同年五月勅令第二百六十二號を以て同月二十三日より(一)民政署長に其の主管の事務に關係ある警察事務に就いて關東長官の命を承けて管內の警務署長及び警務支署長を指揮する權限を與へ(二)學務官を廢し(三)理事官は民政署長たる者を除く外は必らずしも民政署に屬することを要せぬことゝなつた。同年七月關東廳訓令第五十號を以て七月五日より警務局に高等警察課を追加し、外事部に外事課及び飜譯課を設置した。

關東廳の改組　大正十三年十二月政府の行政整理の方針に基き、關東廳官制の改正（勅令第四三九號）があり同月廿五日より實施せられた。改正は上述の方針に基因した爲大體に於て官吏の定員減少にあつたが、他面事務の刷新、能率の增進を期し稍〻面目を新にした趣がある。卽ち(一)事務總長の官職を廢したこと(二)外事部、外事部長及び參事官の部及び官職を廢したこと(三)新に財務部及び財務部長

の部及び官職を設けたこと(四)關東州の行政區別を二區に改めたこと等である。右部局改廢の結果は關東廳訓令第六十一號を以て廳內分課の廢合を行ひ、長官々房に祕書、文書、外事、審議室の三課一室を、內務局に地方、學務、殖産、土木の四課を、警務局に警務、保安、衞生の三課を、財務部に經理、財務の二課を置いて事務を分掌せしめた。

地方行政に關しては同時に關東廳令第六十七號を以て旅順、大連の二民政署を設置し、又關東廳訓令第六十八號を以て金州、普蘭店、貔子窩の三民政支署を設けて何れも大連民政署の管轄とした。尙警察行政に關して警務局長は民政署長及び民政支署長を指揮監督し、一方民政署長、民政支署長にも管內警察署長及び警察支署長を指揮する權限を附與し、金州、普蘭店、貔子窩の三民政支署長には管內に於ける警察事務を執行せしむることゝした。又從來の警務署及び警務支署は、夫々警察署、警察支署と改稱された。

越えて昭和二年七月勅令第百九十八號を以て同月二十九日より警察支署が廢止された。翌昭和三年六月關東廳事務分掌規程の一部を改正（關東廳訓令第一九號）して、同月三十日より警務局に大正十三年廢止した高等警察課を復活設置した。

翌昭和四年六月拓務省の新設と同時に關東廳官制中の一部改正（勅令第一六〇號）があり、同月十日より關東長官は拓務大臣の監督に轉屬した。但涉外事項に就いては從前の如く外務大臣の監督を承くるものである。

昭和五年一月關東廳官制の改正（勅令第六號）に依り同月二十一日より消防署が官制上の制度となつたが、更に同年十月關東廳官制の一部改正（勅令第一九六號）があり從來二區であつた州內の行政區劃が同月

二十二日より五區に改められ、同時に關東廳令第五十四號を以て各民政署の名稱を夫々旅順、大連、金州、普蘭店及び瓦子窩の各民政署と稱し其の位置、管轄區域を定めた。之より先同年九月關東廳訓令第四十三號を以て同月二十日より長官々房に臨時國勢調査課を置いたが、更に關東廳訓令第四十六號を以て十月二十二日警務局に刑事課を新設した。

越えて昭和七年二月十五日廳内事務分掌規程中の一部を改正（關東廳訓令第一號）して内務局の殖産課を廢して農林課及び商工課を置いたが、同年七月十二日更に事務分掌規程を改正（關東廳訓令第二七號）し官房の臨時國勢調査課を廢して人事課及び調査課の二課を新設し、又財務部の財務課を廢して稅務、理財の二課を設けた。次いで同年十月十二日訓令第四十一號を以て人事課を廢した。翌十一月勅令第三百四十八號（一二日公布同日實施）を以て財務部を財務局と改められ、越えて同八年八月末滿洲電信電話株式會社の創立に伴ひ勅令第二百二十九號を以て九月一日より同社は關東長官の監督を承くることゝなつた。

關東局時代　これに先だち昭和六年には滿洲事變の勃發があり、其の後治安漸く定まるに及んで昭和七年三月には三千萬民衆の念願に基く滿洲帝國が建設せられ、同年九月我が國は列國に率先して其の獨立國たるを承認した。帝國政府に於ては之等情勢の推移に伴ひ國策遂行に資せんが爲、在滿行政機構を整備するの必要を認め、昭和九年十二月二十六日對滿事務局官制が公布實施せられて對滿事務局を中央に置くと共に、關東局官制（勅令第三四八號）が公布實施せられ從前の關東廳官制は廢止された。

關東局の長官は滿洲國駐劄特命全權大使である。大使は内閣總理大臣（涉外事項に就いては外務大臣）の監督を承け關東局の事務を統理する。關東局は大使館に置かれ　(一)關東州廳の監督その他關東州内に於ける政務の管理　(二)特に定むるものを除く外滿鐵附屬地に於ける行政の管理　(三)南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督等を主管する。大使は如上の權限を行ふ爲職權又は特別の委任によつて命令を發し、又管内の安寧秩序を保持する爲陸海軍司令官に對し兵力の使用を請求することが出來る。尤もこの命令には一定の罰則を附し、又特別の場合には制限を越えた罰則を附することが出來るのである。

大使の補助機關には關東局總長、司政部長、警務部長、監理部長がある。關東局總長は大使を佐けて官房及び各部の事務を總理し、司政部、警務部及び監理部の各部々長は大使、總長の命を承けて部務を掌理し、又部下の官吏を指揮監督する。

又、關東州に關東州廳を置き、關東州廳長官は大使の指揮監督の下に關東州内の行政事務を管理する。關東州廳長官は其の職權又は特別の委任によつて命令を發し之に一定の罰則を附することを得、又關東州内の安寧秩序を保持する爲兵力を要する場合は之を大使に具狀し、非常急變の場合には直接當該地方の陸海軍司令官に兵力の使用を請求することが出來る。

關東州の地方行政に就いては州内を五行政區劃（名稱、位置、管轄區域何れも昭和五年十月關東廳令第五十四號に依る）に分ち各區に民政署を置いてゐる。民政署長は關東州廳長官の指揮監督を承け部内の行政事務を管理するが、警察及び衛生の事務並びに消防事務に就いては、警察署長及び消防署長が夫々之を掌理するものである。

要するに明治三十九年九月關東都督府設置以來時勢の推移に伴ひ屢〻官制の改正があり幾變遷を經たるも、當局は常に一貫せる帝國の施政方針を踏襲し、東洋の平和を旗幟とする帝國の國策遂行の現地に於ける中樞機關として今日に至つたのである。

堡山首

第二章　地方行政

第一節　關東州の地方行政

概　說

關東州に於ける現行地方自治制度は市制及び會制の二種である。市制を大連及び旅順の兩市街地に實施し、會制を其の他の村落に施行して、全管内の行政區劃を二市六十九會に分つてゐる。何れも露清時代に於ける制度の發達變遷したものであるが　(一)邦治以前　(二)軍政時代　(三)關東都督府時代　(四)關東廳及び關東局時代の地方制度に大別することが出來る。

邦治以前　關東州に於ける清治時代の最高地方官廳は金州にあつた旅、民兩衙門である。旅衙門は旅人を統括して軍政を行ひ、長官たる副都統は盛京將軍の隷下にあつた。民衙門は漢民統轄の府として民政を行ひ、其の衙門を金州廳と稱した。廳の長官を海防同知と云ひ奉天府尹の隷下にあつた。當時地方の下級行政區劃は村、屯で、その上に甲、社がある。旅人の村、屯には守保を、民人の村、屯には鄉約を置いた。二者は其の名稱を異にするが民選で、共に官府の命令を傳達し又租稅の徵收を幫助する外、村、屯の事務を處理した。甲、社の制は所謂保甲制度の遺物で、一社に數甲があるが、甲には甲首を置いた。甲首は公共的な小事務に服する外一面警備の幫助的作用を爲した。又地方自衞の

爲に數村、數屯が聯合して團練會なるものを組織した地方があり、又二、三乃至二、三十村、屯を併せて會首と稱するものを置いた地方もある。會首の守保、鄉約又は甲長に對する關係は明瞭でないが何等實際上の權力を持たなかつた樣である。

露國が關東州を租借するや、北淸事變を機として金州に在つた淸國官憲を放逐し、舊來の諸制度を廢止し民政長官を置いて州內の民政を統理せしめた。又下級行政機關としては金州、水師營、大連（今の柳樹屯）、雞子窩及び郭家嶺に撫民署を設け、旅順市に巡捕廳を置いた。撫民署は土民で名望ある者を鄉約、方長、屯長等に任命して地方行政の補助機關たらしめた。露治時代の成例には我が軍政時代に入つて踏襲したものが尠くない。

軍政時代　我軍が關東州に入るや明治三十七年五月先づ金州軍政署を開設した。次いで大連軍政署を設置して軍務の幇助と地方人民の慰撫に當らしめた。當時金州軍政署は管轄區域最も廣く行政上の施設は頗る複雜であつたので、管內に五の民務所を設けて住民で名望ある者を民務長に選任し、其の下に會、村、屯長を置く等淸露時代の舊例を參酌して我が軍政の徹底を期した。會は我が內地の村に相當し、村、屯は略〻大字に類似してゐる。遼東守備軍時代に至り我が軍政は漸く其の緖に就き、地方行政に關しても著々其の基礎を定めた。卽ち明治三十七年十二月遼東守備軍行政規則が發布され、舊露國租借地域を旅順、大連（靑泥窪）、金州の三政區に分け、之に軍政委員を配置した。金州政區を更に五管區に分ち、各管區に管區長を置き陸軍士官又は高等文官を之に充て、從來の民務所を廢止した。又會長、村長の職務を定むる等漸く施設の統一を見るに至つた。翌三十八年關東洲民政署が設置さるるに及び州內の軍政署は撤廢されて制度の刷新を見るに至つたが、會村制度に就いては多く更改された點はない。

關東都督府時代　明治三十九年九月關東都督府官制が實施されるや、地方行政を行ふ爲州內を三行政區に分ち、各區に民政署を置いて地方行政事務を分掌せしめた。（施政沿革參照）

市制に關しては我が施政當初大連及び旅順は既に市街地として發達を爲し、明治三十八、九年の頃より既に邦人の大集團地であつたが、戰後日尙淺く未だ自治團體を組織するまでの機運に達せず、其の後我が軍憲監督の下に單に汚物掃除其の他の事務を處理する爲に、公共團體的の組織を見たのであるが、關東都督府は明治四十年二月衞生組合規則（關東都督府令第九號）を定めて、大連、旅順及び金州の市街地に施行した。衞生組合は民政署長が必要と認むる區域に設置せしむるもので、汚物掃除、淸潔方法其の他傳染病の豫防、救治等公衆衞生に關する事務を擔當するのである。當時衞生組合は市民唯一の公共機關で、選擧に依り委員を擧ぐる等略〻自治體の形體を備へたが、其の管掌する事務は僅かに衞生事務の一部に過ぎなかつた。當時は尙施政草創の際のことゝて素より施設の完全は期し得なかつたが、旅順及び大連の市街地に於ては別に實業會、町內會、聯合町內會等諸種の私設團體が年を逐うて簇生して漸く弊害を招來したのと、一面又戰後一時に蝟集して當初去來恆なく土著心に乏しかつた關東州內の邦人も、環境の安定に伴つて漸次居住地に對する愛著心を生じ自ら公共的思想の發達を釀成するに至り、大連市民中には全市の各團體を統一して一團と爲し、團結融合の實を擧ぐる爲に市の設置方を建議する者を生ずるに至つた。

關東都督府はこの趨勢に鑑み大正四年九月大連及旅順市規則（關東都督府令第二六號）を制定、同年十月一日より實施して從來の衞生組合を廢止した。

市の執行機關は市長で、市會が推薦する三人の候補者中より都督が之を選任した。其の任期は四年である。又市長の補助機關として助役及び書記を置き、市長が之を任免するが、助役の任免に就いては民政署長の認可を受くることを必要とした。書記は市の出納其の他の會計事務を掌理せしめた。

市の議決機關として市會を置き、市會は半數官選、半數民選の市會議員を以て組織した。市會議員の定員は大連市が三十人、旅順市が十六人である。當分の內其の半數は民政署長が之を選任し他の半數は其の市に住所を有し、相當學識名望ある者に就いて民政署長の選任した議員に之を選擧せしめ、其の就任は民政署長の認可を必要とした。市會は市長を以て議長とし、市長に事故がある時は助役が其の職務を代行した。

市參事會の制はなかつたが、市會議員の互選を以て常設委員を設置し、市會の議決に依つて市會の權限に屬する一部輕易な事項を委任して市參事會類似の權限を行はしめた。市の事務は市の前身たる衞生組合より繼承した公衆衞生に關する施設の外、特に指定した小學校、公學堂の普通事務及び教育に關する事務等で、極めて小範圍の事務を掌理したに過ぎないが、從前の衞生組合に比すれば公共的事業の範圍は擴張せられた。尤も之を內地の自治體に比すれば特異のものであるが、元來本制度は地方實際の事宜に適合せしめたもので、寧ろ一般市民の自治的思想の向上を待望した過渡的制度に過ぎないのである。

會制度に關しては關東都督府時代末期に至るまでに幾分會村地域の分合變更を行つた以外、依然舊態を踏襲して成文の規定を設くるには至らなかつた。然し地方の慣習を參酌して始政以來常に警察官吏監督の下に會住民を地方公共事務に就いて自治的に訓練し、鋭意其の指導に當つた結果、敎育機關の增設、苗圃設置其の他產業の奬勵等地方開發は漸次其の面目を改むるに至つた。とは云へ其の指導は區々で統一を缺き發達も亦遲々であつた爲、進んで制度を確立して之が統一改善を圖る必要が認められるゝに至つた。然しながら會の實狀は直に內地同樣の自治制度を施行するには尙早であつた爲、大正八年二月大要內地其の他殖民地に於ける制度を參酌の上、會行政準則及び其の附屬諸規則(民政長官依命通牒)を制定施行して會行政の整備刷新を圖つたのである。卽ち會に會長を置き、民政署長又は同支署長の指揮監督を承けて官治行政の補助を爲さしむると共に自治機關としての會務を處理せしめ、特別の事情ある場合には副會長を置き、會長に事故ある時は副會長又は上席書記をして代理せしめた。又書記若干人を置き、會長の命を承けて庶務、會計の事務に從事せしめ、別に出納役を置かず出納に關する一切の責任は會長に負はしめた。會の下に小行政區劃として街、屯がある。街、屯には處務上便宜の爲街、屯長を置き、會長の職務を補助執行せしめた。街、屯長の下には其の代理者若しくは區長を置き、會長又は街、屯長の補助機關として區域內に於ける所定の事務を處理せしめた。會長及び書記は有給吏員とし、街、屯長及び其の代理者等は名譽職とし、總べて民政署長又は同支署長が之を任免することゝした。

會には諮問機關の如き別段の組織がなく街、屯長會を以て之に充てた。卽ち街、屯長は一面に於ては會長の補助機關と爲り、他面に於ては街、屯長會員として會長の諮問機關と爲り、會の自治行政に關する特定の事項に就き會長の諮問に應じて民意の暢達に力めた。會の事務は敎育施設を主とし其の他勸業、警備、土木、衞生、救護、屠獸場及び市場の經營等諸種の公共的事務である。

現行制度

關東州內を數區に分ち、各區に民政署（又は支署）を置いて地方行政事務を分掌せしめたことは、制度上關東都督府時代と變るところはない。

市制に關しては其の後時運の推移と市勢の現狀とに鑑み、大正八、九年に亙り大連及旅順市規則の一部改正を爲して教育及び衞生の事務に就き市に常設委員を置くことを認め、又大正十年十一月には大連市に於ける市會議員の定員を增加すると共に之が選出方法を半數民選、半數官選に改めた。其の他市が掌理すべき事務の範圍に就いても高等女學校及び商工學校の經營、其の他廣く社會事業に關する施設經營を爲さしむる等逐次擴張し改善した。然しながら當時の市制度は過渡時代に於ける機宜の制度で根本的の改正を必要とした爲、市制調査委員會規則を定めて旅順、大連兩市に於ける官民有識者を擧げて委員と爲し、愼重之が研究討議を累ねしむる所があつた。斯くて大正十三年五月關東州市制（勅令第一三〇號）の公布があり、廳令第三十四號を以て同年八月一日より實施するに至り、茲に多年の懸案であつた市自治制度の確立を見るに至つたのである。

會制度は其の初め將來自治制度に至るべき階梯として關東都督府時代に暫定的に制定實施したものである。關東廳も亦常に會住民の自治的訓練に注意し講習、講話、實地指導等鋭意之が助長に力めた結果、會民は漸次地方自治の訓練を積み又諸般の會事務も大いに整頓し、會制施行當時に比すれば改善整備の跡歷然たるものがあつた。茲に於て會の自治制度を確立し、會をして法規上の公共團體たらしめて其の活動に便せしむることは、益〻地方自治の發達向上を圖る所以なりとし、地方の實情と舊

來の慣習等をも克く考慮して、大正十四年六月（勅令第二三八號）關東州會制が公布され、廳令第四十三號を以て同年九月一日より實施したのである。從つて多年の懸案であつた地方自治制度も確立するに至り、市及び會の自治制度は其の體制上に於て完備するに至つたのである。

市制度

市制の施行　關東州市制（大正一三・五・二四勅令第一三〇號）は大正十三年八月一日より實施されたのである。市制の要點は

(一)市を法人としたこと　(二)市の事務の制限を撤廢したこと　(三)市會議員の選出方法を改善したこと　(四)市會に新に議長及び副議長を置いたこと　(五)市參事會を新設したこと　(六)市助役の選任方法を改めたこと　(七)收入役を新設したこと　(八)區長及び其の代理者を置くことを認めたこと　(九)市の公益に關して市會より意見書を提出し得ることを認めたこと　(十)市の起債權を認めたこと　(十一)市稅の强制徵收權を認めたこと等で、特別の事情あるものを除く外は大體內地の市制に則つたものである。唯市の事業に就いては市民負擔の急激なる增加を避ける爲、市制の施行に際しては旅順市は從來の區域に依つたが、大連市は特に其の接壤地である沙河口及び嶺前屯會の一部を編入して市域を擴張した。一面市の財政狀態を深く考慮して、漸を追うて之が擴張を爲さしむることゝなつた。

市の執行機關

市吏員及び其の選任　市の執行機關は市長である。市長は市會が選擧推薦した候補者三人中より大使が選任する。市長の補助機關として助役、收入役を置き又必要に應じて其の他の吏員を置く。助役及び收入役は市長の推薦に依つて市會が定めるが大使の認可を必要とする。又主事、書記其の他の吏員は市長が任免する。市長、助役、收入役の任期は四年で、市長、助役は共に名譽職とし、別に市規則

を以て之を有給とすることが出來る。收入役、主事、書記其の他の吏員は有給である。

市は處務上の便宜の爲に區を劃して區長及び其の代理者を置き、又臨時若しくは常設の委員を置くことが出來るが、區長及び其の代理者竝びに委員は共に名譽職である。區長及び其の代理者は市の住民中より、委員は市會議員、名譽職參事會員又は市住民中選擧權を有する者より市會が之を選擧するのである。

市吏員の職務權限　市長は市を統轄すると同時に市を代表し、助役は市長の事務を補助し市長に故障あるときは之を代理する。收入役は市の出納其の他の會計事務を掌り、主事、書記其の他の吏員は市長の命を承けて事務に從事する。又區長は市長の命を承けて市長の事務で其の區内に關するものを補助し、區長代理者は區長の事務を補助して區長に故障あるときは之を代理する。委員は市長の指揮監督を承けて財産又は營造物を管理し、其の他委託を受けた市の事務を調査し又は之を處辨するものである。

市の決議機關

市會の組織、選擧及び職務權限　市會は大使の定むる所に依り選擧された市會議員及び選任された市會議員を以て組織し、其の定數は大連市は四十人、旅順市は十六人である。市會議員の定數中大連市は三十三人を、旅順市は十四人を民選とし、其の市の住民である日本人の被選擧權を有する者に就いて、選擧權を有する者が選擧するのである。大連市は七人を、旅順市は二人を官選とし、其の市住民中學識名望のある者に就いて民政署長が選任するのである。此の官選議員は現在に於ては總べて滿洲國人中より之を選任するのを例としてゐる。市會議員は名譽職で任期は四年である。

市會に議長及び副議長を置き、市會に於て議員中より之を選擧し、其の任期は議員の任期と同じである。市會は市に關する事項及び法律、勅令に依り其の權限に屬する事項を議決する、大體内地の市制に準じてゐる。議決事項の概目を擧ぐれば　(一)市規則を設け又は改廢すること　(二)歲入歲出豫算を定むること　(三)決算報告を認定すること　(四)法令に定むるものを除く外使用料、手數料、市稅又は夫役現品の賦課徵收に關すること　(五)不動産の取得、管理及び處分に關すること　(六)基本財産及び積立金等の設置、管理及び處分に關すること　(七)歲入歲出豫算を以て定むるものを除く外新に義務を負擔し及び權利の拋棄を爲すこと　(八)財産及び營造物の管理方法を定むること、但法令に規定あるものは此の限りでない　(九)吏員の身元保證に關すること　(十)市に係る訴訟及び和解に關することの十項目及び以上の外市に關する重要なる事項である。

市參事會の組織、選擧及び職務權限　市に市參事會を置き、市長、助役及び名譽職參事會員を以て之を組織する。名譽職參事會員の定員は六人とし市會に於て市會議員中より之を選擧する。名譽職參事會員の任期は市會議員の任期と終始する。市參事會は市長を以て議長とし、市長に故障があるときは市長代理者が之を代理する。市參事會の職務權限は市會の委任事項を議決し又市會に提出する議案を審査する等の外法令に依り市參事會の權限に屬する事項等であつて、大體内地の市制に準じてゐる。

市の事業　市の施設事業は從來市規則に依つて特に指定されたものを掌理するに過ぎなかつたが、新市制に於ては其の制限を撤去し大要内地の市制に準じて之を擴張した。現に市の施設に係る事業の概況を擧ぐれば左の通りである。

公衆衞生に關する施設　公衆衞生事務は既述した衞生組合の事業であつた屎尿、塵芥、汚水、汚泥の

掃除及び撒出、街路の掃除及び撒水、清潔方施行の幇助等である。

學校施設　小學校及び公學堂は當局が經營するが、市は一面官の施設以外に於て學齢兒童の就學督勵及び授業料の徴收を爲し、他面小學校及び公學堂の需要費及び雜給、雜費等を負擔してゐる。又大連市に於ては高等女學校、中學校及び實業學校を經營してゐる。

大連彌生高等女學校は大正八年の開校で、元實科高等女學校と稱したが、大正十一年二月大連彌生高等女學校と改稱した。諸般の設備も整ひ入學希望者も年々增加の趨勢に在るが、當局は其の創立以來教員俸給に對して補助金を交付してゐる。大連中學校は滿洲事變後大連市内の人口激增と父兄の熱烈な要望に依り生徒の入學難緩和を計る爲、昭和九年四月一日より開校したもので現在四學級編成で入學希望者は極めて多數の狀況である。大連實業學校は元來在大連市天野節次郎の指定寄附金五十萬圓を基金とし、大正十年に設立開校した商工學校の後身である。商業竝びに出版業に從事する者に須要なる知識技能を授けて、善良なる實務者の養成を目的としたのであるが、其の後財界の變動に依つて寄附金の收納が不可能となり經營困難に陷つた爲、當局及び滿鐵會社より補助又は寄附を受けて之が經營を持續したものである。然るに市財政の整理節減を圖る必要に迫られた爲、大正十三年度より本特別會計を廢して之を一般會計に繰入るゝと共に、商工學校學則の改正を行ひ、從來の出版印刷科及び商業實務科を廢して商科竝びに工科の夜學校とした。越えて大正十四年四月よりは新に英語科を設けて繼續經營したが、昭和七年四月一日より更に組織內容を改めて大連實業學校と改稱したものである。

社會施設　大正四年の市規則實施以來市に於て施設した社會事業は行路病人の救護及び行路死亡人の取扱ひ竝びに貧民救助等の範圍に過ぎなかつたが、世態の推移に伴ひ社會救濟事業の一端として大正十年九月大連市に職業紹介所を設置して、失業者及び無職者の爲に職業の紹介、授產、人事相談、宿泊、保護等に關する事務を開始した。

大正十一年度よりは六箇年繼續事業として、東洋拓殖株式會社より低利資金百萬圓を借入れ市營住宅三百八十九戶を建築したが、更に昭和四年度には桔梗町に四十八戶、同五年度には白菊町に九十六戶を建築し、旅順市に於ては昭和五年度に扶桑町其の他に二十戶を、同九年度に學臺其の他に十四戶を建築して住宅緩和に資する處があつた。又大連市に於ては市民薄資者の金融機關として市營質舖の經營を計畫し、簡易保險局より低利資金の融通を受けて大正十五年度より事業を開始したが、之が利用者は多數にして相當の成績を收めてゐる。

以上の外市の公共施設としては從前關東廳に於て經營した事業中、大連市は西公園、魚菜市場、屠場、火葬場、墓地、街燈及び公設廁を、旅順市は屠場、火葬場、墓地及び公設廁を夫々大正十五年度より移管を受けて經營してゐる。魚菜市場は從來の組織を改善し、內地の中央卸賣市場の制度に倣はんとして、昭和七年十月關東州中央卸賣市場規則（關東廳令第二八號）の制定公布と共に、市場組織を改めて所謂市營單一制の經營を爲すに至つた。

市の財政

市稅の賦課及び徴收　市には收益を生ずる財產が少く且使用料、手數料其の他の收入も僅少で旅順、大連兩市共に市經費の大部分は之を課稅に俟たざるを得ない狀態である。市稅として賦課し得るものは戶別割、關東州地方稅附加稅及び特別稅の三種であるが、戶別割は市歲入中の主位を占めてゐる。

市稅の徵收成績は旅順、大連兩市共概して良好でなく、加之市の經費は諸般公共施設の增加に伴ひ逐年膨脹する爲に、市は之が財源の捻出に苦心しつゝある狀態である。

一戸別割　市內に於て一戸を構ふる者、一戸を構へざるも獨立の生計を營む者又は營業所を有する法人に對して其の所得、資產及び生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課してゐる。昭和九年度の賦課狀況は旅順市は特等を最高として以下を六十等に分け、大連市は特等を最高として以下を七十等に分けてゐる。其の個人に對するものは旅順市は賦課額最高二十七等百七十四圓九十錢、最低六十等七十二錢、大連市は賦課額最高三十等千七百六十七圓四錢、最低七十等一圓八十錢である。又法人は旅順市賦課額最高特等一萬九千九百九十九圓七十四錢、最低五十九等一圓五十錢であり、大連市は賦課額最高特等三萬六千圓、最低六十八等二圓五十二錢である。(附表參照)

二關東州地方稅附加稅　大連市に於て大正九年より實施したもので、關東州地方稅雜種稅中の不動產に關する權利取得稅に對し、其の百分の五十を附加して隨時之を徵收してゐる。昭和九年度の本稅徵收額は二萬九百九十一圓二十錢で、未納額は三千二百三十九圓八十八錢である。

三特別稅　市稅は大連市に於ては貸家稅、諸車使用稅、遊興稅、歡興稅、出張販賣稅であり、旅順市は貸家稅、出張販賣稅である。

(一)　遊興稅　大連市に於て大正八年度より實施したものであるが、其の當時に於ける賦課方法は現今の制度と其の趣を異にした。卽ち當初は市內に於ける貸席業、料理店業、貸座敷業を營む者を納稅義務者として藝妓、酌婦及び娼妓の花代に對し、藝妓に在つては百分の二、酌婦及び娼妓に在つては百分の一を賦課したが、新市制の施行に依り大正十四年度より之が徵收方法を改正した。卽ち市內に於て藝妓、幇間、俳優、娼妓及び酌婦等を招き遊興した者を、又料理店、貸席又は貸座敷に於て遊興した場合は當該營業者を、其の他の場合は藝妓、幇間、俳優、娼妓又は酌婦を供給した營業者を各其の徵收義務者とした。藝妓、幇間又は俳優を招いた場合は花代の百分の四、娼妓又は酌婦を招いた場合は花代の百分の一を賦課して隨時之を徵集せしめ、其の翌月市に拂込ましむることゝした。本稅は特別の事情に依り事實徵收不能の場合の外徵收義務者に對し、現實に稅額の徵收を爲したと否とに關せず徵收したものと看做し、絕對的に納付の義務を負はしめてゐるが、本稅徵收の目的を完全に達成せしめんとする趣旨に依るものである。昭和九年度の徵收額は十三萬千三百六十三圓十一錢で、未納額は三萬五千六十二圓二十九錢である。

(二)　諸車使用稅　大連市に於て大正九年に自家用自動車使用稅を賦課したるに始まり、大正十一年度よりは自家用馬車、營業用自動車及び自家用人力車にも之を賦課することゝした。其の課稅標準及び稅率は諸車各一臺一箇月に付、自家乘用自動車は金七圓、營業乘用自動車は金三圓、自家乘用馬車は金二圓、自家用人力車は金七十錢とし每月之を賦課徵收する。昭和九年度の徵收額は三萬五千二百四十四圓六十錢で、未納額は八千百三十七圓三十錢である。

(三)　貸家稅　大連市に於ては大正十五年度より、旅順市は昭和九年度より課稅したのである。本稅は市內に貸家を所有する者で、市內に住所を有せず戸別割負擔の義務のない者に對し、貸家の賃貸價格を標準として其の千分の十五を賦課し、四月及び十月の二期に分けて徵收する。昭和九年度の徵收額は大連市二萬十八圓二十二錢、旅順市四百九十五圓七十七錢であつて、未納額は大連市千二百三十九圓九錢、旅順市四圓二十二錢である。

(四)　出張販賣稅　旅順市は昭和九年度より、大連市は昭和九年度より夫々市内に住所を有せずして其の市に出張して物品を販賣する者に對し賣上金額を標準として、旅順市は其の百分の二を、大連市は百分の一を賦課徵收してゐる。昭和九年度の徵收額は旅順市四百五圓五十六錢、大連市四十三圓五十三錢である。

(五)　歡興稅　昭和九年度より大連市に於て賦課徵收してゐる。卽ち營業用舞踏場に於て舞踏手を相手に舞踏を爲し、舞踏料又は之に類する料金を消費した者に對し、其の消費金額の百分の四を賦課徵收する。納稅義務者より直接其の消費金額の支拂を受ける者を徵收義務者とした。昭和九年度の徵收額は一萬四百五十六圓二十一錢であり、未納額は三千六百五十五圓五十六錢である。

會制度

會制の施行　關東州會制（大正一四・六・勅令第二三八號）は廳令第四十三號を以て大正十四年九月一日より施行したのである。會制の要點は(一)會の法人格を認めたこと(二)會長の諮問機關として協議會を新設したこと(三)會計員を新設したこと(四)街、屯長の代理者として副街、屯長を新設したこと(五)會組合を置くことを認めたこと(六)起債權を認めたこと(七)會稅其の他諸收入の强制徵收の方法を定めたこと(八)會計其の他に關して詳細な規定を設けたこと等である。

會制の制定に當つては會制度の急激なる變改は成るべく之を避ける方針を採用し、又其の施行に際しても會、街、屯の區域及び名稱は特に之を變更することなく從來のものに依つたのである。今昭和九年十二月末に於ける會、街、屯數を各民政署所管別に示せば左の通りである。

所轄	會數	街數	屯數	計
旅順	六	四	一五二	一五六
大連	一一	四	七四	七四
金州	一四	二〇	一〇二	一二二
普蘭店	一八	七	一三五	一四二
貔子窩	二〇	四	一〇〇	一〇四
合計	六九	三五	五六三	五九八

會の執行機關

會吏員及び其の選任　會の執行機關は會長である。會長は有給で關東州廳長官が任免する。會長の補助機關として有給の會計員、書記、書記補及び技補等があるが之等は總べて民政署長が任免する。特別の事情ある會には有給の副會長一人を置くことが出來る。又民政署長は特別の事情ある會には專任の會計員を置かず會長又は副會長をして會計員の事務を兼掌せしむることが出來る。會吏員は有給を原則とするが會長及び副會長は之を名譽職とすることが出來る。會長、副會長、會計員の任期は共に三年である。又會の行政區劃である街、屯には街、屯長及び副街、屯長を置き、民政署長が之を選任するが、街、屯長及び副街、屯長は名譽職で、其の任期は三年である。

會吏員の職務權限　會長は會の事務を擔任し會を代表する。副會長は會長の事務を補助し會長に故障あるときは之を代理する、會計員は出納其の他の會計事務を掌る。書記、書記補及び技補等は會長の命を承けて事務に從事する。但會に副會長を置かない場合又は副會長を置くも會長、副會長共に故障あるときは上席書記をして會長の職務を代理せしめる。街、屯長は會長の命を承けて其の街、屯內に於ける會長の事務を補助し、又副街、屯長は街、屯長の事務を補助し、街、屯長に故障あるときは之

を代理するのである。

會の諮問機關　會長の諮問機關として會に協議會がある。民政署長の選任する協議會員及び會長を以て之を組織する。協議會員の定員は其の會の現住人口を標準として之を定める。卽ち人口五千未滿の會は八人、五千以上一萬未滿の會は十二人、一萬以上二萬未滿の會は十六人、二萬以上の會は二十人である。協議會は會長を議長とし、會長に故障あるときは其の職務を代理する者が之を代理する。協議會に諮問すべき事項の概目を擧ぐれば　(一)歲入歲出豫算を定むること　(二)法令に定むるものを除く外使用料、手數料、會稅及び夫役現品の賦課徵收に關すること　(三)會借入金に關すること　(四)不動產の取得及び處分に關すること　(五)基本財產及び積立金等の設置、管理及び處分に關すること　(六)歲入歲出豫算を以て定むるものを除く外新に義務を負擔し及び權利の拋棄を爲すこと　(七)會規則を設け又は改廢すること　(八)會に係る訴訟及び和解に關することの八項目及び以上の外會に關する重要なる事項である。

會の事業　會に於て現に施設してゐる事業の重要なものは敎育で、警備及び勸業等が之に次ぐ。此の他土木、衞生、地方改良、救護、屠獸場、市場等の公共事業をも施設經營してゐる。昭和九年度に於ける會事業の概況を擧ぐれば會經費豫算總額百五十二萬八百八十三圓中、敎育費六十一萬三千三百八十六圓、警備費九萬八千九百五十六圓、勸業費一萬五千六百二十六圓で、其の他は極めて少額である。敎育費は會經費總額の約四割、警備費は約六分五厘、勸業費は約一分を占めてをり、何れも逐年增加の趨勢に在る。敎育施設としては普通學堂を設置經營して滿洲人兒童に對し初等敎育を施してゐる。其の施設は近時稍〻整ひ漸く初等敎育機關たるの實を具備するに至つた。滿人向學心の普及に伴つて就學兒童增加し校舍の狹隘を告ぐるに至つたので、各會共年々之が增築の止むなき實狀である。殊に滿洲帝國の建設以來滿人が滿洲國の各方面に亙つて活動することゝなり一層就學心が增大した爲、各會共に財政の許す限り此の新情況に應ずる施設を爲すべく鋭意努力してゐる。

勸業に關しては苗圃の經營、棉花の奬勵、農產種子及び牛、豚種の改良等の施設を爲し、又一面農會、森林組合又は畜產組合等に對して相當の補助を爲し、大いに是等團體の活動を促して普通農事竝びに畜產改良の發達を圖つてゐる。

會の財政　會は市と同樣未だ收益を生ずる財產少く、使用料及び手數料其の他の收入も極めて僅少である爲、會經費の大部分は之を會稅の賦課に俟つの外はない。會稅として賦課し得るものは戶別割、反別割及び特別稅の三種である。會稅の徵收成績は逐年向上し其の成績は良好であるが、未だ未納者皆無とはいへない。會の經費は時勢の進運に伴つて諸般の公共事業が增加するに從ひ逐年增嵩の趨勢にある。(附表參照)

一戶別割　會內に一戶を構ふる者、一戶を構へざるも獨立の生計を營む者及び營業所又は事務所を有する法人又は組合に對して、其の資產、所得及び生計の狀況等を斟酌し等差を設けて之を賦課してゐるが、特別の事情あるときは民政署長の認可を受け等差を設けず賦課する。

二反別割　耕地、山林及び葦地に對し各地目每に均一の課率に依つて賦課する。民有地に在つては其の所有者又は質權者に、官有貸下地に在つては其の借地人に之を賦課し、尙特別の事情ある會に於ては宅地に對しても反別割を賦課する。其の課率は特別の事情ある場合を除くの外は一畝に付四十錢以內とし、其の制限を超過して課稅する場合は關東州廳長官の認可を受ける事を必要とする。

三特別稅　營業割及び雜種割の二種である。營業割は其の會內に於て關東州地方稅營業稅を納むる者に對し前年度地方稅營業稅納稅額の百分の二十乃至五十以內を賦課し、又雜種割は製鹽、關東州在籍及び外來船舶、畜犬、屠畜、漁業、海狗、採氷、馬車、漁網、網場、貸家、石材等の十數種に分け其の所有者、經營者又は行爲者等に對して賦課するが、其の課稅標準及び課率は地方に依つて區々である。

第二節　滿鐵附屬地の地方行政

概說

帝國政府は南滿洲鐵道株式會社に對し明治三十九年八月會社設立事務に關する外務、大藏、遞信三大臣の命令書を以て、鐵道附屬地內に於ける土木、教育、衞生等に關して必要なる施設を爲す可き事を命じ、同時に其の費用を支辨する爲に政府の認可を得て附屬地內の居住者に對し手數料を徵收し其の他必要なる費用の分賦を爲し得る特權を付與した。滿鐵會社は明治四十年四月一日業務を開始するに當り、地方經營を行ふ爲地方部を特設して其の業務を主宰させる事としたが、右命令は單に滿鐵會社に對する命令で直接一般居住民を拘束せざるを以て、明治四十年九月左記の如き滿鐵附屬地居住者規約を制定して地方經營の根本を宣明し、滿鐵附屬地居住者は其の區域內に於ける施設に關し又は公共の利益の爲に制定する諸規則を遵守し、且公共費用の負擔を分任する義務がある事等を明らかにした。其の全文は左の通りである。

南滿洲鐵道株式會社附屬地居住者規約

今般南滿洲鐵道株式會社ニ於テ南滿洲ヲ開發シ竝公共ノ利益ヲ增進スル爲其ノ附屬地ニ土木、教育、衞生等ノ施設ヲ爲スニ付テハ附屬地內ニ居住若ハ滯在シ又ハ土地建物ヲ有スル者ハ左ノ諸件ヲ確守スヘキコトヲ承諾スルモノトス

一　會社カ其ノ施設ニ關シ又ハ公共ノ利益ノ爲制定スル諸規則ヲ遵守スヘキハ勿論公益ヲ重ンシ苟モ公益ヲ害スヘキ行爲アルヘカラサルコト

一　會社カ施設スル營造物ハ各自ノ共用ニ供シ又公共事業ノ爲要スル費用ハ課金トシテ各自之ヲ負擔スヘキコト但シ其ノ共用ノ方法、課金ノ種類、分賦等ハ別ニ規則ヲ設ケテ之ヲ定ムヘシ

一　此ノ規約又ハ會社ノ諸規則ニ違反シ其ノ他公共ノ利益ヲ害スヘキ行爲アリタル者ハ會社附屬地ヨリ退去ヲ要求セラルルコトアルモ異議有ル間敷キコト但シ必要アル場合ニハ警察官ニ依賴スルコトアルヘシ

一　鐵道附屬地內ニ於テハ何レノ國人ヲ問ハス同樣ノ待遇ヲ受クヘキハ勿論ナルニ付共ニ規約ヲ嚴守シ和親協同ヲ旨トスヘキコト

滿鐵會社が地方經營の任に當つた當初には便宜上一時關東都督府令に基いて組織された瓦房店·大石橋·遼陽·奉天·公主嶺·撫順等の居留民會を地方經營機關として地方公共事務を處理せしめたが、滿鐵會社の地方事務は獨り附屬地公共事務に止まらず、社有土地建物貸付等の事務をも處理するので、明治四十年七月大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺及び公主嶺に地方部員を派遣して其の地方所管の貸付事務を處理せしむるの傍ら居留民會の監督に當らしめた。次いで同年十月居留民會に地方公共事務を處理せしむることを廢止して、瓦房店·大石橋·遼陽·奉天·鐵嶺·公主嶺及び長春(新京)に地方部出張所を、海城及び昌圖に出張所派出所を置いて地方事務を掌理せしめ、撫順は炭礦庶務課に於て、大連附屬地は本社直轄で夫と同時に地方諸問委員會規則を制定して、必要に應じ

て居住者中より委員を指定して諮問機關を組織する途を設け、又公費區課金及び手數料規則を制定して課金の種別、等級其の他課金手數料に關する根本方針をも定めて前記各地に公費賦課の制度（公費組織）を施行した。

明治四十一年十二月會社は地方部を地方課と改め、出張所竝びに派出所を廢し從來の出張所所在地には經理係を置き、同じく派出所所在地には驛長をして公共事務を處理せしめた。翌四十二年三月には海城の公費制度を廢止し、同年四月安東縣に、四十三年一月沙河口に、同年四月開原及び四平街に夫々公費制度を實施し、安東縣は安東縣事務所、沙河口は沙河口工場、開原は鐵嶺經理係、四平街は公主嶺經理係をして各々其の事務を取扱はしめた。又昌圖に於ては從來驛長をして掌理せしめたが、同年五月より鐵嶺經理係をして之を取扱はしめた。安奉沿線は始め安東縣事務所をして其の事務を掌らしめたが、廣軌鐵道開通に伴つて明治四十三年八月本溪湖に經理係を設置して處理せしめた。又同四十四年十月には安東縣事務所を廢し安東經理係を置いて夫々地方事務に當らしめた。尙大正三年四月には開原に經理係を設置すると共に蓋平・雙廟子・郭家店・本溪湖・橋頭及び鷄冠山に公費制度を實施した。開城は曩に公費制度を撤廢したが同時に之を復活させた。

大正三年五月滿鐵會社は再び組織を變更して地方部を設置し、部に地方及び衛生の二課を置いた。又同月大連に經理係を置いて關東州內附屬地經營の任に當らしめた。大正四年四月には連山關に公費制度を實施した。大連附屬地に於ては同年九月大連及旅順市規則（關東都督府令第二六號）が制定されて同年十月大連に市制が布かれ、市に於て市費を賦課徵收することゝなつた爲、會社は大連經理係を廢止した。又翌十一月には各經理係を全部地方事務所と改稱した。

大正八年七月三度組織を改正して從來の地方部を庶務、學務、勸業、衞生の四課とし、同十一年一月には庶務、學務、農務、衞生、土木の五課とした。

翌十二年四月職制改正に際し、地方部に於ては農務課を興業部に移すと共に建築課を地方部に合併した。又地方機關は從來の二級制度を改めて三級制度とし、新に鞍山、奉天、長春（新京）及び安東の四箇所に地方事務所を設けて、從來の地方事務所を地方區と改めた。新地方事務所は其の所管區域內にある地方區を監督すると共に從來本社に直屬してゐた各種中等學校、醫院、電氣瓦斯事業及び石炭販賣の各事務をも管理した。本制度は新地方事務所長に對して廣汎な職務權限を付與して事務の簡捷を圖り、地方分權に一歩を進めんとしたものであつたが、實施の結果は却つて幾多の不便を生じ施行僅か二年後（此の間大正十三年三月庶務課を分けて庶務及び地方の二課とした）の同十四年四月には從前の二級制度に復歸すると共に、地方部所管の電氣、瓦斯竝びに石炭販賣の事務は之を興業部に移管し、各地方事務所は純然たる地方行政事務のみを分掌することゝなつた。

次いで昭和五年六月には更に業務の機能を發揮せしむる爲從來の六部制を十二部制とする新職制を制定したが、地方部組織も亦一部改正された。卽ち地方部の土木、建築の兩課を新設の工事部に移した。隨つて從來大連工事事務所及び地方事務所が分掌した土木、建築に關する事項は總べて新設の工事部の所管となり、各地の工事事務所が之を掌ることゝなつた。又一方庶務部社會課の廢止に依り同課が分掌した事務の內社會施設に關する事項及び體育に關する事項は地方部の所管となり、地方課及び學務課に分掌せしめた。

然るに翌六年八月更に六部一局の職制に改正されて地方部組織も再び改められた。卽ち殖產及び工

事の二部を解體して殖産部より商工、農務の兩課を、工事部より土木、建築の兩課を何れも地方部に移管した。尤も土木課と建築課とを合併して工事課と改稱した。又地方機關として新に奉天事務所が設けられて奉天地方事務所は廢止された。從來同所で掌理した奉天及び蘇家屯竝びに中間區の事務は新設の奉天事務所地方課及び同課蘇家屯派出所が掌ることゝなつた。翌七年十二月には奉天事務所を廢止して再び地方事務所を復活した。尙奉天事務所の一分課であつた公所は廢止されて其の事務の一部は涉外係として同地方事務所に移管された。現行地方部の分課は庶務・地方・學務・商工・農務・衞生及び工事の七課である。地方事務所所在地は瓦房店・大石橋・營口・鞍山・遼陽・奉天・鐵嶺・開原・四平街・公主嶺・新京・本溪湖・安東の十三箇所で、松樹・熊岳城・蓋平・海城・蘇家屯・昌圖・雙廟子・郭家店・橋頭・連山關・鷄冠山の十二箇所には所管地方事務所の派出所を設けてゐる。尙撫順に於ける地方事務は撫順炭礦庶務課に於て行ひ、關東州內に於ける地方事務は本社に於て直轄し、又哈爾濱、吉林及び鄭家屯に於ける教育其の他の地方事務は哈爾濱、吉林及び鄭家屯の各事務所に於て取扱つてゐる。

經　費

地方事業に要する費用は滿鐵會社の事業費(事業投資額)は全部同社が負擔してゐるが、經常費(經營費用)中總係費(本社及び地方事務所事務費)、各醫院、中等以上の諸學校、大連及び奉天圖書館、水道、土地建物管理等に關するものは全額を同社が負擔し、其の他の一般公共事業費(道路・下水道・公園・初等學校・簡易圖書館・公衆衞生・消防隊・墓地・火葬場等)は居住者より課金及び手數料を徵收して其の經費に充當し、尙不足する額を同社が負擔する建前を採つてゐる。但上述の主義は滿鐵附屬地全般を通じて行はれるのでなく滿鐵附屬地を公費賦課區及び中間區の二に分ち、公共施設が比較的整備し、居住者の經濟能力充分なる地方は公費賦課區として公費を賦課するが、人口稀薄で未だ公費制度を實施する程度に達しない地方は中間區として公費を賦課せず同社が費用を負擔してゐる。卽ち公費區は瓦房店・松樹・熊岳城・蓋平・大石橋・海城・營口・鞍山・遼陽・蘇家屯・奉天・鐵嶺・開原・昌圖・雙廟子・四平街・郭家店・公主嶺・范家屯・新京・本溪湖・橋頭・連山關・鷄冠山・安東及び撫順の二十六箇所で、中間區は十三地方である。以上の公費區及び中間區は總べて滿鐵附屬地に在るが、此の外關東州內及び鄭家屯、吉林、哈爾濱に於ける地方事務に關しても前述せる事業の種類に依り區分し、公費區に屬すべきものは特別區として各區別に整理してゐる。

課金は滿鐵會社が明治四十年十月制定した公費區課金及び手數料規則(昭和三年一部改正)に依り賦課徵收してゐる。課金は戶數割と雜種割の二種とし、戶數割は區域內居住者の資力を斟酌して賦課し、雜種割は所定の物件及び行爲に對して賦課する。公費制度創始の當初は戶數割の等級課率は各經理係主任が定め總裁の認可を受けて施行したが、斯くては各地間權衡を失する惧があつたので、明治四十二年四月內地の市町村費負擔の程度を參酌し、一戶平均九圓、二等地は同平均七圓、三等地は同平均五圓、四等地は四圓以內と定めた。然るに其の後滿鐵附屬地の發展及び居住者の資力狀態は此の制限を存續する必要を認めざると共に、從來各地區區に亙つてゐる課率を統一することの至當なることを認めて、大正二年度より之を甲、乙の二種に改め、更に同三年度よりは甲、乙、丙の三種となし各地をして其の一に依らしむることゝした。昭和三年三月從來の規則を廢止して新に課金及び手數料規則を制定し、戶數割は負擔義務者の資力を表示する點數を定めて、當該年度、當該區に於て徵收を必要とする課金豫算額を、此の點數により按分して

各人の賦課額を決定する制度に改めた。尙各區相互間の負擔の權衡に關しては會社の補給金を以て按配することゝしたが、昭和三年度に於ける課金一戸當り平均負擔額は十三圓八十四錢である。戸數割一戸當り平均負擔額は九圓二十六錢であつて居留民會當時に於ける戸數割一戸當り平均四十三圓に比すれば霄壤の差である。戸數割は當初は毎月之を徵收したが大正七年度以降は四、七、十、一月の四期に徵收することゝした。

地方經營の收支は人口の增加及び施設の進捗に伴つて漸增し、殊に支出の激增は會社の補給金を增加するの已むを得ざるに至つた。（附表參照）

地方委員會

滿鐵會社は明治四十年十月以來地方諮問委員會を設けて、地方事務に關して地方事務所長の諮問機關としたが、滿鐵附屬地の發展と世運の進展とに伴ひ大正十一年七月從來の組織を改めて地方委員會と改稱した。委員は從來の指名制度を廢止して公選制度となし、課金戸數割を負擔する居住者にして一定資格を有する男子の中より、國籍は素より男女の別なく一定要件を具備して課金戸數割を負擔する居住者に之を公選せしめることゝし、同年八月より實施した。右委員の選擧及び被選擧權に關する條項を擧ぐれば左の如くである。

滿鐵會社地方委員會規則

第八條　左ノ要件ヲ具備スル者ハ地方委員會委員及豫備委員ノ選擧權ヲ有ス

一　選擧名簿ノ調製期日前六箇月以來同一ノ區ニ居住シ尙引續キ居住スル者

二　選擧人名簿調製期日當日現ニ其ノ區ノ課金戸數割ヲ分擔シ尙引續キ分擔スル者

選擧人其ノ區ノ課金戸數割ヲ選擧人名簿調製期日迄ニ完納セサル時ハ其ノ選擧權ヲ停止ス

第九條　地方委員會委員及豫備委員ノ選擧權ヲ有スル二十五歲以上ノ男子ハ左ニ揭クル者ヲ除キ總テ其ノ被選擧權ヲ有ス

一　禁治產者及準禁治產者

二　現ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終ラサル者又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

三　課金及手數料滯納金督促規程第五條ニ依リ公示處分ヲ受ケ尙滯納中ノ者

土　木

土地及び建物の經營は滿鐵附屬地開發に至大の影響を與ふるに付き、會社は當初より鐵道其の他會社事業用及び諸官衙用等特殊な用途に使用するものを除外した以外のものに付いては、確實なる事業經營者竝びに住宅建設者に對して公平に然も極めて低廉な料金を以て貸付け、又公共的事業の爲に使用するものは大體無料で貸付けることを根本方針として市街計畫を樹て、宅地地域を定め或は貸付地整理區劃を行ふ等專心住民の繁榮と地方の開發に努力してゐる。

土地　滿鐵會社が明治四十年四月一日政府より引繼を承けた土地は鐵道用地を合はせ關東州內外に亙り合計約一億四千九百四十二萬四千平方米であつた。然るに引繼中には安奉線路及び撫順線路の一部の如き未買收の占領地、其の他未確定又は係爭中の土地を包含したので、淸國及び露國官民より財產還附の交涉が續出し、殆んど確定的に滿鐵附屬地の境域を確定することが不能で、紛糾甚だしく整理困難であつた。仍つて陸軍引繼圖書、露國地圖其の他各種の材料に基いて精勵之が整理に力めたが、一面又明治四十年七月陸軍經理部より大體に於て實際の引渡を受くるや、直に社員を全線に派し

土地の實測及び調査に從事せしめて漸次未買收地及び未確定地の面積を判定することが出來た。未確定地は順次各種の證憑書類に基いて調査交涉し、利權の主張すべきものは主張し、還付すべきものは還付し、買收すべきものは買收して漸く大體に於て土地の狀態を明確にしたが、係爭地にして外國官民に還付した主なるものは遼陽に於て約三十六萬三千平方米、奉天に於て約七十二萬六千平方米を算した。

其の間必要に應じて各方面の土地買收を行つたが、其の主なるものは長春（新京）附屬地に於ける約五百萬平方米、撫順に於ける礦業及び市街用地の約六百六十萬平方米、安奉線用地の約二千五百六十萬平方米、本溪湖竝びに南攻附屬地に於ける追加買收地の約三十三萬平方米、周水子操車場用地の約二百三十七萬平方米、蘇家屯附屬地の約九十九萬平方米等である。賣却は清國への蘇家屯新城子間の廢線敷地約六萬六千平方米がその主なるものである。

要するに滿鐵附屬地及び所有地面積は常に增減あることを免れないが、滿鐵會社所屬の土地は合計四億九千三百八十六萬二千二百七十四平方米（昭和八年末現在）である。此の中關東州内の所有地面積は三千三百九十九萬七千三百九十七平方米、滿鐵附屬地は二億九千八十四萬七千二百七十八平方米、其の他日本内地、滿洲國及び中華民國等所在の所有地は一億六千九百一萬七千五百九十九平方米である。

尙大正十二年十月一日政府より營口に於ける六十四萬五千五百五十平方米、安東に於ける四百九十九萬七千八百九十六平方米の管理委託を受けた。又業務の必要上當局より百七十九萬二千平方米を貸付け、關東軍より約七百六十萬平方米を借用してゐる。社有土地の中地方部所管の土地總面積は三億千三百七萬千六百九平方米であつて、貸付用地は七千九百八十五萬二千四百四十六平方米である。

建　物　滿鐵會社が明治四十年四月政府より引繼を承けた建物は四千九百八十一棟、面積七十一萬八千百三十一平方米であつたが、引繼當時は土地と同じく何等實際の狀況を詳かにすることが出來なかつた爲、建物整理委員を特設して全線に亙る建物を詳細に調査せしめて、漸く大體の狀況を明らかにした。爾來業務の進捗と共に建物は著しく增加し、昭和八年度末に於ける建物は一萬六千八十棟を算するに至つた。此の外當局より貸付の建物は事務所、社宅等を合はせて十九棟、面積三千四百平方米である。之等の中地方部所管の建物は三千三百七十七棟、面積九十六萬五千八百五十八平方米であり、此の中貸付用建物は千六百九十六棟、其の面積は三十二萬七千三百九十七平方米である。

土地建物の貸付

一般貸付制度　土地建物の貸付準則として、大正二年二月土地建物貸付內規を制定し、貸付手續、契約書式、貸付料金率、貸付料協定期間、貸付期間等を定めた。其の內容に至つては時勢の進運に伴ふ必要上、大正四年十月及び大正八年四月に各一部修正を行つた。又大正十二年十月よりはメートル法を採用し、更に大正十五年一月には土地建物貸付規則（昭和二年及び同四年に一部改正）及び土地建物貸付事務取扱規程（大正十五年及び昭和二年に一部改正）を制定施行して現在に及んでゐる。

特別貸付制度　大正十二年十月一日安東に於て三十箇年の期限を以て借受けた土地は、從來安東官有財產管理委員會が管理し又貸付を爲したのであるが、滿鐵會社が之を引繼ぐや一般貸付規則を適用し難き事情があり別に安東土地貸付特別規則を設けた。卽ち元安東官有財產管理委員會より貸付を受けた土地竝びに貸付料納付の條件を附して使用の許可を受けた土地に對しては、一定の借地券を交付して契約書を作成せず、夫々等級を定めて使用料を徵收することゝした。借受人が其の借地券に依つて權

利の讓渡若は質權の設定を爲すことを認め、借地券の交付裏書其の他の場合には手數料を徵收するのである。又昭和九年三月奉天及び新京に於ける買收地の貸付に關しては、奉天及び新京宅地貸付特別規則竝びに奉天及び新京宅地特別貸付事務取扱規程を制定施行した。卽ち右買收地の土地貸付を爲す場合には借受人より一定の貸付申受金を徵收して借地證券を交付する。借受人は右借地證券に會社より裏書を受くることに依つて、借地權に關する權利の設定、移轉竝びに借受地の轉貸を爲し得ることとして、借受人の金融の便宜を圖り經濟的活動を助長するこゝとした。尙之等特別規則に規定せざる事項に付いては前記の土地建物貸付規則を準用するのである。

土地貸付現況　昭和八年度末現在に於ける土地貸付件數は一萬四千九百七十一件、其の面積七千六百四萬二十二平方米で、貸付料總額は百十七萬六千五百七十五圓である。此の內當局が借用中のものは三百十六件、五十八萬五千二十三平方米であり、關東軍に貸付中のものは百四十八件、七百七十七萬四千百四十八平方米である。

建築制度　貸付土地に借地人が建築する建物及び其の改廢に關しては會社の承諾を必要とする。卽ち沿線の急激なる發展に伴ひ兎角粗惡汚穢に陷り易き建築物の過度の密集を防遏し、住宅地域の淸淨と商工業地域の便益に資し且市街の整頓美觀を保たんが爲である。大正五年十一月には宅地使用に關する建坪の制限を規定したが、大正十四年八月に至り現行の建築規則を制定施行して住宅、商業、糧棧、工場の四地域制を定め、又建物の構造、高さ、道路との間隔其の他を詳細に規定した。其の結果今や沿線到る所街衢整然として歐風の家屋が櫛比して文明的新市街を現出するに至つたのである。

建物貸付現況　昭和八年末に於ける貸付棟數は千七百二十三棟で、其の面積は二十九萬千十二平方米、貸付料總額二十九萬三千圓である。此の內當局が借用中のものは百九十四棟、面積二萬六千八百八十六平方米であり、關東軍に貸付中のものは八百九十棟、面積十七萬八千四百七十三平方米である。尙既貸付棟數が地方部所管の貸付用建物總棟數を超過してゐるのは他部より地方部が委託を受けて貸付けたものである。

市街經營　創業當時に於ける滿鐵附屬地市街は大連の外遼陽、公主嶺の如く稍〻市街の體裁を具へた所もあつたが、其の多くは尙叢爾たる一小聚落であり、其の他は露式家屋が各所に點在せるに過ぎなかつた。又道路は不完全で排水の設備は備はらず風雨が交通を阻害したが、今や市街地は商家が櫛比し、街衢は整然として上下水道、公園、市場、公會堂、葬祭場、墓地、火葬場其の他學校、醫院等設備の具はらざるはなく近世都市の面目を有するに至つた。

滿鐵會社が露國の市街經營を繼承するや、其の軍事的色彩を避けて商工都市としての發達を期すべき大方針を樹立し、沿線の樞要地を撰び實測に基いて市街區劃を立てた。設計、施設は屢〻變更を免れなかつたが、明治四十年後半期には大體の確定を見るに至つた。市街經營に當つては市區の區劃を始めとして、道路、堤防、護岸、橋梁、滿渠等の築造、水道、下水、公園、市場、墓地、火葬場、便所、屠畜場等の設備其の他街衢の施設、宅地の整齊等市街に屬する一切の工事につき緩急を圖り前後を顧へて其の施設を進めた。其の計畫の方式に至つては露國は到る處の市區區劃に圓形式を採つたに對し、同社に於ては研究の結果方形式を採用した。又道路の構造はマカダム式を用ひ、道幅は本道十一米乃至三十六米とし之を六種に區別した。十五米以上の道路は其の中央を車道として兩側に步道を設け、車道と步道の中間又は道路の兩側に側溝を掘鑿し、各地の狀況に從ひ板棚、煉瓦又はコンクリ

ート若しくは石を以て土留を爲すものとしたが、其の不能なる所では井戸を掘鑿して其の用に供することゝした。市街經營及び醫院、學校等の營造物建設に對して明治四十年より明治四十四年に至る五箇年間に約三百八十九萬圓を投ずる豫算を立て、先づ大連に於ける道路、下水の修築を施行し、遼陽、鐵嶺に於て道路工事に著手したのを發端として漸次市街經營の歩武を進むるに至つた。爾來計畫の更改、豫算の追增はあつたが、大體の方針に至つては終始渝る所がなかつた。大正十四年七月附屬地建築規則を定め、其の用途に依つて市街地に夫々住宅、商業、糧棧、工場の四地域を設定し、又市街の美觀及び衞生、保安上の見地より地域と建築物との關係、道路と建築物との關係、建築物の構造及び設備に關し詳細なる規程を設け、同年八月二日より瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、安東、本溪湖の主要都市十三箇所に之を施行したが、特に開原、本溪湖以外の十一箇所には軒高制限特例を設ける等專ら市街の整備を圖つた。

斯くて昭和九年末迄に於て瓦房店、松樹、熊岳城、大石橋、海城、營口、鞍山、遼陽、蘇家屯、奉天、鐵嶺、開原、昌圖、雙廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、新京、本溪湖、橋頭、遠山關、鷄冠山、安東、撫順、臺平等の各地に市街經營を行つて來た。明治四十年以來昭和九年度末迄に之等に要した投資總額は一億四千六百七十八萬二千三百六十三圓である。人口の增加と市街施設の整備に伴ひ、學校、病院其の他の地方營造物、事務所、社宅及び貸付家屋等の建設も完備の域に達し、昔日荒涼の瀋洲の曠野も、今や到る處に殷盛なる都市を現出するに至つた。（附表參照）

社會施設

社會施設として職業紹介所、簡易宿泊所、公會所、倶樂部、市場、兒童遊園、兒童館、公園、家事講習所、海水浴場、河水浴場等の施設をなし、大正十四年よりは乳幼兒愛護デーをも開催してゐる。又社員及び一般在住邦人を對象とする結婚、住宅、家庭、生計等の人事相談に應じ、又は沿線居住者の慰安を目的として映畫の巡映、僻隅地への蓄音器の巡回、中間僻隅地への慰安車の巡回、各地演藝の後援等をなし貧困者の救助、貧困兒童に晝食、被服及び學用品等の給與をもしてゐる。（第九章社會施設參照）

農夫

第三章　外　事

第一節　概　說

緒　言

關東州及び南滿洲鐵道附屬地の對外關係に就いては諸國間の條約及び慣行を審に考察する必要があるが、本章に於ては單に關東都督府設置以來の涉外事項卽ち明治三十八年日露講和條約より昭和十年末迄の對外關係に就いて詳述する。

日露戰爭及び講和條約

日露戰爭　明治二十七八年戰役の結果、帝國は下關條約に依り淸國をして遼東半島南部一帶の地を割讓せしめたが、露、獨、佛の所謂三國干涉に依り之を淸國政府に還付した。其の後約十年間は我が國は滿洲に對して何等特殊の關係がなかつた。此の間露國は淸國に薄つて東淸鐵道敷設權を獲得し、旅順、大連及び其の附近の地を租借し頻りに滿洲經營の步を進めたのみならず、明治三十三年北支に團匪の亂起り餘焰延いて滿洲に波及せんとした好機に乘じ、急遽大兵を派して滿洲全部を軍事占領下に置くに至つた。當時列國は北京の救援及び其の善後處置に焦慮して東邊を顧みる遑がなかつた。一方

露國政府は滿洲占領が一時的措置に過ぎざる事を屢〻聲明しながら更に撤兵を實現する意思なく、清國政府亦之を如何ともする事能はず、周圍の情勢上明治三十五年四月に至り露清兩國政府の間に所謂滿洲還付協約が締結せられ、露國は三期に分つて在滿洲の軍隊を撤退し且其の行政權を清國に還付すべきことを約した。同年十月第一期撤兵期限の到來するや露國は先づ遼西地方の占領を撤したが、其の後恣に撤兵及び行政權還付の實行を中止し滿洲に於ける兵力の結束を圖る一方、西比利亞方面の軍隊を續々南下せしむる等其の意圖殆ど揣り知る可からざるものがあつた。

之より先露國の滿洲經營は其の境を越えて韓國西北部に及ぶに至り帝國政府は自衞上傍觀の秋に在らずとして、和平の間に日露兩國の勢力範圍を劃定し萬一の支吾を防制せんが爲直接露國政府と交涉を開始することに決し、明治三十六年七月二十八日我が駐露公使に電訓して露國政府に提議せしめた處、露國政府亦直に應諾の意を回照して來た。然しながら交涉の成行は彼我の主張懸絶して容易に一致點を發見するに至らなかつた。曠日彌久、露國は依然滿洲の占領を繼續し事ろ益〻兵備を增大するの實情にあり、帝國政府が力めて互讓和協の方針を取つたに拘らず同年末以後兩國の關係は日に日に緊張を加へ、半年有餘に亙る折衝も何等豫期の成果を結ばず翌明治三十七年二月終に兵火の間に相見ゆることゝなつたのである。

講和條約　明治三十八年三月の奉天の會戰及び同五月の日本海海戰は共に我が勝利に歸して講和の機次第に熟し、遂に同八月日露兩國の全權委員は米國ニウハムプシア洲のポーツマスに會し講和條約を議定して、同九月五日調印、同十月十六日御批准を經、日露の國交は再び平和の礎上に復することゝなつたのである。

日露講和條約の內容は頗る多岐に亙るが、交戰の主因が滿洲及び朝鮮に繫つてゐた關係上、之等の地方に於ける戰前の事態を適當に改善し且兩國關係の再決裂を豫防せんが爲に、十分の保障を設定することを主眼としたのである。本條約中滿洲に關する條項を摘記すれば次の通りである。

(一)　露國政府より直接日本國政府に對する讓渡
　イ　露國政府は、清國政府の承諾を以て關東州租借權竝びに之に關聯する一切の權利を日本國政府に移轉讓渡し、且該租借地に於ける一切の公共營造物及び財產を日本國政府に移轉讓渡すること。(第五條)
　ロ　露國政府は清國政府の承諾を以て長春寬城子以南の鐵道本支線及び之に附屬する一切の財產竝びに諸權利及び該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ炭坑を無償にて日本國政府に移轉讓渡すること。(第六條)

(二)　清國の利益に關する日露兩國の相互協定
　イ　日露兩國ともに滿洲但し關東州租借地を除くより全然且同時に撤兵すること。(第三條第一項第一號及び追加約款第一の第一項、第二項及び第四項)
　ロ　日露兩國ともに全滿洲但し關東州租借地を除くの行政權を清國に還付すること。(第三條第一項第二號)
　ハ　日露兩國ともに鐵道守備兵を置くの權利を保留すと雖、其の兵數は一キロメートル毎に十五名以內に制限すること。(追加約款第一の第三項)

(三)　清國及び列國の利益に關する日露兩國の相互協定
　イ　日露兩國ともに清國が滿洲の商工業發達の爲列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざること。(第四條)
　ロ　滿洲に於ける鐵道の經營を全く商工業の目的に限り、軍略の目的を有せしめざること。(第七條)

(四)　清國及び列國の利益に關する露國單獨の保障
　露國は、滿洲に於て清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上の利益又は優先的若しくは專屬的讓與を有せざることを聲明すること。(第三條第二項)

(五)　鐵道の利益に關する日露兩國の相互的協定

滿洲に於ける兩國鐵道の接續業務を規定する爲別約を締結すべきこと。（第八條）

(六)　露國國民の利益に關する日本國單獨の保障

日本國政府は租借地の露國臣民の財產權が完全に尊重せらるべきことを約すること。（第五條第三項）

本條約の效果は　(一)明治三十三年以來露國の爲に重大なる侵害を受けた滿洲の狀態を正常に復し(二)日露兩國の相互的協定若しくは露國單獨の聲明を以て滿洲に於ける淸國及び列國の利益に保障を與へ　(三)露國が從來滿洲に於て有した特別利益の一半を帝國に讓渡したことに依り、帝國が露國と同一の基礎の上に滿洲に於て堅牢の地步を有するに至つたこと等である。

講和條約の實行　日露の開戰以來我が軍は關東州の咽喉部に占據し、旅順要塞の陷落と同時に租借地の全部を我が權下に收めたので、講和條約に依る租借權の讓渡は唯既成の事實を追認したに過ぎなかつた。講和條約に依つて露國が我が國に讓渡すべき鐵道線路の大部分及び撫順、煙臺の兩炭坑亦現に我が軍の占領したところである。唯昌圖附近に於ける我が第一線以北の鐵道及び炭坑に就いてのみ特に引渡の手續を必要とした。引渡に關する細目は明治三十八年十月三十日四平街驛に於て彼我兩軍委員に依つて協定せられ、我が第一線より公主嶺停車場及び其の以北の線路は同七月に各其の授受を了した。但し日本に讓渡すべき鐵道線路の最北端を精確に定めることは四平街議定書に於て之を外交上の交涉に讓つた爲、日本の接收した鐵道は長春南方の假定點迄に止まり、隨つて我が國の鐵道經營も一時孟家屯停車場迄に限らるゝの止を得ざるに至つた。此の間日露兩國政府は露都に於て折衝數次に及ぶも、尙寬城子停車場の所屬其の他に關する雙方の見解が一致しなかつたが、翌四十年六月露都に於て日露鐵道接續業務ニ關スル假條約を締結するに當り、其の附屬議定書を以て漸く本問題を解決する事が出來た。卽ち寬城子停車場及び其の附屬物件は原則として日露兩國の共有に屬するが、日本が其の共有權を放棄する代償として露國は露貨五十六萬三百九十三留を日本に支拂ふことゝし、新に兩國鐵道の分界點を劃して夫れ以南の一切の鐵道及び附屬物件竝びに石碑嶺、陶家屯の炭坑及び之が一切の附屬物件は總べて現形の儘日本に引渡す事になつて、同七月十七日日露兩國間に右議定書に依る鐵道及び炭坑の引渡を了つた。日本側に於ては帝國政府の訓令に依り南滿洲鐵道株式會社の代表者が其の事務を擔任した。技術及び業務上の細目は同年七月南滿東淸兩鐵道會社の代表者が寬城子に會して協約した。其の後接續業務に必要なる工事及び設備の完成するに從つて圓滿に兩鐵道を接續し、更に進んで兩鐵道を通じて各種の聯絡輸送を營むに至つた。

日露兩國撤兵の細目は四平街議定書に於て取極められた。卽ち先づ前面の陣地を占領する兩軍隊をして後方所定の地帶內に引揚げしめ、以後次第に相遠ざかり撤兵の第三期、卽ち明治三十九年八月一日迄に、日本軍隊は新民屯、奉天、撫順の線及び其の南方に、露國軍隊は三河屯、寬城子、八里堡の線及び其の以北に引揚げ、明治四十年四月十五日以前に於て雙方共全部の撤兵を結了すべきことを定めた。日露兩國の軍隊は右協定に依つて次第に其の陣地を移し又兵數を減じ、所定の期間內に於て盡く其の兵を撤したが、鐵道保護の兵力は右の外とし線路一キロメートルに就き平均十五名の兵を置くことを得ることゝした。

滿洲に於ける日支關係

滿洲善後條約及び附屬協定　日露の兵戈漸く鎭り帝國が滿洲南半に於ける露國の權利及び利益を繼承

して新に特殊の地位を占めた爲、滿洲の局面は自ら戰前と異なり日淸兩國の關係は頗る複雜機微となり、日露兩國限りの講和條約のみを以てしては完全に戰後の事態を改善することが不可能であつた。加之日露講和條約は鐵道及び租借權の讓渡に關し淸國政府の承諾を條件としたから、帝國政府は同條約より生ずる日淸關係の各般の事項に就いても淸國政府と適宜に商議する必要を認め、明治三十八年十一月之等の案件を一括して北京に於て彼我全權の交涉に附し、同十二月二十二日滿洲善後條約及び附屬協定を締結した。從つて此の滿洲善後條約は日露講和條約と相表裏して一體を爲し、該講和條約を補成したものと謂ふべきである。

滿洲善後條約は專ら鐵道及び租借權の讓渡に關するもので、其の他の各般の事項は擧げて附屬協定に讓り、滿洲に於ける日淸兩國關係の事宜を辨理することゝしたが、今附屬協定の概要を摘記すれば左の通りである。

イ　東山省の要市十六箇所を外國人の居住及び貿易の爲開放すること。（第一條）

ロ　鐵道守備兵に關して、將來露國が淸國に讓歩するだけは日本亦讓歩し、淸國自ら完全の保護を爲し得るに至れば、露國の同一態度を條件として日本の守備兵を撤すること。（第二條）

ハ　日本軍の撤退を了した地方には、淸國政府は其の必要の軍隊を派遣するを得、未撤退地方に於ても土匪勦捕の爲、或條件の下に派兵し得ること。（第三條）

ニ　軍用に徵發せる淸國公私財產還付の件。（第四條）

ホ　安奉鐵道の經營及び改築の件。（第六條）

ヘ　南滿洲鐵道と淸國各鐵道との接續業務の爲別約を設くること。（第七條）

ト　南滿洲鐵道用材料免稅の件。（第八條）

チ　營口、奉天、安東縣に日本人居留地を劃定する爲別に協議を遂ぐること。（第九條）

リ　鴨綠江採木公司の設立及び經營の件。（第十條）

ヌ　滿韓國境貿易に關し、相互に最惠國の待遇を與ふべきこと。（第十一條）

本協約は右の如く相當細密に涉つてゐたにも拘らず、尙後日兩國間に幾多の案件が紛出したのは頗る遺憾とする所である。右は四圍の事情が常に變化推移した爲と、滿洲に於ける彼我關係の甚だ容易ならざりしことを證するに足るものである。

滿洲五案件に關する協約　滿洲に於ける日淸兩國の關係は前記條約に依つて一應決定し爾後兩國の各般の施設は漸を追うて進捗した。帝國政府は條約に依る我が當然の權利を行ふと同時に淸國との關係に於て常に愼重顧慮する所があつたが、戰後混沌の際各方面の施設經營は往々にして淸國官民の誤解を招き我が當然の施設を阻礙されんとしたこと數次に及んだ。卽ち明治四十二年に於ける安奉線改築問題の如きは容易解決に至らず、當時帝國政府が止むを得ず自由行動を宣言するに至つて漸く淸國政府の態度が一變し、幸に國交の決裂を避くることを得て商議成立したるが如きその一例である。從つて兩國政府は此の機會に從來の諸懸案を解決し、將來に於ける誤解の原因を一掃する爲、明治四十二年九月新に滿洲協約及び間島協約を訂立した。

滿洲協約は鐵道及び鑛山の利益に關する從來の紛爭を解決することを主とした。卽ち淸國政府は大石橋營口間の鐵道及び撫順煙臺兩炭坑に關する從來の主張を撤回して日本に讓歩し、新民屯法庫門間の鐵道に就いては淸國政府が豫め日本政府に協議することを條件として同線の敷設に同意を與へた。

又京奉鐵道を奉天城迄延長する件に就いては日本側に於ても異議なき旨を說明し、別に滿鐵幹線沿線及び安奉沿線の鑛務は撫順及び煙臺を除き日支合辦と爲すことゝし、其の細則は追つて商定することなどを定めたが、鑛務合辦に關する細則は今日に至るも未だ何等の協定を見ない。

間島問題は淸韓兩國間の多年の懸案であつたが、當時日淸兩國の間で更に之を新にした觀がある。帝國政府は滿洲に關する協約の締結を機として妥當の解決を希望し、間島の領有權に對する要求を撤回して讓歩の態度を示すと同時に、居住朝鮮人の保護及び同地開放の利益を收むることゝし、滿洲協約と同時に所謂間島協約の締結を了した。玆に於て滿洲の東邊に於ける懸案は始めて一掃せられ、兩國の交情に好影響を與へたのである。

大正四年の日支交涉　滿洲に於ける帝國の地位は累次の條約に依り保障せられ次第に鞏固となつて來たが、實際に於ては尙明確を缺く點が多々あつた爲、其の後に於て日支兩國間に諸種の問題を生じ、延いて雙方の國民的感情に惡影響を與へたことは一再に止まらなかつた。加之在滿洲の邦人が益〻增加し、其の利益の擴大するに伴ひ愈〻複雜なる關係を生ずることは必然の勢であつた。帝國政府は東洋の和平と利益とを考察し、滿蒙、山東其の他の問題と一括して日支兩國間に適當の協定を爲す必要を認め、就中滿蒙に關しては帝國が同地方に於て當然保有すべき地位を支那政府に確認せしむるを主眼として、大正三年十二月所謂日支交涉を開始した。而して時日を費すこと約半歲、全權委員の會商二十餘回に及んで尙決せず、翌四年五月我が全權委員より支那政府に最後通牒を交付するに及び始めて雙方の協定を見ることゝなつた。大正四年五月二十五日北京に於て調印せられた南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約が卽ち之である。

同條約は從來滿洲に關する諸條約の基準であつた露淸原約の範圍を超えて我が利益を擴張した點に於いて、方に一進境を劃したものである。卽ち旅順、大連の租借期限竝びに南滿洲鐵道及び安奉鐵道に關する期限を九十九箇年に延長し、南滿洲に於ける帝國臣民の土地商租、居住、往來及び營業の自由を認めしめたこと等は其の主たるものである。租借及び鐵道の期限は當時尙數年を剩し、當面の問題としては其の影響を認めなかつたが、他の二項は從來屢〻日支兩國間の係爭を惹起した一原因を除去し、開放地及び鐵道附屬地以外に於ける邦人の地位を保障して著しく其の發展を擴大したものである。然し之等地域に在る帝國臣民は、本條約に依つて支那の警察法令及び課稅に服し、土地に關する日支兩國人間の民事事件に就いては、兩國官吏の共同審判に服する等多少の制限が加へられた。本條約の主なる條項は左の如くである。

イ　東部內蒙古に於ける日支人合辦の農業及び附隨工業の經營を承認したこと。（第三條）
ロ　東部內蒙古に於ける開市豫約の件。（第六條）
ハ　吉長鐵道に關する諸協約竝びに契約改訂の件。（第七條）
ニ　南滿洲に於ける鑛山の試掘允許に關する件。（附屬公文）
ホ　滿蒙に於ける鐵道に關する件。（附屬公文）
ヘ　南滿洲に於ける政治、財政、軍事、警察に關する顧問雇聘の件。（附屬公文）

右條約は調印の日より效力を生ずるものであるが、支那政府準備の都合上南滿洲に於ける土地商租竝びに居住、往來、營業の自由に關する條項、東部內蒙古に於ける日支人合辦事業に關する條項、滿蒙に於ける邦人の支那警察法令竝びに課稅に服する條項及び合同裁判に關する條項に限り三箇月間其の實施を延期した。卽ち大正四年八月二十五日以後其の效力を有するに至つた。

以上の外直接、間接に滿洲を目的として帝國と諸外國との間に締結せられた協約は、累次の日英協約、日露協約、日佛協約、日米公書等である。之等の諸協約は滿洲に於ける帝國の特殊利益を承認し支持し若は進んで協同防衛を約する等滿洲に於ける帝國の地歩に對する一種の保障である。

關東州に關する案件

關東都督府設置に對する清國政府の抗議　帝國は露國より關東州の租借及び之に關聯する一切の權利を繼承し、清國政府は明治三十八年末の北京條約に依り異議なく之を承諾したにも拘らず、翌三十九年八月關東都督府が設置せられんとするに當り、關東州に於ける都督府の設置、其の他帝國の施設は露清兩國間の租借原約に違反するものとして帝國政府に突如抗議を提出した。其の抗議の要旨は(一)右は該地方に對する清國主權不可侵の原約に背戻すること(二)都督の官名は原約に所謂總督の名目と相違するを以て之が使用は不可なること(三)關東州なる名稱を承認し難いこと(四)日本の行政的施設は州內の清國人に無關係なる旨を聲明すべきこと等であつた。清國政府の主張は多年露國が關東州に定立した既成の事實を否認し、租借地讓渡の機會を利用して繼承者當然の權利を削減せんとするものである。帝國政府は之に對して詳細の說明を與へ、租借地に關する事項に就いて力めて原約を遵守するも、其の規定中慣行に依つて既に變更されたものは必ずしも之に拘泥するの要なく、之等特殊の事項に就いては一に露治時代の施設を踏襲するの外他意なき旨を覆照した。清國政府は我が此の主張に對して何等回照する所なく、其の儘二年有餘を推移したのである。

關東州裁判令其の他に對する清國政府の抗議　明治四十一年九月關東州裁判令(勅令第二一二號、關東州裁判事務取扱令同第二一三號)其の他附屬法令が公布せらるゝや、清國政府は更に租借原約を引證して清國の主權を侵害するものとなし、關東州に移住の清國人民は當然最寄の清國官吏に於て審判すべきもので、州內に於ける日本の法權を承認するを得ずとして帝國政府に抗議し、同時に重ねて關東州なる名稱の取消を請求して來た。租借地內清國人の犯罪事件に對して裁判權を行使することは露治以來の慣例で清國政府の既に久しく認容した所であり、又關東州の名稱が露國の例に依つたに過ぎないことは曩に說明を與へた通りであるから、帝國政府は此の抗議に對しても亦一議なく之を拒絕した。

以上二回の抗議は清國中央政府より我が北京駐箚公使に對し、又は在東京清國公使より直接我が政府に爲されたものであるが、別に在奉天の我が總領事に對し明治四十一年十一月、露清間の租借原約中金州城內に於ける清國の行政を認めた條項を引證して、金州城內に於ける行政權の還附を求めた事件があつた。然し金州に於ても亦租借地の他の部分と同じく露國自ら其の行政を行ひ、清國政府は久しく之を默認して來た事實があるので、條約の規定は實際に於て夙に變更せられたものと見做す外なく、隨つて我が帝國に於て原約に拘束せられる理由がないので、我が奉天總領事は清國の地方官憲に相當の說明を與へて拒絕の意思を表示したが、本件は公式の交涉に移らずして終結した。

東淸鐵道の敷設及び遼東半島の租借に關する露淸原約は往々にして疑義の餘地を生し、甚だしきは露淸正本の譯文が符合しない點もあつた。又情勢の變化が著しかつた爲實際は必ずしも嚴密に條約の規定と一致せず、日淸兩國間に幾多の紛糾を生ずるに至つた。帝國政府は此の間に處して兩國の和協交親を顧慮すると同時に、條約の所定若しくは實際の事宜に於て其の守持すべきは之を守持して愆らなかつた。爾後三十年の歲月を經、少くとも關東州に關しては彼我の間に何等特殊の問題を殘さぬこ

と、なり、租借地に於ける帝國の地位は夙に十分の了解を得た。之は全く帝國政府の措置其の宜しきを得たことに起因するが、州治の成績も亦其の一因を爲してゐるのである。

中立地帶に關する案件

派兵の承認　關東都督府設置の當時中立地帶に於ける清國軍隊の駐屯地は、岫巖、復州、蓋平の三箇所で、其の內岫巖には光緒二年頃から引續き駐在してゐた樣であつたが、蓋平には露治時代より、又復州には我が租借地繼承後始めて派兵し、後に其の兵を交替せしめた形跡がある。之等は露淸原約に於て中立地帶に兵を派する場合は先づ妥商を要すとある規定に反するので、明治四十年四月我が奉天總領事から奉天總督に對し其の撤退を要求した所、右は光緒二十七年卽ち我が明治三十四年に增祺將軍より露國カミサールに商議し土匪彈壓の爲派遣したもので、爾後淸露兩國とも何等の異議なく經過しをる旨の回答があり、必ずしも追窮の要なきものと認めて暫く之を不問に附したのである。

淸國官憲から始めて中立地帶派兵の承認を求めて來たのは明治四十二年八月である。同地帶內に猖獗を極むる馬賊及び鏖子窩附近の海上に橫行せる海賊討伐の爲、陸兵を派し且巡洋艦二隻を附近海面に巡航せしむるに就き承認を得度き旨、奉天總督より我が總領事に對し照會して來たのである。總領事は夫々請訓の上、淸國の派兵は馬賊掃蕩の爲であるから相當任務を盡した後は、無論直に撤退することゝ思考する旨を附言して承認の回答を發した。淸國官憲は兵百四十名を奉天より普蘭店に輸送する豫定の處、我が國が淸國軍隊の州內通過を許さざりし爲瓦房店驛に下車して討伐地に向ひ、次いで淸艦二隻が金州の近海に來た。然し中立地帶の賊勢は淸國官憲の豫想した程强大でなかつたと見え、

陸兵は十日ならずして撤退し、軍艦も亦遊弋數日の後引揚げた。

中立地帶の吏治は支那の地方官憲に專屬し、治安保持の責任も亦支那政府に在つたので、我が國としては敢へて派兵の承認に吝ではないが、實際其の必要を認めない場合には之を拒絕した。明治四十四年八月在安東縣の輿鳳道より我が安東領事に對し、莊河地方民擾鎭壓の爲兵百三十名派遣の承認を求めて來たが、我が方で調査の結果民擾の事實なきことを確めたので、安東領事をして派兵見合方を交涉せしめた如き其の一例である。次いで第一革命起るや餘波遠く滿洲に及び、特に中立地帶では莊河、復州等に民擾發生し、加ふるに北伐軍の上陸等で物情頗る不穩を呈し、淸國官憲より頻々派兵の承認を求めて來たが、我が方では常に愼重考慮し、派兵を要すと認むるときは直に承認を與へたが、事實上其の必要を認め難い場合又は之が爲却つて地方の安寧を害する虞ある場合は斷然之を拒絕し、若は派兵を認めても汽車輸送を許さざる等成るべく無益の衝突を回避せしめた。又我が方の承認を待たずして恣に中立地帶に入つた淸國軍隊に對しては、嚴に其の撤退を要求する等克く機宜を制するに力めたのである。

派兵の承認に關する交涉は奉天の支那官憲より我が總領事に照會するを例としてゐたが、時としては地方官憲より所在の我が領事に要求することもあつた。關東都督府では最初外務大臣の決裁を得て承認を與へて來たが、明治四十五年一月以降は關東都督限りで許否を決することに改めた。

革命軍の撤退要求　支那第一革命に當り、革命軍の一部は所謂北伐隊を編成して明治四十五年二月中立地帶に上陸せんとする形勢があり地方の安寧保持上傍觀を許さなかつたので、關東都督は北伐隊司令官に對し右上陸を中止すべき旨通告を發し、同司令官亦之を容認したにも拘らず二月二日竊かに中

立地帶内尖山口に約六百の兵と小銃彈藥等を揚陸せしめた。仍て我が方は右上陸軍を中立地帶外に撤退すべき旨を要求したところ、該司令官は陳謝の意を表し撤兵を聲明したが、其の後數日に亙り何等必要の手段を取らざるのみか、土匪討伐の爲奉天より南下駐留せる官兵と小戰を交ふるに至り、之を放任すれば累を我が租借地及び滿鐵附屬地の安寧秩序に及ぼす惧があつたので、二月十三日東三省總督及び北伐隊司令官に通告を發し、該通告覺書受理後四日目の正午より中立地帶内に於ける戰鬪行爲を停止し、尙一週間を限り官革兩軍等しく同地帶内より撤退することを要求した。總督及び司令官は直に我が要求を容れ撤兵を承認したが、期限の延長其の他に就いて覆照する所があつた。然し停戰及び撤兵の期限は兩軍の位置及び交通運輸の便否を考査し、十分の餘裕を加へて之を決定したので、改定の必要なしとして其の他の一切の要求と共に之を拒絶し、豫定の如く兩軍の撤退を完了せしめた。當時中立地帶内に於ては、革命軍に策應して騷亂を企つる者も少くなく地方の民情頗る險惡を極め、若し官革兩軍相對戰するに至れば非常の慘禍を免れなかつたであらうが、我が軍隊監視の下に無事兩軍の撤退を見るに至つた事は獨り地方生民の幸福の爲のみならず、我が租借地及び滿鐵附屬地に於ける公安維持の必要上からも實に已を得なかつた所である。

第二節　關東州租借地及び中立地帶

關東州租借地の由來及び對外關係

日本の關東州租借は明治三十八年九月の日露講和條約竝びに同年十二月の滿州に關する日清條約に由來する。我が國は右兩條約に依り露國が條約に依つて清國から獲得した權利を露國より繼承し、清國の承諾を得たのである。一八九八年三月露國政府と清國政府との間に締結せられた遼東半島租借條約に依れば、露國は清國より遼東半島一帶の地域を租借し、租借期間は自由に之を處分し得るのである。卽ち租借地域の全範圍及び接續領水に對して完全且排他的の權利を享有し、然も該租借は該地域に對する清國の主權を何等侵害しない旨を規定してゐる。（第一條及び第二條）

抑〻支那國に於ける外國租借地なるものは、獨國が膠州灣及び其の附近を租借したことに始まり、露國の遼東半島租借之に次ぎ、又英國の九龍地方竝びに威海衞租借と爲り、佛國の廣州灣租借に終つてゐる。之等の租借條約又は取極に於ては各多少字句を異にするが、租借國は租借期間中、租借地に於て絶對的且排他的管轄權を有することを規定してゐる。又實際の慣行を觀るに、租借國政府は其の租借地に對し行政及び司法の全權を行使してゐるが、清國政府は之を容認し列國政府も亦之に就いては何等異議を挿まなかつた。帝國政府は露國政府が關東州に付て清國政府より獲得した一切の權利、特權及び讓與を其の儘繼承し、清國政府が之を承認した以上、帝國政府の關東州租借地に對する關係は單に條約の明文に依るばかりでなく、露國政府が其の領有以來實際に慣行し、又清國を初め列國政府の容認した事實を考察して之を決定しなければならない。

露清間の遼東半島租借條約（一八九八年三月二十七日北京に於て調印）第三條には關東州租借期間は條約調印の日より二十五年とし、且右期間後更に兩國政府の互認に依り之を延長することを得る旨を規定してゐるが、大正四年五月帝國政府及び支那共和國政府は南滿洲及東部内蒙古ニ關スル條約第一條に依り右租借期限を九十九箇年に延長した。

關東州租借地及び中立地帶の範圍

關東州租借地及び中立地帶の區域及び範圍に就いては遼東半島租借條約（第二條）竝びに遼東半島租借中立地域境界確定ニ關スル追加協定（第一條及び第二條）に之を規定してゐる。右規定に依り一八九八年八月露清兩國政府の間に境界劃定聯合委員會が組織され、同委員に於て實地調査の結果、一八九九年四月二十五日旅順に於て遼東半島租借地境界議定書を作成した。遼東半島租借條約第五條には中立地域內に於ける行政は清國官憲の專管に屬するけれども、清國陸軍は露國官憲の同意を得て右地帶內に入り得る事を規定した。

參　考

一　日露講和條約（明治三十八年九月五日ポーツマスニ於テ調印）抄

第五條　露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連竝其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝國政府ハ又前記租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ互ニ約ス

兩締約國ハ前記規定ニ係ル淸國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞帝國臣民ノ財產權力カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第六條　露西亞帝國政府ハ長春寬城子旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線竝同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權、財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲メニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且淸國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

兩締約國ハ前記規定ニ係ル淸國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

二　滿洲ニ關スル條約（明治三十八年十二月二十二日北京ニ於テ調印）抄

第一條　淸國政府ハ露國カ日露講和條約第五條及第六條ニ依リ日本國ニ對シテ爲シタル一切ノ讓渡ヲ承諾ス

第二條　日本國政府ハ淸露兩國間ニ締結セラレタル租借地竝鐵道數設ニ關スル現條約ニ照シ努メテ遵行スヘキコトヲ承諾スル豫來何等案件ノ生シタル場合ニハ隨時淸國政府ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ

三　遼東半島租借條約（一八九八年三月二十七日露曆三月十五日北京ニ於テ調印）抄

第一條　露西亞國海軍カ北部支那ノ海岸ニ安全ナル根據地ヲ取得スヘキヲ確保セムカ爲支那國皇帝陛下ハ露西亞國カ旅順口及大連灣竝右兩港接續ノ兩水面ヲ租借シテ自由ニ處分シ得ヘキコトニ同意ス尤モ右租借ハ前記兩域ニ對スル支那國皇帝陛下ノ主權ヲ何等侵害セサルモノトス

第二條　前記基本條約ニ依リ租借セラレタル地域ノ境界ハ大連灣ヨリ北方ニ向ヒ陸上ニ於テ右地域ノ充分ナル防禦ヲ確保スルニ必要ナル地點ニ亙ルモノトス正確ナル境界確定線及其ノ他本條約ノ規定ニ關スル詳細事項ハ本條約調印後直ニ許閣下ト聖彼得斯堡ニ於テ締結セラルヘキ別箇ノ議定書ニ依リ之ヲ決定スヘシ境界線確定ノ上露西亞國政府ハ租借地域ノ全範圍及其ノ接續水面ニ對シ完全且排他的ナル權利ヲ享受スヘシ

第三條　租借期限ハ本條約調印ノ日ヨリ二十五年トシ且右期間後更ニ兩國政府ノ互認ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第四條　前記期間中露西亞國政府ノ租借地域及其ノ接續領水ノ上ニ於テハ陸海軍ノ統率竝最高行政ハ之ヲ露西亞國官憲ニ全然引渡シ且一名ノ官吏ヲシテ專管セシムヘシ尤モ右官憲ハ知事若ハ總督ノ官名ヲ有セサルモノトス支那國ノ如何ナル陸軍モ右所定地域ニ入ルコトヲ得ス支那人タル住民ハ其ノ希望ニ從ヒ露西亞國租借地域ノ境界外ニ移轉シ又ハ露西亞國官憲ヨリ拘束ヲ蒙ルコトナク右境界內ニ殘留スルノ權利ヲ保留ス支那國臣民カ租借地域內ニ於テ何等カノ犯罪ヲ行ヒタル場合ニハ犯人ハ之ヲ最寄ノ支那國官憲ニ引渡シ千八百六十年北京條約第八條所定ノ通リ支那國法律ニ依リ審問處罰スヘシ

第五條　前記租借地域境界ノ北方ニ中立地帶ヲ設置スヘシ右中立地帶ノ境界ハ許閣下及露西亞國外務省之ヲ決定ス右中立地帶內ニ於テハ行政ハ支那國官憲之ヲ專管スヘシ支那國陸軍ハ露西亞國官憲ノ同意ヲ經テ右地帶內ニ入ルコトヲ得

四　遼東半島租借中立地域境界確定ニ關スル追加協定（一八九八年五月七日露曆四月二十五日北京ニ於テ調印）抄

第一條　原條約第三條ニ從ヒ露西亞國ニ租借讓渡シタル北方地域即チ旅順口大連灣及遼東半島ハ遼東西海岸ノ亞當灣北側近ク遼東東海岸ニ至ルモノトス露西亞國ハ租借地域接續ノ一切ノ領水及右地域ヲ圍繞スル一切ノ島嶼ヲ通過シ虎子窩灣ノ北側近ク遼東東海岸ニ至ルモノトス露西亞國ハ租借兩國ハ租借地域ヲ實地踏査シ右地域ノ境界ヲ劃定スヘキ特別官吏ヲ任命スヘシ

第二條　第一條所定ノ境界ノ北方ニ北京條約第五條ニ從ヒ中立地域ヲ設定シ右地域ノ北境ハ遼東西海岸ノ蓋洲河口ヨリ岫巖城ノ北方ヲ通過シテ大洋河ニ至リ該河ノ左岸ニ沿ヒテ其ノ河口ニ至ルモノトス該河モ亦中立地域內ニ含マルルモノトス

第三條　露西亞國政府ハ西比利亞鐵道ヲ遼東半島ニ接續セシムル支線ノ終點ハ旅順口及大連灣ノ外該半島中ノ他ノ一切ノ港ニ之ヲ設定セサルコトニ同意ス

又右支線通過地域ノ鐵道特權ハ他國ノ臣民ニ之ヲ與ヘサルコトヲ互認ス支那國カ今後山海關ヨリ延長シテ右支線ニ出來ル丈近接スル地點(即チ右支線ニ最近接スル地點)ニ自ラ敷設スヘキ(敷設スルコトアリ得ヘキ)鐵道ニ關シテハ露西亞國之ニ關與セサルコトヲ約ス

第四條　露西亞國政府ハ金州城ノ施政及警察ヲ支那國ノ管轄タラシメムトスル支那國政府ノ請求ニ同意ス支那國軍隊ハ金州ヨリ撤退シ露西亞國軍隊之ニ代ルヘシ金州城住民ハ金州城近傍ノ水路ニシテ日常必要トセラルルモノヲ使用スルノ權利ヲ有セス

第五條　支那國政府ハ左ノ事項ヲ約諾ス(即チ承認スルコトヲ約諾ス)

一　露西亞國ノ同意ヲ得ルニ非サレハ他國民ノ使用ノ爲中立地域內ニ何等ノ「コンセツシヨン」ヲ設定セサルコト

二　中立地域東部及西部ノ海岸ニ在ル港ハ他國ノ通商ニ之ヲ開カサルコト

三　露西亞國ノ同意ヲ得ルニ非サレハ道路及鑛山利權、產業及商業特權ハ之ヲ中立地域內ニ於テ許與セサルコト

第三節　南滿洲鐵道及び安奉鐵道

南滿洲鐵道

明治三十八年（一九〇五年）九月の日露講和條約（第六條）に依り、長春より旅順口に至る東清鐵道の幹線及び支線竝びに之に附屬する一切の權利は露國政府より帝國政府に讓渡せられ、同年十二月清國政府は日清條約により右讓渡を承認した。帝國政府は明治三十九年六月勅令第百四十二號を以て右鐵道及び附帶事業經營の爲南滿洲鐵道株式會社設立に關する規定を公布し、之に基いて同年十一月二十六日南滿洲鐵道株式會社が成立するに至つた。

東清鐵道建設及經營ニ關スル契約（一八九六年九月八日伯林に於て露都駐劄清國全權公使及び露清銀行代表者調印）に依れば、東清鐵道會社は其の鐵道經營上至大の特權を享有し、特に同鐵道所屬の土地に對し絕對的且排他的行政權を享有してゐるが（第六）、鐵道附屬地內に於ける刑事事件、訴訟等は條約の規定に從ひ地方官憲が之を解決することゝしてゐる（第五第二項）。

安奉鐵道

安奉（安東・奉天間）鐵道は日露戰爭中我が軍が敷設した輕便鐵道である。明治三十八年十二月滿洲ニ關スル條約附屬協定（第六條）に依り、清國政府は日本國政府が各國商工業の貨物運搬の爲該鐵道を改築經營する事を承認し、同時に同鐵道の經營事務に就いては東清鐵道條約に準じ日本國經營擔當者及び清

國派遣委員の間に査察經理すべき事を規定した。依つて帝國政府は南滿洲鐵道株式會社に對して安奉鐵道の經營を命じた。次いで明治四十二年八月在奉天帝國總領事と東三省總督及び奉天巡撫との間に安奉鐵道改築ニ關スル覺書を作成した。大正二年五月に在北京帝國公使と總稅務司との間に鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減ニ關スル取極を爲し、之に依り當時鮮滿國境通過貨物に對しては各關稅率の三分の二の輸出入稅を課する（卽ち三分の一減）こと丶なつた。尙右は明治三十八年滿洲ニ關スル條約附屬協定第十一條の滿韓國境貿易に對しては相互に最惠國の待遇を爲すことの規定に隨ひ、一八六一年露清間陸路貿易章程其の他に依る露清間陸路通過貨物減稅率に均霑するものである。

南滿洲鐵道及び安奉鐵道に關する期限

一八九六年九月の東清鐵道建設及經營ニ關スル契約は該鐵道が完成して運轉の日より八十年を經過した時は、其の一切の附屬物と共に無償で清國政府に引渡すこと丶し、又全鐵道線が完成し、且運轉せられる日より三十六年を經過する時は、清國政府は一切の投下資本竝びに鐵道に關する一切の債務及び利息を全部償還して右鐵道を買戻す權利を有することゝした。明治三十八年十二月滿洲ニ關スル條約附屬協定は安奉鐵道の改良工事完成の日より起算し十五箇年を以て期限と爲し、右期限が到來すれば雙方より委員を派し該鐵道の各物件を評價したる上清國政府に賣渡すべき旨を規定した（第六條）。然るに大正四年五月の南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約に依り南滿洲鐵道及び安奉鐵道に關する期限を九十九箇年に延長した（第一條）。尙同條約附屬交換公文を以て右期限は南滿洲鐵道に就いては民國九十一年卽ち西曆二〇〇二年に至り滿期となり、又原條約たる露清條約第十二條に記載する運轉開始の日より三十六年の後支那國政府に於て買戻すことを得るとの條項は無效とし、又安奉鐵道に就いては民國九十六年卽ち西曆二〇〇七年に至り滿期となるべきことを明らかにした。

參考

一　東清鐵道建設及經營ニ關スル契約（一八九六年九月八日露曆八月二十七日伯林ニ於テ調印）抄

清國政府ハ赤塔城及露西亞國南烏蘇里鐵道間ノ直接交通ヲ開始スヘキ鐵道ノ建設ヲ決定シタル處右鐵道ノ建設及經營ハ左ノ條件ニ從ヒテ之ヲ露清銀行ニ委任スルモノトス

第一　露清銀行ハ該鐵道ノ建設及經營ノ爲東清鐵道會社ナル名稱ヲ有スル一會社ヲ設立スルモノトス該會社ノ使用スル印章ハ清國政府之ヲ交付ス該會社ノ定款ハ鐵道會社ニ關スル露西亞國慣習ニ從フモノトス

會社ノ株券ハ清國又ハ露西亞國臣民ノミ之ヲ所持スルコトヲ得該會社ノ社長ハ清國政府之ヲ任命スルモ其ノ俸給ハ會社之ヲ支辨スルモノトス社長ハ北京ニ其ノ住所ヲ有スルコトヲ得（第三項以下略）

第五　清國政府ハ鐵道及其ノ職員ノ安全ヲ一切ノ加害行爲ニ對シ確保スヘキ措置ヲ執ルヲ要ス會社ハ鐵道ノ管理等ノ爲必要ナリト認ムルトキハ任意ニ數名ノ外國人又ハ內國人ヲ雇傭スルノ權利ヲ有ス

鐵道地域內ノ刑事事件、訴訟等ハ條約ノ規定ニ從ヒ地方官憲之ヲ解決スヘキモノトス

第六　鐵道ノ建設、經營及保護ノ爲ニ必要ナル土地竝土砂、石塊、石灰等ヲ獲得スル爲ニ必要ナル鐵道沿線ノ土地ニシテ官有地ナルトキハ無償ニテ會社ニ引渡サルヘク私有地ナルトキハ時價ニ依リ該土地所有者ニ對スル一時拂若ハ年賦拂ヲ以テ會社ニ引渡サルヘキモノトス

會社所屬ノ土地ハ一切ノ不動產稅ヲ免除セラルルモノトス

會社ハ其ノ土地ニ關シ絕對的且排他的行政權ヲ有スヘシ（第四項略）

第十（第一項略）鐵道ニ由リ露西亞國ヨリ清國ニ輸入セラルル貨物ハ三分ノ一減ノ清國海關輸出又ハ輸入稅ヲ各支拂フモノトス

貨物カ内地ニ運送セラレタル場合ニハ右貨物ハ其ノ課セラレタル輸入税半額ニ均シキ通過税ヲ別ニ支拂フモノニシテ右通過税ハ該貨物ノ一切ノ補足的課税ヨリ免除スルモノトス

通過税ヲ支拂ハサル貨物ハ内地ニ於テ課セラルル一切ノ關税及雜金税ヲ支拂フヘキモノトス

第十二　清國政府ハ工事期間中竝鐵道カ完成シテ運轉セラルル日ヨリ更ニ八十年間會社ノ缺損ニ付如何ナル場合ニ於テモ何等責任ヲ負ハサル條該會社ニ對シ會社自己ノ計算及危險ニ於テ鐵道ヲ經營スル完全且排他的ナル權利ヲ讓渡スルモノトス

右期間經過シタル時ハ鐵道ハ其ノ一切ノ附屬物ト共ニ無償ニテ清國政府ニ引渡スモノトス

全鐵道線カ完成シ且運轉セラルル日ヨリ三十六年ノ期間經過スルトキハ清國政府ハ一切ノ投下資本竝鐵道ニ關スル一切ノ債務及其ノ利息ヲ全部償還シテ右鐵道ヲ買戻スノ權利ヲ有ス（第四項以下略）

二　滿洲ニ關スル條約及附屬協定（明治三十八年十二月二十二日北京ニ於テ調印）抄

（附屬協定）第六條　清國政府ハ安東縣奉天間ニ敷設セル軍用鐵道ヲ日本國政府ニ於テ各國商工業ノ貨物運搬用ニ改メ引續キ經營スルコトヲ承諾ス該鐵道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ但軍隊送還ノ爲遲延スヘキ期間十二箇月ヲ除キ二箇年ヲ以テ改良工事完成ノ期限トス千五箇年ヲ以テ期限ト爲シ卽光緒四十九年ニ至リテ止ム右期限ニ至ラハ雙方ニ於テ他國ノ評價人一名ヲ選ミ該鐵道ノ各物件ヲ評價セシメテ清國ニ賣渡スヘシ其ノ賣渡前ニ在リテ清國政府ノ軍隊竝兵器糧食ヲ輸送スル場合ニハ東清鐵道條約ニ準據シテ取扱フヘク亦該鐵道改良ノ方法ニ至テハ日本國ノ經營擔當者ニ於テ清國ヨリ特派スル委員ト切實ニ商議スヘキモノトス該鐵道ニ關スル事務ハ東清鐵道條約ニ準シ清國政府ヨリ委員ヲ派シ査察經理セシムヘク又該鐵道ニ由リ清國公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ關シテハ別ニ詳細ナル規定ヲ設クヘキモノトス

第四節　華府會議と滿蒙問題

緒　言

大正十年（一九二一年）十一月米國華盛頓に於て開催せられた軍備制限問題及び之に關聯する太平洋問題竝びに極東問題に關する列國會議は國際史上重要なる意義を有し、支那に於ける列國關係に大なる變革を齎した。以下同會議に於て採擇せられた諸條約、決議及び宣言等にして關東州租借地、滿洲及び蒙古に直接又は間接に關係を有するものにつき概說する。

支那に關する九國條約

支那に關する九國條約は大正十一年（一九二二年）二月六日華府會議最後の第六回總會に於て滿場一致を以て可決され、米、白、英、支、佛、伊、日、和及び葡の九箇國全權委員に依り調印せられたもので、支那に對する列國の政策及び關係を規律する要綱である。本條約は極東問題委員會に於て論議採決せられた種々の決議を一括し正文となしたもので、其の規定の要旨は左の通りである。

ルートの對支四原則　本原則は米國全權委員ルート氏が支那全權委員の提案と、各國全權委員の聲明した對支意見とを參酌綜合して作成し、委員會に於て可決したものである。該決議は從來列國間に承認せられた支那領土保全竝びに支那に於ける門戸開放及び機會均等に關する原則を、國際的正文に表示したものである。其の中支那の領土保全の外更に行政的保全を加へたこと竝びに支那が自ら有力鞏固

なる中央政府を確立維持することを希望し、之が爲關係列國は充分支持援助を與ふる趣旨を明らかにしたことは注目に値する（第一條）。

對支條約締結制限　支那を始め各國間に於てルート四原則に違反し又は之を害すべき如何なる條約、協定、取極又は了解をもなすべからざる旨を規定した（第二條）。

支那に於ける門戸開放及び機會均等主義　米國全權委員ヒューズ氏はルート對支四原則を更に具體的ならしめ、米國の傳統的政策たる支那に於ける門戸開放及び機會均等主義を確立する爲、列國は支那に於て商工業の開發に付獨占權又は優先權を主張せざることの決議案を極東問題委員會に提出し、各國全權委員の間に大いに論議せられた後修正可決せられたものである（第三條）。

勢力範圍不創定に關する決議　支那全權委員王寵惠氏が一九二一年十二月十二日極東問題委員會に於て支那に於ける各國の勢力範圍撤廢に關する提案を爲したが、種々の論議を生じ容易に決しないので、米國全權委員ルート氏は一月二十一日極東問題委員會に於て支那提案に修正を加へ、「各國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創定セントシ又ハ相互間ノ獨占的機會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス」との決議案を提出し、討議の上可決確定せられ二月四日總會議に於て採用せられたものである（第四條）。

支那の關稅に關する條約

大正十年十一月二十三日極東問題委員會に於て支那全權委員顧維鈞氏は關稅改正に關する支那提案の理由を說明し、支那稅關自主權恢復の前提として輸入稅率を一割二分五厘迄に引上げんことを要求する旨を述べた。各國委員は鞏固なる支那政府を樹立せしむる爲、先づ支那に財政上の餘裕を與ふ可しとの主旨に依り、本案の上程討議に贊同して分科會を設け本問題を考究調査することゝしたが、各國夫々利害關係を異にし複雜なる成行と事情があるので、會議數次に及んでも議容易に纏らず、翌大正十一年一月十六日の極東問題委員會に於て漸く成案を得、二月六日の總會議に上程確定せられ支那の關稅に關する條約として各國全權委員に依り調印せられた。

該條約の要旨

一　現行支那輸出入稅率表を改訂し、其の稅率を支那國と關係國との間の通商條約に定むるが如く現實從價五分に相當せしむること。而して其の爲に可成速に關稅改訂委員會を上海に於て開催すること（第一條）。

二　支那國と英國、米國及び日本國との現行條約に規定する附加稅を賦課する目的を以て、右條約に規定する釐金の急速の廢止及び他の條件の實行に就き準備を爲す爲特別委員會を開催すること。而して右會議は本條約實施後三月以內に支那に於て之を開催すること（第二條）。

三　前記特別會議に於ては、釐金の廢止及び他の諸條件の實行に先立ち適用すべき暫行規定を考量すべきこと。而して有稅輸入品に對し附加稅を賦課することを認むべきこと。右附加稅は一律に從價二分五厘とす。但し或種の奢侈品に付ては從價五分を超えざる範圍に於て增額し得ること（第三條）。

四　支那の總べての陸境及び海境に於て賦課する關稅率に付均一の原則を實行する取極を爲すべきこと（第六條）。

治外法權撤廢問題

治外法權撤廢に關する支那の提案は大正十年十一月二十五日極東委員會に上程せられ、支那全權委員王寵惠氏は支那提案に就いて詳細なる說明をなした。各國全權委員も右廢止要求の合理的なるを認

め原則として之に同意し、一分科を設けて本問題を審査することゝし、十一月二十九日極東問題委員會で分科委員會の提出した決議を採用し、更に十一月十日總會議に於て可決確定した。該決議の要旨は次の通りである。

治外法權の撤廢は支那國法律の狀態、其の施行の設備竝びに其の他の要件が、關係國を滿足せしむるに足ることを條件としてゐるので、關係國政府は各一名の委員を任命して委員會を組織し、支那國に於ける治外法權制度實施の現狀竝びに支那の法律、司法制度及び其の運用手續を調査せしめ、右事實調査竝びに支那國に於ける司法運用の現狀を改善する爲及び治外法權に關する各國の權利を漸次に又は其の他の方法に依り撤去することに就き、各國を首肯せしむべき立法及び司法上の改正を實行せんとする支那國政府の努力を援助し且促進する爲、其の適當と思惟する手段に關する勸告を關係國政府に報告せしむること。本委員會は關係國政府の協定する細目取極に隨ひ會議終了後三月內に組織せらるゝこと。

租借地還付問題

大正十年十二月三日極東問題委員會に於て支那全權委員は支那に於ける各國租借地の由來竝びに其の還付要求理由を說明した。之に對し日、英、佛三國全權委員は夫々各自の立場に依り意見を發表した。卽ち佛國代表は他國が其の租借地を返還する事に決定すれば、佛國も亦廣州灣の租借權を拋棄する旨を述べ、日本代表埴原氏は日本の租借權は支那より直接獲得したものでなく、人命と財帑との多大な犧牲を拂つて他國の權利を繼承したものである。膠州灣の租借地は既に之が還付を聲明してをり今右に關し日支間に於て交涉中である。又關東州卽ち旅順及び大連租借地は日本が適法に獲得したものであり且該地域が我が國の經濟生活及び國防上重大な利害關係を有してをることは、國際借款團設立に際し英、米、佛の三國も其の事實を承認して、此の地域に於ける我が重大なる利益の擁護せらるべきことを保證したのである。日本は此の租借地を放棄する意圖なきことを明らかにした。更に英國代表は英國の立場より云へば九龍租借地なくしては香港は全く無防禦の狀態に置かれる。然も香港の防備は英國の利益に關するのみならず全世界に影響を有するので、九龍租借地は他の動機に依りて獲得せられた租借地と同一に論ずることを得ない。次に威海衞租借地は他國の支那に於ける經濟的支配に對抗して、極東に於ける勢力均衡竝びに門戶開放主義の樹立を目的とする一般取極が成立すれば、英國も亦威海衞返還を辭するものでないと聲明した。

右各國の聲明に依り原則として租借地は還付するが、特殊事情の下に在るものは留保せらるべきものであることが大體承認せられた。次に大正十一年一月三十一日に山東問題に關する日支交涉解決の結果、英國及び佛國全權委員は各威海衞及び廣州灣を拋棄すべき旨公式に聲明した。

所謂二十一箇條問題

大正十年十二月十四日極東問題委員會に於ける勢力範圍撤廢に關する支那の要求案討議に際し支那全權委員王龍惠氏は、本來日本の關東州租借は一九二五年を以て滿期終了すべきもので、之を九十九箇年に延長したのは所謂二十一箇條要求に基く不當のものであるから、無效であるとの意見を述べた

が、日本全權埴原氏は强硬に之に反對し、若し支那が本會議に於て過去の條約の改正を要求するに於ては極力之が審議に反對する旨を聲明した。玆に於て米國全權委員ヒユーズ氏は、本問題は本會議の問題とせず日支兩國間に於て直接審議せられたしとの希望を述べたので何等纏ること無く散會した。

大正十一年一月十三日に至り、王全權は二十一箇條問題に關する一の陳述書を發表し、更に一月十六日本問題の討議を會議に上程せんとしたが、日本全權委員は之を會議に上程審議することに絕對反對し、又ヒユーズ全權より支那全權に對し本問題は山東問題の交涉案件解決後に讓るのが當然であることを勸告した。

其の後山東問題が解決せられたので二月二日極東問題委員會で日本全權委員幣原男は自發的に二十一箇條に關聯する優先權の放棄を聲明した。其の全文は左の通りである。

本委員會ノ前回會議ニ於テ支那委員ハ陳述書ヲ提出シテ千九百十五年ノ日支諸條約及交換公文ヲ再審シ而シテ之ヲ廢棄スヘキコトヲ切望セリ日本委員ハ支那委員ノ困難ナル立場ヲ諒トスルモ支那カ自由獨立ノ國トシテ締結セル國際協約ヲ廢棄セラルヘキ理由ヲ認メサルコトヲ聲明シタリ

ンカ爲現ニ執ラントスル手段ニ至リテハ同意ヲ表シ難シ惟フニ支那委員モ全權ヲ委任セラレタル兩國代表者ノ正式ニ署名調印シ確立セル國際慣行ニ據リ批准交換ヲ了シタル千九百十五年ノ取極ニ付其ノ法律的效力ヲ爭ハントスルノ意圖ニ非ルカ如シ玆ニ右文書ノ效力ヲ有スルヲ認ムルモノニシテ本取極ハ其ノ廢棄セラレサル限リ有效ニ存續スヘシトノ見解ヲ持スルコト明ナリ何國ト雖モ領土權若クハ其ノ他重大ナル權利ノ讓與ヲ承諾スルニ躊躇セサルモノニ非ルハ言ヲ俟タス然レトモ苟モ條約ニ依リ許與セラレタル權利カ許與者ヨリ自發的ニ進ンテ爲サレサリシ理由ニ依リ何時ニテモ廢棄シ得ヘキモノナリトノ原則ニ一度承認セラレンカ之亞細亞ノミナラス歐羅巴其ノ他到ル處ニ於ケル國際關係ノ平調ニ重大ナル影響ヲ及ホス極メテ危險ナル先例ヲ創出スルモノナリ

支那委員ハ陳述書ニ於テ千九百十五年ノ日本ノ要求ハ後日之ヲ再審シ且廢棄スヘキ時來ルヘキヲ庶幾シテ之カ承諾ヲ與ヘタルモノナル旨述ヘタルモ其ノ趣旨タルヤ支那ハ最初ノ機會ヲ捉ヘテ廢棄セントノ意思ヲ以テ條約ヲ締結シ得ルモノナルコトヲ云ハント欲スルモノニ非サルヘシ支那委員ハ本件條約及交換公文ハ華府會議ノ採用セル支那ノ主權及獨立尊重ノ原則ニ背馳スルモノナルヲ主張スルモ華府會議ハ却テ支那カ其ノ主權ノ行使ニヨル條約ヲ以テ爲シタル讓與ハ支那ノ主權及獨立ト背馳スルモノト認ムヘカラスト解シタルコト一再ニシテ止マラス

尙千九百十五年ノ條約及公文ヲ呼フニ所謂二十一箇條要求ナル辭句ヲ用フルハ頗ル明確ヲ缺キ且甚タシク誤解ヲ惹起スル處アルコトヲ玆ニ一言セサルヲ得ス右ハ日本ノ提案カ全部日本ノ强制ニ依リ支那ノ承諾セシ所ナリトノ誤レル印象ヲ與フルノ處アルヲ以テナリ

然ルニ實際ニ於テハ所謂第五項ノミナラス日本最初ノ提案中他ノ數箇ノ事項ハ支那政府ノ意嚮ヲ尊重シ最終要求ノ形ニ於テハ或ハ全然削除セラレ若ハ甚タシク變更セラレタリ更ニ本件交涉ニ關シ兩國政府ヨリ發表セル記錄ニ依レハ本件ノ條約及交換公文中ノ最重要ナル諸條項ハ最後通牒交付前已ニ支那委員ニ依リ實質上同意セラレタルモノナルコト判明スヘシ而シテ最後通牒ノ形ハ當時日本政府ニ於テ遷延ヲ重ネタル交涉ヲ速ニ結了セシムル唯一ノ方法ト思料セラレタルモノナリ日本委員ハ本會議ニ於テ參加國ノ一國カ他ノ一國ニ對シ有スル舊來ノ不滿ヲ穿鑿シ再ヒ審査ヲ行フモ何等益スル所ナカルヘク寧ロ互ニ希望ト信賴ノ情ヲ持シテ將來ニ對スルハ本會議ノ崇高ナル趣旨ニ合スル所以ナルヲ信スルモノナリ然リト雖モ千九百十五年ノ日支條約及交換公文締結後ニ於ケル事態ノ變遷ニ鑑ミ此機會ニ於テ玆ニ左ノ聲明ヲ爲スハ日本委員ノ欣幸トスル處ナリ

一　日本ハ㈠南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル鐵道敷設ノ爲ノ借款㈡右地域ニ於ケル課稅ヲ擔保トスル借款ニ關シ特ニ日本資本家ノミニ與ヘラレタル優先權ヲ最近ノ組織ニ係ル國際借款團ノ共同事業ニ提供スヘシ但シコノ聲明ノ如何ナル事項ト雖モ前記資本團體ノ共同事業ノ範圍ニ關シ同團體ノ參加諸國政府間及之ヲ組織スル各國資本團體間ニ交換セラレタル文書若ハ覺書中ニ明記セル諒解ヲ變更シ若ハ無效ナラシムルモノト解釋スヘキニ非ス

二　日本ハ南滿洲ニ於ケル政治、財政、軍事若ハ警察ニ付日本人顧問若ハ教官ノ傭聘ヲ爲サシムヘキ日支取極ニ依ル日本ノ有スル優先權ヲ主張スルノ意圖ナシ

三　尙日本ハ千九百十五年ノ日支條約及交換公文ノ署名ニ際シ日本政府最初ノ提案中ノ第五項ハ他日ノ交涉ニ讓ルヘシトノ

趣旨ヲ以テ議事錄中ニ留メタル日本ノ留保ハ之ヲ撤回スヘシ尙之等條約交換公文中含マルル山東ニ關スル事項ハ今日全部確定的ニ其ノ調整ヲ見且解決ノ域ニ達シタルハ玆ニ附言ヲ要セサルヘシ
日本カ上記ノ決意ヲ爲スニ至レルハ卽チ日本ハ終始支那ノ主權及機會均等等ノ主義ヲ顧念シ公正寬容ノ精神ニ遵由シタルモノナルコトヲ玆ニ明ニセントス

右聲明に對し支那全權委員王寵惠氏は、幣原全權の二十一箇條約第五項撤回を欣諾する。但日本が一九一五年の要求全部を抛棄しなかつたのは遺憾である。本問題は全條約廢棄の目的を以て公平に審査せらるべきであるから將來適當の機會に於て適當な解決を求むる權利を保留する旨を陳述した。次いで米國全權委員ヒューズ氏は山東問題に關する日支兩國交涉が圓滿に終結したのを悅ぶ旨を述べ、又二十一箇條約問題に就いては一九一五年五月日支兩國間協約締結當時、米國國務卿より日支兩國に送つた同文通牒の趣旨、卽ち支那に於て米國の有する條約上の權利を侵害し門戶開放機會均等の主義に背反する何等の取極をも承認しないことを反覆して、右は米國の傳統的政策と一致するものであるから米國は依然之を支持し、前記條約第二條、第三條及び第四條に依り支那が日本に與へたる特權に就いては米國は最惠國約款に依り之に均霑すべきことを主張すると共に、日本全權が該條約締結の際保留した第五項の希望條件を抛棄することを更めて聲明し、支那を初め列國間に疑惑を生ずるの因を除いたのを悅ぶ旨を述べた。而して前記日、米、支三國全權委員の陳述は之を總會の記錄に留めることゝして所謂二十一箇條問題に關する討議は玆に終結した。

在支外國郵便局撤廢に關する決議

大正十年十一月二十五日極東問題委員會に於て在支外國郵便局撤廢に關する支那提案が上程せられ支那全權委員施肇基氏は其の提案理由を說明した。元來在支外國郵便局の設置は多くは條約の規定に依らず、在支各國官憲が其の職務執行上及び在支外國人の通商上の通信を、不完全なる支那の通信事務に委託するを得ない事情があつたことに因つて生じたもので、支那政府の默認に依り慣行となつたものである。從來支那政府は之に就き屢〻各國政府に交涉し、又萬國郵便會議でも其の希望を陳述せる處なるにより、各國全權委員は原則として支那提案に同意を表し、文化委員會で審査の上決議案を作り十一月二十八日極東委員會で之を可決したが、日本全權委員は其の實施期に關し日本政府に請訓する必要あることを聲明した。其の後日本全權委員より分科委員長宛の公文を以て、日本國政府は(一)一九二三年一月一日以前に於て在支郵便局を撤廢することに關し異議なきこと(二)支那政府に於て經驗ある日本郵便官吏を適當なる人數丈聘用せられ度きことを通告した。右は十二月十二日極東問題委員會に於て報告せられ、翌年二月一日の總會議に於て確定せられたのである。該決議の要旨は次の通りである。

支那國ニ於ケル外國郵便局(租借地內ニ在ルモノ又ハ條約ニ依リ特ニ規定セラレタルモノヲ除ク)ノ廢止ヲ期スル爲支那國政府ノ表示シタル希望ノ正當ナルコトヲ認ムルニ因リ左ノ如ク決議ス

(一) 前記郵便局ヲ有スル四國ハ左記條件ノ下ニ之ヲ廢止スルコトニ同意ス

イ 有效ナル支那郵便業務ノ維持セラルルコト

ロ 支那國政府ハ外國人總辦ノ地位ニ關スル限リ現在ノ郵政ニ變更ヲ加フルノ意ナシトノ保障ヲ與フルコト

(二) 支那國及關係諸國ヲシテ必要ノ處置ヲ爲スコトヲ得シムル爲本取極ハ千九百二十三年一月一日迄ニ之ヲ實施スヘシ

右の決議に基き日本國政府は關東州租借地及び南滿洲鐵道附屬地以外の在支日本郵便局全部を撤廢することゝし、其の準備として先づ日支間郵便業務の聯絡其の他に付支那政府と協定を遂ぐる爲、大正十一年八月十八日以來兩國委員は北京に於て會商し、十二月九日に郵便物交換約定の調印を見た。

南滿洲鐵道附屬地郵便問題に就いては彼我の意見相違して纏らず、現狀を維持することの暫定的取極を爲したのである。

在支外國無線電信局撤廢に關する決議

大正十年十一月二十八日の極東問題委員會に於て支那全權委員施肇基氏は、支那に於て同政府の承認を得ずして建設せられた外國無線電信局は、速に之を撤廢せらるべき旨の提案を爲したので、之を分科會專門委員會の審査に附議したが、十二月七日極東問題委員に於て同專門委員會よりの左記報告に基き同趣旨の決議を可決確定した。

決議要旨

條約により若しくは利權讓與の形式により外國政府或は外國人が支那領土內に於て使用しつゝある總べての無線電信局は之を維持する條約或は權利に依り其の發信及び受信數を制限する。支那政府の許可無くして維持されつゝある無線電信局は交通部が之を一般公衆の爲有效に運用し得るに至れば支那に還附し之を交通部の管理に移す。但し支那政府は斯かる無線電信局の設立に要した經費を其の所有者に辨償すること。若し南滿洲鐵道沿線地帶及び上海の佛國租界に於ける無線電信局に關し問題を生じた時は該問題は支那政府並びに關係諸政府間に於て審議すべきものと見做す。又外國無線電信局の所有者又は經營者は互に打合を爲し、支那に於ける無線電信局相互間の發信上の妨害を避くる爲交通部と審議すること。此の協定は追て招集さるべき國際無線電信會議に於て決定せらるべき規定の成立迄效力を有すること。

在支外國軍隊撤退に關する決議

大正十年十一月二十九日の極東問題委員會に於て支那全權委員施肇基氏は、在支外國軍隊竝びに無線電信局の撤退要求案を說明し、支那の明白なる承諾なくして現在支那の領土內に存在する外國の軍隊、鐵道守備隊、警察官及び無線電信局を撤退若しくは撤廢すべきことを要求陳述した。同會議に於ては在支無線電信局撤廢案は列國間の議題と爲し、專ら在支各國駐屯軍竝びに警察官問題に付討議を爲すことゝした。先づ議長たる米國全權委員ヒューズ氏は、支那の右提案を以て一九〇〇年北淸事件最終議定書の規定に依り、支那に駐屯する各國軍隊には何等關係なき旨を支那全權委員に指摘したに對し、施全權委員は同提案が單に條約上の根據なくして支那に駐屯する軍隊等に關するものでなく又不法にとを答へた。日本全權委員埴原氏は、先づ日本の駐兵が何等侵略的目的を有するものでなく又不法に支那の主張を侵害せんとするものにあらざることを前提して、日本の軍警駐屯の理由を詳細に說明した。右の內關東州及び南滿洲鐵道附屬地に於ける軍隊の駐在は一九〇五年の滿洲に關する北京條約（附屬協約第二條）に依り支那の承認したものである。加之馬賊の出沒橫行甚だしい滿洲に於ては駐兵は絕對に必要である。條約に依り正當に承認せられた滿洲に於ける鐵道守備兵を維持するの權利寧ろ義務は、之を拋棄することは出來ない旨を主張した。

次いで大正十一年一月五日の極東問題委員會及び二月一日の總會議で、大要左の如き決議が採用された。

支那國カ同國內ニ在ル外國人ノ生命財產ノ保護ヲ保障スルニ於テハ各國ハ何時ニテモ條約又ハ協定ニ準據セスシテ現ニ支那國內ニ於テ任務ニ服スル自國軍隊ヲ撤退スルノ意思アルコトヲ聲明シ支那國亦同國ニ在ル外國人ノ生命財產ノ保護ヲ保障スルノ意思及能力アルコトヲ聲明シタルニ因リ各國政府ハ北京駐箚外交代表者ニ訓令シ支那政府ノ要求アルトキハ何時ニテモ其ノ代表者三名ト協調シテ前記ノ聲明ニ基キ惹起セラルルコトアルヘキ諸問題ニ付充分且公平ニ共同調査ヲ行フコト

極東問題諮議院に關する決議

米國全權委員ヒユーズ氏の門戸開放及び機會均等主義に關する提案には九國條約第三條として採用されたもの以外に、尙「是等ノ問題ニ關スル贊否ヲ附議スル目的ヲ以テ支那ニ調査局ヲ設置スヘク現存權利ニ關スル條項ニシテ他ノ權利條項ト牴觸シ又ハ機會均等門戸開放ノ主義ニ違反スルモノハ右調査局ニ提出附議スルコトヲ得ヘシ」との一項があつて、之に就いては大正十一年一月十八日の極東問題委員會で種々質義及び異論が出て、終に門戸開放及び機會均等主義に關する決議と切離すことゝなつたが、二月三日の極東問題委員會に於て更めて獨立の決議として通過し、二月四日第六回總會議で採用せられた。其の要旨は左の如くである。

九國條約第三條及第五條ノ實施ニ關聯シ生スルコトアルヘキ問題ニ付調査報告ノ爲之ヲ附議スルコトヲ得ヘキ諮議院ヲ支那ニ設置ス

同院ノ設立ニ關スル細目案ハ支那關稅率ニ關スル條約第二條ニ規定スル特別會議ニ於テ之ヲ起草シ關係諸國ノ承認ヲ求ムヘシ

支那國の又は支那國に關する現存容諾に關する決議

大正十一年一月十八日の極東問題委員會に於て支那全權委員顧維鈞氏は、列國が支那と締結せる條約協定等は其の秘密に屬するものと否とを問はず一切之を公表すべき旨の提案を爲した。依つて米國全權委員は之に修正を加へて一の決議案を作り、一月二十一日の極東問題委員會で討議の後支那國ノ又ハ支那國ニ關スル現存容諾ニ關スル決議として採用された。其の要旨は左の如くである。

支那國以外ノ諸國ハ支那國トノ間ニ又ハ支那國ニ關シ他ノ一國若ハ數國トノ間ニ締結シタル一切ノ條約、協約、交換公文又ハ他ノ國際協定ニシテ現ニ仍有效ナリト認メ且之ニ依據セント欲スルモノノ一覽表ヲ關係諸國ニ通牒スルノ目的ヲ以テ本會議總事務局ニ提出スヘキコト。今後締結セラルルコトアルヘキ前記性質ノ條約又ハ他ノ國際協定ハ其ノ締結後六十日以內ニ關係國政府ヨリ總テ之ヲ本協定加入國ニ通告スヘキコト。

第五節　滿洲國との關係

滿洲事變前の滿洲

昭和三年張作霖の歿後東三省は南京政府の利權回收方策に迎合し、我が國との各種既存條約を蹂躙して顧みず、滿洲關係の諸懸案三百餘件に對し何等誠意の見る可きものなく、滿鐵附屬地の回收、不平等條約の撤廢、打倒日本、日貨排斥等の諸運動を助長し、就中在滿鮮人に對しては教育機關を閉鎖し迫害追放を敢行した。此の間我が國は隱忍自重力めて平和的解決を期待したが、徒に其の反感を煽るに過ぎなかつた。斯くて昭和六年六月二十七日には中村大尉虐殺事件があり、次いで七月には萬寶山鮮農壓迫事件等起り、支那側の暴戾は其の底止する所を知らず日支關係は益〻急迫して來た。

滿洲事變勃發

昭和六年九月十八日北大營駐屯支那兵は奉天の北方柳條湖附近の滿鐵線路を爆破し、同時に我が獨

立守備隊を襲撃したので、急を軍司令部及び沿線要地に報ずると共に之に應戰し、一意機先を制して危險の原因を芟除するに至つた。

皇軍の此の機宜の處置に應じ、奉天、吉林、熱河、東三省特別區、洮南等は、舊東北軍閥に對して各獨立を宣言した。一方錦州方面に於ける反逆軍は益〻兵備を堅め、又義勇軍、馬匪賊は滿鐵沿線各地に跳梁したので、關東軍は十二月末より討伐を開始し翌年七月には哈爾濱方面の反吉林軍及び依欄附近に跳梁せる匪賊を殲滅し、更に八年二月、三月の熱河作戰に基く聖戰に依り我が軍の威武を示し所期の目的を達した。

滿洲事變に關する帝國政府の聲明書

政府は滿洲事變に對する我が國の立場を中外に宣明する爲昭和六年九月二十四日左の聲明書を發表した。

一　帝國政府ハ常ニ日華兩國ノ親交ヲ篤クシ共存共榮ノ實ヲ擧クルコトヲ一定ノ方針トシ終始コレカ實現ヲ期シテ苦心シ來レリ不幸ニシテ過去數年間中華官民ノ言動ハ屢〻我國民的感情ヲ刺戟スルモノアリ殊ニ我國ノ最緊密ナル利害關係ヲ有スル滿蒙地方ニ於テ最近不快ナル事件頻發シ竟ニ我友好公正ナル政策モ中國側ヨリ同一ノ精神ヲ以テ酬ユル處トナラサルカ如キ印象ヲ我國民一般ノ心裡ニ與ヘ物情騷然タルニ當リ偶〻九月十八日夜半奉天附近ニ於テ中國軍隊ノ一部ハ南滿洲鐵道ノ線路ヲ破壞シ我守備隊ヲ襲撃シコレト衝突スルニ至レリ

二　當時滿鐵沿線ヲ守備セル日本ノ兵力ハ僅カニ一萬四百名ヲ過キサリシニ反シソノ四邊ニハ二十二萬ノ中國軍隊アリ事態俄ニ急迫ヲ告ケコレト共ニ同地方ニ居住スル百萬ノ帝國臣民モマタ重大ナル不安ノ狀ニ陷リタルニ鑑ミ我軍隊ハ機先ヲ制シテ危險ノ原因ヲ芟除スルノ必要ヲ認メコノ目的ノ爲ニ迅速ニ行動ヲ開始シテ抵抗ヲ排除シ附近ニ駐屯スル中國軍隊ノ武裝ヲ解キ地方治安ノ維持ニツイテハ中國自治機關ヲ督勵シテソノ任ニ當ラシメタリ

三　我軍隊ハ前記ノ目的ヲ遂行スルヤ概ネ鐵道附屬地內ニ歸還集結シ目下附屬地外ニアリテハ警戒ノ爲奉天城內及吉林ニ若干ノ部隊並ニ數箇ノ地點ニ少數ノ兵員ヲ配置スト雖何レモ軍事占領ニ非ス或ハ帝國官憲カ營口稅關又ハ鹽務署ヲ占領セリト云ヒ或ハ四平街鄭家屯間或ハ奉天新民屯間ノ中國鐵道ヲ管理セリト云フモ又事實無根ナリ

四　帝國政府ハ九月十九日閣議ヲ開キテコノ上事態ヲ擴大セシメサルコトニ極力努ムルノ方針ニ決シ陸軍大臣ヨリ之ヲ滿洲駐屯軍司令官ニ訓令セリ九月二十一日奉天ヨリ吉林ニ一部隊出動セルモコレ同地方ノ軍事占領ヲ行ハンカ爲ニ非スシテ滿鐵ニ對スル側面ヨリノ脅威ヲ除カントセルニ外ナラス從ツテ目的ヲ達スルニ至ラハ我出動部隊ハ直ニ長春ニ歸還スル筈ナリ尙九月二十一日ニ至リ滿鐵沿線ノ不安ニ鑑ミ朝鮮駐屯軍司令官ノ麾下ニ屬セシメタルモ滿洲駐屯軍ノ總兵數ハ尙條約所定ノ制限內ニ止リ固ヨリ對外關係ニ於ケル事態ヲ擴大スルモノトイフヘカラス

五　帝國政府カ滿洲ニ於テ何等ノ領土的野心ヲ有セサルハ玆ニ反覆縷說スルノ要ナシ我期待スル所ハ擧寃帝國臣民カ安ンシテ各般ノ平和的事業ニ從事シソノ資本又ハ勞力ヲ以テ地方ノ開發ニ參加スルノ機會ヲ得シメントスルニアリ自國竝自國臣民ノ正當ニ享有スル權利利益ヲ擁護スルハ政府當然ノ職責ニシテ滿鐵ニ對スル危害ヲ排除セントスルモマタコノ趣旨ニ外ナラス帝國政府ハ固ヨリ日華善鄰ノ誼ヲ重ンスルニ於テ既定ノ方針ヲ恪守スルモノナルカ故ニ今次ノ不祥事ヲシテ國交ノ破壞ニ至ラシメス更ニ進ンテ禍根ヲ將來ニ斷ツヘキ建設的方策ヲ議センカ爲誠意中國政府ト協力スルノ覺悟ヲ有ス之ニヨリテ兩國間現下ノ難局ヲ打開シ禍ヲ轉シテ福トナスコトヲ得ハ帝國政府ノ欣幸コレニ如カサルナリ

國際聯盟の調査團派遣

九月十八日夜半に於ける日支兵衝突及び日本軍の奉天、吉林、長春占領は、同月十九日國際聯盟理事會の論議となつた。日本代表は同理事會に於て終始今次の事件の解決は日支兩國間の直接交涉に依

るべきことを主張し、且理事會の意見が多くは支那の實情に則せざるもの有るに鑑み、聯盟の極東に對する理解を增進し聯盟をして極東の平和維持に貢獻せしむる爲、聯盟が權威ある調査委員を極東に派遣して滿洲の事態及び支那の國情を詳細に親察し、各地に於ける排日、排貨運動其の他同國の事態にして國際平和を亂す原因となる一切の問題を研究せしむべきことを主張し、大體次の三原則を提示した。

(一)調査團は斷じて日本の行動を批判せざること

(二)調査委員の調査進行中に於て日支直接交涉が開始せられた場合、調査團は斷じて直接交涉に干涉せず又影響を與ふるが如き行動をとらざること

(三)支那本土及び滿洲に於ける支那の無統制なる國情竝びに排外運動の實情を正確精細に調査すること

調査委員數に就いては、日本は理事會に於て當初から三名說を主張したが結局五名に決定された。委員にはリットン卿(英)、クローデル將軍(佛)、コッコイ將軍(米)、シユネー博士(獨)、マレスコッテイ伯(伊)の諸氏が推薦され、右調査委員會は昭和六年十二月二十一日組織完了し、英代表リットン卿を委員長に推し、十二月四日プリマス出帆、米國經由二月二十九日來朝した。

一行は日本側參與官吉田大使を加へ東京に於て　天皇陛下に拜謁仰せつけられ、次いで諸大臣其の他政府の大官、銀行家、實業家各種團體代表者等と會見し、三月十四日上海に赴き、支那側參與官顧維鈞を加へ、同地に二週間滯在して上海問題を調査し、日本の陸海軍當局、支那政府の官吏實業家等と會見した。三月二十六日南京に赴き、國民政府主席林森、行政委員長汪精衞、軍事委員長蔣介石、羅外交、宋財政、陳交通、朱教育の諸部長其の他と會見を遂げ、四月一日漢口を經て九日北京著、張學良其の他舊滿洲政權の官憲と會見した。

斯くして委員會は四月二十日愈〻滿洲に乘込み奉天、長春、吉林、哈爾濱其の他に六週間を費し、四月二十九日一先づジュネーブに中間報告を爲した。

滿洲に於ては本庄關東軍司令官、日本總領事館員と會見した外、地方人民の代表者と公私の會見を行つた。

滿洲の調査を終へた委員は六月五日再び北京に歸著、羅外交、宋財政兩部長と再度の會見を行ひ、同月二十八日一行は朝鮮經由東京に赴き、七月四日著京、齋藤總理、內田外務、荒木陸軍の三大臣の外政府の首腦者と會見し、七月十五日退京、二十日三度北京に歸著した。玆に於て報告書の起草に著手し九月四日之を完成して同月二十二日聯盟事務局に提出した。

滿洲國の建國宣言

昭和七年三月一日に滿洲國の建國宣言發せられ、玆に中華民國との關係を離脫して王道政治を實行し、外に對しては信義を重んじ其の他既存の義務を尊重し、門戶開放、機會均等主義を遵守すべきこと等を內外に宣明した。次いで同月十二日帝國外十六箇國政府に右建設綱領の趣旨を通牒し正式外交關係の設定を要請したのである。右建國宣言書及び對外通告書は左の如くである。

滿洲國建國宣言

大同元年三月一日

想フニ我カ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬在シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併稽フヘシ。地質膏腴、民風樸茂、開放ヲ經ル

ニ迨ンテ生聚日ニ繁ク、物産豐饒實ニ奥府トナル。乃チ辛亥革命自リ共和民國成立以來、〔東省〕ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ、政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己カ有トナシ、貔貅相繼キ、竟ニ將ニ廿年ナラントス。狼厲貪婪、驕奢淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。

內ハ則チ暴斂橫征、恣意揮霍、以テ幣制紊亂、百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關內ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス。一再敗衂スルモ尙悛悔セス、外ハ則チ信義ヲ蠟棄シ釁ヲ隣邦ニ開キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ツテ排外ヲ事ト爲ス。加フルニ警政修マラサルヲ以テ、盜匪ノ橫行四境ニ遍ク、至ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓莩途ニ載ス。我カ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域內ニ託スルハ死ヲ待ツノミ、何ソ能ク自ラ脫センヤ。今ヤ何ノ幸ソ、手ヲ隣師ニ借リテ玆ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥盤踞シ、秕政萃聚セル地ヲ擧ケ一旦ニシテ之ヲ廓淸ス。此レ天我カ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ予ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ邁往無前、以テ更始ヲ圖ルヘキノミ。

是ヲ惟フニ內、中原ヲ顧ミレハ政革自リ以還、初メハ卽チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス、何ヲカ民生ト云フ、實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ、但タ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬、自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐僞ハ究詰スルニ勝ヘス。比來內鬨迭々起リ、疆土分崩シ、黨且自ラ存スル能ハス、國何ソ能ク顧ミラレン。是ニ於テ赤匪橫行シ、災祲薦リニ告ク。海內ヲ毒痛シ、民怨沸騰シ、政體ノ不良ヲ痛心疾首セサルハ無シ。而シテ曩昔ノ政治淸明ノ會ヲ追思ス、直ニ唐虞三代ノ遠キ如キハ幾及スヘカラス。此レ我カ各友邦ノ共ニ目睹シ、而シテ同シク感慨ヲ深ウスル所ナリ。夫レ二十年試驗ノ得ル所ヲ以テスレハ、其ノ結果一ニ此ニ至ル。亦廢然トシテ返ルヘシ矣。乃チ猶疾ヲ諱ミ、醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意ノ從違未タ遏抑スヘカラサルニ藉ランカ、然ラハ則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセハ、浸ク共產ニ至ルノミニ非ス、自ラ亡國滅種ノ地ニ陷リテ已マサラン。

今、我カ滿蒙民衆ハ天賦ノ機緣ヲ以テ、力メテ振拔ヲ求メ、自ラ政治ヲ萬惡國家ノ範圍外ニ脫セサレハ、勢必ス胥ヒ載セテ溺ニ及ヒ同盡ニ歸サンノミ。數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱河、〔東省〕特別區、蒙古各盟旗ノ官紳士民ノ集合ヲ經テ詳ニ硏討ヲ加ヘ、意思既ニ一致ニ趨ク。以ヘラク爲政ハ多言ヲ取ラス、只實行如何ヲ視ルノミ。政體ハ何等ヲ分タス、只安集ヲ以テ主ト爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ卽チ三千萬民衆ノ意向ヲ以テ卽日宣告シテ中華民國ト關係ヲ脫離シ滿洲國ヲ創立ス。玆ニ特ニ建設綱要ヲ將テ中外ニ昭布シ、咸ク聞知セシム。

竊ニ惟フニ政ハ道ニ本ツキ、道ハ天ニ本ツク。新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政ハ必ス眞正ノ民意ニ徇ヒ、私見ノ或存ヲ容サス。凡ソ新國家領土內ニ在リテ居住スルモノハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、卽チ其ノ他ノ國人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。其ノ應ニ得ヘキ權利ヲ保障シ、其ヲシテ絲毫モ侵損アラシメス。竝ニ力ヲ竭クシテ往日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ、法律ノ改良ヲ求メ地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ賢俊ヲ登用シ、實業ヲ奬勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ生計ヲ維持シ、警兵ヲ調練シ、匪禍ヲ肅淸セム。更ニ進ンテ敎育ノ普及ヲ言ヘハ當ニ禮敎ヲ是レ崇フヘシ。王道主義ヲ實行シ、必ス境內一切ノ民族ヲシテ熙熙皞皞トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム。其ノ對外政策ハ卽チ信義ヲ尊重シテ力メテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹セサルコトナシ。其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ノ滿蒙新國領土以內ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ照シ繼續承認シ、其ノ自ラ我カ新國境內ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノアラハ、何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戶開放機會均等ノ實際ヲ達セム。

以上宣布セル各節ハ新國家立國主要ノ大綱タリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、卽チ當ニ新組織ノ政府ニ由リテ其ノ責任ヲ負フヘシ。極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣誓ス。

天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。

謝外交總長ノ對外通告

大同元年三月十二日

玆ニ奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區竝蒙古各旗盟ノ民衆ハ全體奮起シテ獨立政府ヲ組織シ一九三二年三月一日ヲ以テ中華民國ヨリ完全ニ分離シ滿洲國ヲ建設ス本總長ヨリ貴外總長ニ對シ此旨ヲ通告シ得ルハ至極光榮トスル所ナリ惟フニ舊來軍閥東北諸省ニ盤踞シ人民ノ休戚ヲ顧ミス惟私利ヲ是レ圖ル內ハ苛斂誅求ヲ擅ニシテ人民ヲ塗炭ノ苦ニ陷ラシメ外ハ信

義ヲ無視シ各國ヲ目シテ仇敵ト爲ス加之中原ニ統一政府ナク群雄角逐シ戰禍連年同胞ヲ殺戮シ民生ヲ塗炭スルノ時ナシ是ニ於テ滿洲國人民ハ此ノ舊軍閥覆滅ノ機ニ乘シ同心協力シテ新國家ヲ建設シタル次第ナリ故ニ滿洲國政府ハ內ハ法律制度ノ完備ニ力ヲ竭シ以テ人民ノ安寧ヲ保證シ其ノ福利ヲ增進セシメ外ハ左ノ諸原則ヲ遵守シ以テ國交ノ親睦ヲ期シ世界平和ニ貢獻セントス

一　信義ヲ篤重シ事ノ大小ヲ論セス總テ和睦親善ノ主義ニ基キテ之ヲ處理シ以テ國際平和ノ維持增進ヲ圖ル

二　國際間ノ信義ヲ篤重シ國際法規及慣例ニ照シ新國家ニ於テ當然繼承スヘキモノハ直ニ之ヲ繼承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス

三　中華民國ノ各國ニ對シテ有スル條約上ノ義務中國際法及國際慣例ニ照シ新國家ニ於テ當然繼承スヘキモノハ直ニ之ヲ繼承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス

四　外國人ノ滿洲國領土內ニ於テ有スル既得權利ヲ侵害スルコトナキハ勿論其ノ生命財產ニ對シテハ當然之ヲ保護ス

五　外國人ノ滿洲國ニ來往セントスル者ハ均シク之ヲ歡迎シ各民族ニ對シテ平等公正ナル待遇ヲ與フ

六　各國トノ通商貿易ハ勞メテ之ヲ容易ナラシメ以テ世界經濟ノ發展ニ貢獻ス

七　門戶開放主義ヲ遵守シ外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ對シテ便宜ヲ與フ

以上ノ諸原則ハ乃チ滿洲國建設ノ趣旨ナリ

玆ニ貴國政府ノ完全ナル諒察ヲ得且我滿洲國トノ間ニ正式ニ外交關係ヲ成立セラレンコトヲ切望ス

本通告ハ既ニ左ノ各國外務大臣又ハ外交總長宛ニ夫々發送セリ

英國　埃地利　リスアニヤ
米國　白耳義　和蘭
日本國　丁抹　波斯
佛國　エストニヤ　衛瑪牙
獨國　伊太利　チエツコスロバキヤ
羅馬國　ラトビヤ

滿洲國承認に關する帝國政府の聲明

昭和七年三月一日滿洲國建國宣言の發布あり、次いで同年九月十五日帝國政府は滿洲國を正式承認する旨の聲明を發した。帝國政府の聲明は次の通りである。

滿蒙ハ曾テ帝國カ國運ヲ賭シテ其ノ危急ヲ救ヒタルノ地ナリ爾來二十有七年我カ官民一致シテ同地方ノ開發ニ參與シ苦心經營ノ結果今日ノ繁榮ヲ致シ今ヤ同地方ハ國防上國民的生存上帝國ト不可分ノ關係ニ立ツニ至レリ而モ近年過激思想ニ累セラレタル支那ノ排外的革命外交ノ爲滿蒙ニ於ケル我カ重大權益ハ日ニ月ニ蠶食セラレタルカ遂ニ九月十八日事件ノ勃發ヲ見我カ自衞權ノ發動トナレリ

然ルニ右滿洲事變ノ發生ニ伴ヒ舊東北政權ノ覆滅ヲ見ルヤ其ノ機ニ乘シ奉天、吉林、黑龍江、熱河ノ四省、東省特別區及蒙古族盟等ノ官紳士民相集リ協議ノ結果本年三月一日建國宣言ヲ發シテ卽日中華民國トノ關係ヲ離脫シ滿洲新國家ヲ創立スルコトヲ宣言スルト共ニ新國家ノ建設綱領ヲ昭布シ內ニ舊來ノ暗黑政治ヲ排除シテ王道政治ヲ實行シ又外ニ對シテハ信義ヲ重シ和親ヲ求メ其ノ他既存ノ義務ヲ尊重シ門戶開放機會均等主義ヲ遵守スヘキコト等內外ニ對スル極メテ公正妥當ナル政綱ヲ明カニセリ次テ同月十日帝國其ノ他十六箇國政府ニ通牒ヲ發シテ右建設綱領ノ趣旨ヲ反覆スルト共ニ同國トノ正式外交關係ノ設定ヲ要請スル所アリタリ

爾來帝國政府ハ半歲ニ亙リ多大ノ關心ト細密ノ注意トヲ以テ滿洲國ニ於ケル事態ノ發展ニ留意シ來レル處同國ノ前記內外ニ對スル政策ノ實行ニ關スル誠意ト熱心トハ正ニ信ヲ置クニ足ルモノアリ就中治外法權ノ撤廢及一般外國人ニ對スル內地開放問題其ノ他條約ノ改訂ニ付テハ特ニ委員會ヲ設ケ諸般ノ準備ヲ整フルト共ニ一方的措置ヲ以テ之ヲ斷案スル等ノコトナク飽迄關係國トノ合意ニ依リ之カ改訂ヲ實現セムトスル態度ノ顯著ナルモノアリ財政其ノ他諸般ノ施政ニ付テモ改善ノ跡既ニ見ルヘキモノアリ今ヤ滿洲國ハ著々トシテ獨立ノ實ヲ擧ケ前途ニ對シ多大ノ希望ヲ囑セシム

帝國政府ハ玆上滿洲國ノ內外ニ對スル態度ニ顧ミ又滿蒙ノ地カ我カ國防ノ安危、國民的生存ノ繫ル所ナルニ鑑ミ此ノ際速

ニ滿洲國ヲ承認シテ同地方ノ安定ヲ促進シ帝國ノ康寧ト東洋ノ平和トヲ永遠ニ確保スルノ基礎ヲ鞏固ナラシメムコトヲ期シ本十五日武藤全權大使ヲシテ滿洲國政府當局トノ間ニ議定書ヲ締結セシメ以テ同國ニ對シ正式ノ承認ヲ與ヘタリ右承認ノ實行カ帝國ノ加盟セル何レノ條約ニモ牴觸スルコトナキハ本年八月二十五日帝國議會ニ於ケル外務大臣ノ演說ニ之ヲ明カニセリ

本議定書ハ滿洲國カ其ノ住民ノ自由意思ニ基キ成立セル獨立國家タルコトヲ確認スルト共ニ同國ニ於テ帝國及帝國臣民カ從來條約其ノ他ノ約定ニ依リ有スル一切ノ權益ヲ確認尊重スヘキコトヲ定メ滿蒙ニ於ケル我カ各種權益ニ關スル從來ノ紛糾ヲ一掃スル外、滿蒙ニ對スル一切ノ脅威カ同時ニ帝國ノ康寧ニ關スルニ顧ミ日滿兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘク之カ爲メ所要ノ帝國軍ヲ滿洲國內ニ駐屯セシムルモノナルコトヲ規定シ以テ兩國間ノ善隣關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ東洋ノ平和ヲ確保セムトスルモノナリ

帝國ニ於テ滿蒙ニ對シ何等ノ領土的異圖ヲ有セサルハ帝國政府ノ累次宣明シ來リシ所ナルカ今次議定書前文中ニ於テモ日滿兩國ハ相互ニ其ノ領土權ヲ尊重スヘキコトヲ揭ケタリ將又滿洲國政府ハ其ノ三月十日附對外通牒ニ於テ外國人ノ經濟活動ニ關シ門戶開放主義ヲ尊重スヘキコトヲ明カニシ居レルカ元來帝國ノ滿蒙ニ對シ要望スル所ハ同地方ニ於ケル我カ正當ノ權益ヲ確保スルト共ニ一切ノ排外施政ヲ廢除シ內外人均シク其ノ生ヲ安ンスルニ在ルヲ以テ帝國政府カ滿蒙ニ於テ各國人何レモ均等ノ機會ノ下ニ經濟活動ニ從事シ同地方ノ開發ト繁榮トニ寄與セムコトヲ希望スルハ固ヨリ言ヲ俟タス

惟フニ滿洲國上下ノ其ノ內外ニ對スル政策實行ニ關スル誠實眞摯ノ態度ハ逐次全世界ノ認識ヲ深メ信賴ヲ博スルニ至ルヘク列國亦早キニ及ンテ同國トノ國交關係ニ入ルヘキヲ疑ハス玆ニ帝國政府ハ滿洲國ヲ承認スルニ當リ同國ノ前途ヲ祝福スルト共ニ帝國官民一致協力シテ克ク善隣ノ誼ヲ全ウシ日滿共存共榮ノ實ヲ擧クルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ望ム

日滿議定書の締結

帝國政府は滿洲國の內外に對する態度に鑑み此の際滿洲國を正式に承認して同國の安定を促進し、帝國の康寧と東洋の和平とを永遠に持續する爲、昭和七年九月十五日武藤特命全權大使と滿洲國政府との間に議定書を締結調印した。

日滿議定書

日本國ハ滿洲國カ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ヘキ限リ之ヲ尊重スヘキコトヲ宣言セルニ因リ日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲左ノ如ク協定セリ

一　滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限リ滿洲國領域內ニ於テ日本國又ハ日本國臣民カ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スルコト

二　日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス之カ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生スヘシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使　武藤信義　印

滿洲國國務總理　鄭孝胥　印